

平成30年12月25日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（15名）

1 番	朝 日 将 貴	3 番	加 藤 克 之
4 番	高 橋 八重典	5 番	永 井 利 明
6 番	鈴 木 みどり	7 番	那 須 英 二
8 番	三 宮 十五郎	9 番	早 川 公 二
10番	平 野 広 行	11番	三 浦 義 光
12番	堀 岡 敏 喜	13番	炭 竈 ふく代
14番	佐 藤 高 清	15番	武 田 正 樹
16番	大 原 功		

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

15番	武 田 正 樹	16番	大 原 功
-----	---------	-----	-------

4. 欠員（1名）2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（34名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	渡 邊 秀 樹
民 生 部 長 兼 福 祉 事 務 所 長	村 瀬 美 樹	開 発 部 長	安 井 耕 史
教 育 部 長	立 松 則 明	総 務 部 次 長 兼 庁 舎 建 設 室 長	伊 藤 重 行
民 生 部 次 長 兼 福 祉 課 長	山 下 正 巳	開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	伊 藤 仁 史
開 発 部 次 長 兼 都 市 計 画 課 長	大 野 勝 貴	会 計 管 理 者	山 田 淳
教 育 部 次 長 兼 図 書 館 長	横 山 和 久	監 査 委 員 長 事 務 局 長	羽 飼 和 彦
総 務 課 長	佐 藤 文 彦	財 政 課 長	佐 藤 雅 人
秘 書 企 画 課 長	安 井 幹 雄	危 機 管 理 課 長	伊 藤 淳 人
税 務 課 長	佐 野 智 雄	収 納 課 長	服 部 朋 夫
市 民 課 長	梅 田 英 明	保 険 年 金 課 長	服 部 利 恵
環 境 課 長	柴 田 寿 文	健 康 推 進 課 長	飯 田 宏 基
介 護 高 齢 課 長	藤 井 清 和	児 童 課 長	大 木 弘 己

十四山支所長	鈴木博貴	総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	村瀬修
農政課長	小笠原己喜雄	商工観光課長	横江兼光
下水道課長	水谷繁樹	会計課長	伊藤えい子
学校教育課長	渡邊一弘	歴史民俗資料館長	伊藤隆彦

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	石田裕幸	書記	鷲尾里恵
書記	伊藤国幸		

7. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	諸般の報告
日程第4	所信表明
日程第5 諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第6 議案第64号	第2次弥富市総合計画の基本構想について
日程第7 議案第65号	土地改良事業に伴う町の区域の変更について
日程第8 議案第66号	弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について
日程第9 議案第67号	弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
日程第10 議案第68号	弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第11 議案第69号	弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
日程第12 議案第70号	弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第71号	弥富市運動広場条例の一部改正について
日程第14 議案第72号	弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第15 議案第73号	平成30年度弥富市一般会計補正予算（第5号）
日程第16 議案第74号	平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第17 議案第75号	平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
日程第18 議案第76号	平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

日程第19 発議第8号 弥富市議会委員会条例の一部改正について

日程第20 発議第9号 弥富市議会会議規則の一部改正について

(追加日程)

日程第21 常任委員会委員の選任について

日程第22 議会運営委員会委員の欠員補充の選任について

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開会

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより平成30年第4回弥富市議会定例会を開会をいたします。
これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。
会議規則第88条の規定により、武田正樹議員と大原功議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（堀岡敏喜君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りをいたします。
第4回弥富市議会定例会の会期を本日から平成31年1月22日までの29日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から31年1月22日までの29日間と決定をいたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（堀岡敏喜君） 日程第3、諸般の報告をいたします。
地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査の結果の報告があり、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。
以上で、諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第4 所信表明

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第4、市長の所信表明を行います。
安藤市長。

○市長（安藤正明君） 皆様、おはようございます。
所信表明を述べさせていただきます。
本日ここに、平成30年第4回弥富市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私御多用の中御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。
また、本市の行政運営に当たりましては、これまで多大なる御尽力をいただいておりますことに心より感謝申し上げますとともに、改めまして深く敬意を表します。

私は、去る12月2日に執行されました弥富市長選挙におきまして、市民の皆様からの負託をいただき、これから4年間、弥富市政のかじ取り役の大任を預かることとなりました。今、壇上に立たせていただき、改めてその責任の重大さを痛感しているところでございます。

市民の皆様の大きな期待に応えられるよう、常に市民の皆様の声に真摯に耳を傾け、市の発展に向けて努力を重ねていく所存であります。

また、合併以来13年の間、歴代の市長や議員の皆様を初め、多くの方々の御尽力により、弥富市の一体感の醸成に努められ、旧弥富町と旧十四山村が培ってきた歴史、伝統、文化など、地域の特性を受け継ぎ、本市のさまざまな礎を築いてこられたことに、心から感謝と敬意を表するものであります。

この基盤を大切にしながら、議員の皆様の御意見をいただき、これから10年、20年先の本市の姿を見据え、新しい風を吹き込むことで、新しい弥富市として将来にわたり持続可能で元気なまちを実現する覚悟でございます。

今後、議員の皆様と相携えて、全力で市政運営に取り組んでまいり所存でございますので、議員の皆様を初め、広く市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、今議会は、市長就任後初の定例議会になりますことから、提案いたします議案の御説明に先立ち、私の市政運営に関する所信の一端を述べさせていただきたいと存じます。

全国的な人口減少や少子・高齢化が進展する現在、我々を取り巻く社会情勢は大きく変化してきております。また、経済情勢においては、雇用・所得環境の改善が続く中で景気は緩やかな回復基調が続いておりますが、かつてのような右肩上がりの経済成長は望むべくもありません。

本市の財政状況につきましても、生産年齢人口の減少に伴う将来的な市税収入の減少の可能性や、普通交付税の特例措置である合併算定がえの段階的削減、多様化、高度化する市民ニーズへの対応や社会保障費の増加、老朽化する公共施設などの日常生活を支えるインフラの更新などにより、一段と厳しさを増すことが予測されます。

そのような中、市民の皆様が安心して暮らすことができる環境を整備するために、市政運営に当たりましては、歴史・伝統・文化に学び、新しい弥富市へチャレンジしてまいります。

その方向性として、3つのスローガンを掲げ、取り組んでまいります。

1つ目は、健やかに暮らせる、安心で安全なまちづくりの推進でございます。

ここでは、7つの重点項目を掲げます。

1つ目は、河川・海岸堤防の耐震補強、排水機の整備更新を初めとした社会基盤整備の促進であります。

安心・安全は私たちの暮らしの基本であり、行政の重要な責務であります。海拔ゼロメートル地帯という地理的特徴などを十分に踏まえ、想定される大規模地震や激甚化する自然災

害への備えの強化をしていくため、国や県など関係機関と連携のもと、社会基盤の整備を促進してまいります。また、人の利を生かし、共助の精神により自主防災組織を中心に地域防災力を強化し、災害に強いまちづくりを推進いたします。

2つ目は、人口減少・少子高齢化の進行を踏まえたまちづくりの促進であります。

地方分権の推進により、地方自治体への権限移譲とともに責任がふえ、また人口減少社会に突入し、地方創生による地方の自立が求められております。市の将来を見据え、さまざまな方々の御意見を伺いながら取り組んでまいります。

3つ目は、公共施設の再配置、インフラ系施設の更新を踏まえた持続可能な行政運営への対応であります。

本市の財政状況は、歳入につきましては、港湾地域にある企業の固定資産税が堅調に伸びていることもあり、市税は増加傾向にあります。合併による普通交付税の割り増しもなくなりつつあり、市の財源は限られてきております。一方、歳出につきましては、少子・高齢化等に伴う社会保障費の増加、大規模事業が続くとともに、老朽化が進む公共施設の維持・改修費等が膨らむことが予測され、今後はこれまで以上に厳しい財政状況が続きます。公共施設マネジメントを進めるためには発想の転換が必要であり、今後は拡充から、施設の面積やコストは縮減しても機能は充実・向上させる縮充をするための創意工夫をしていかなければならない時代となってきました。

このような状況の中、平成30年3月に策定しました第4次行政改革大綱を着実に実行するとともに、現在策定を進めております公共施設再配置計画に基づく再配置を実行することで、健全な行財政運営を進めます。

4つ目は、市民等との協働・共助の仕組みづくりやコミュニティづくりの促進であります。

人口減少、少子・高齢化の時代を迎え、人々のニーズや地域課題は複雑、多様化しております。限られた予算や人材の中で行政サービスを継続していくためには、多様な分野での市民参加による協働のまちづくりを推進していくことが必要であります。

本市の将来を切り開くために、市民の皆様と力を合わせて、将来像を語り、その実現に向けて努力をしていくことが最も大切であると考えております。

5つ目は、子育て支援、高齢者福祉、障がい者福祉など保健・医療・福祉分野の充実であります。

これからの子育て支援や高齢者及び障がい者などの福祉は、物やサービスをただ提供するのではなく、互いに助け合うことを基本に、地域で支え合う共助の精神がとても重要であります。本市は、市民のきずながとても強いまちでありますので、何よりも市民の皆様一人一人が尊重され、子供からお年寄りまで助け合って生き生きと暮らせるまちにしていきたいと考えます。

全ての市民が地域の支え合いや触れ合いなどを通して、住みなれた地域で安心して暮らし続けられる社会環境の整備に努めてまいります。

6つ目は、誰もが安心して学べる教育環境や学習環境の整備であります。

本市の特性・資源や人材など、地域の教育力を生かした特色ある教育活動や、安全・安心な学校施設の充実に努めるとともに、生涯にわたって学び続け、充実した人生を送ることができるような生涯学習環境を整えてまいります。

7つ目は、市民参加型のスポーツを通じた健康づくりの推進であります。

市民の皆様の健康体力づくりへの関心が高まる中で、スポーツを通じた健康・体力増進に対する期待は大きいと言えます。そのため、ライフステージや一人一人の生活状況に応じたスポーツに親しむ環境づくりを進めてまいります。

2つ目のスローガンとしまして、地域産業が元気で、生き生きと働けるまちづくりの推進でございます。

ここでは、4つの重点項目を掲げます。

1つ目は、商工業を中心とした地域経済力向上の促進であります。

活力に満ちたまちにしていくためには、地域経済力向上の促進が重要であります。商工会の育成や、これと連携した地域の商店の維持・活性化の推進等により、商業の振興に努めるとともに、起業支援や中小企業の持続支援、商業地域の活性化のため、商工会や関係団体等と積極的な意見交換を行ってまいります。

2つ目は、活力ある農水産業の振興と農産品のブランド強化であります。

自然環境の恵みによる肥沃な農地や水による地の利を生かした、本市の基幹産業であります農業と地場産業の振興に努めます。また、輸入農産物の拡大や農水産業従事者の高齢化など厳しい状況にありますが、次の世代が夢と希望を持って農水産業に取り組めるよう、農産品のブランド強化や担い手の育成などを積極的に支援し、生産額の向上に努めてまいります。

3つ目は、名古屋港弥富埠頭・鍋田埠頭のコンテナ岸壁整備を初めとした港湾地域等の整備促進であります。

本市の南部の臨海地区であります弥富埠頭と鍋田埠頭は、日本一の総取扱貨物量を誇る名古屋港の一翼を担っております。弥富埠頭は、自動車積み出し基地を中心とした流通ターミナルや航空宇宙産業基地として活用され、鍋田埠頭は、耐震強化岸壁を備えた高規格のコンテナターミナルとして、東南アジア貨物の物流拠点として中部圏の経済を支えています。

本市の発展を握る重要施設の整備として、コンテナ岸壁整備やバース増加による港湾機能の強化など、関係機関との連携のもと港湾地域等の整備促進を図ります。

4つ目は、若い世代を呼び込む次世代産業を初めとした企業誘致、雇用の創出であります。

市内での就業の場の確保に資するため、交通の要衝としての特例を生かし、港湾地域にお

けるさらなる物流関連企業等の立地誘導や既存企業の育成等を進めます。

また、アジアNo. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区の指定を受けた地区が先端技術集約型の次世代産業拠点となるよう、国や県、名古屋港管理組合、企業等と連携を図ってまいります。さらに、企業誘致を初め各種産業振興施策の推進を通じて、若い世代を呼び込めるよう雇用機会の確保・充実を図ります。

3つ目のスローガンとしまして、人が行き交い魅力とにぎわいあふれるまちづくりの推進でございます。

ここでは、4つの重点項目を掲げます。

1つ目は、地域の特性・資源を生かした多彩な観光振興、交流拠点の創造であります。

本市には、海南こどもの国や弥富野鳥園、三ツ又池公園などの観光施設や、金魚、米、トマトなどの特産品があります。各シーズンには多くのお客様をお迎えし、観光の原動力となっております。このような地域の特性・資源を生かした観光振興や、交流拠点の創造を推進し、誘客増に向けた情報発信と参加者の満足度アップに努めてまいります。

2つ目は、地域貢献、にぎわい創出を呼び込む名古屋競馬場移転事業推進であります。

名古屋競馬場の弥富トレーニングセンターへの移転につきましては、愛知県競馬組合が2022年4月開業を目指し準備を進めております。

本市としましては、地域貢献、にぎわい創出を呼び込むチャンスとして捉え、名古屋競馬場移転に当たり、愛知県競馬組合に対して、防災面とにぎわい面から各種要望を出しておりますので、引き続き関係機関と連携を図り、魅力ある施設になるよう要望してまいります。

3つ目は、尾張西部地域を南北に縦断する地域高規格道路、一宮西港道路の整備推進であります。

一宮西港道路は、尾張西部地域を南北方向に有機的かつ効率的にネットワーク化する道路として、平常時の物流や交流は飛躍的に円滑になる上、災害時には緊急輸送路として住民の安全確保と企業の早期事業復旧に大いに寄与するものと期待されています。一宮西港道路の早期事業化に向け、本年度より関係自治体で一宮西港道路推進協議会を設立し、国や県等の関係機関に対して要望をしているところでありますが、今後も引き続き要望してまいります。

4つ目は、市の玄関口として駅前周辺の活性化、にぎわい創出であります。

J R・名鉄弥富駅や近鉄弥富駅周辺の活性化、にぎわい創出ということでは、12月21日から近鉄弥富駅南口ロータリー隣のポケットパークにおいて始まりました、やとみスイートハートプロジェクト主催のやとみ金魚イルミネーションが行われておりますが、今後もこのような市民や民間団体との協働での盛り上げ事業なども考えてまいります。

また、駅前周辺の活性化、にぎわい創出のためにも、駅周辺の土地所有者や民間事業者などとも話し合いの機会をつくってまいります。

以上、まちづくりや行政運営につきまして、大卒の基本的な考え方を所信として述べさせていただきます。

今後、本市が抱える課題等を再点検し、私自身の市政運営に対する具体的な政策や詳細な施策等につきましては、平成31年3月定例議会におきまして、当初議案案を交えながら、議員の皆様並びに市民の皆様にお示ししてまいります。

市政運営に当たりましては、何よりも公平・公正を常に心に置き、担ってまいります。そして、今後、さまざまな課題が生じてくるとは存じますが、臆することなく真正面から向き合い、真摯に全力で取り組んでまいります所存でございます。

結びに、議員の皆様並びに市民の皆様の深い御理解と一層のお力添えをお願い申し上げまして、私の所信表明とさせていただきます。ありがとうございました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第5、諮問第1号を議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本定例会におきまして、まず初めに御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、諮問1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、平野洋子氏が平成31年3月31日任期満了のため、その後任者として平野洋子氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております諮問第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

お諮りをいたします。

諮問第1号を適任することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、諮問第1号は適任とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第64号 第2次弥富市総合計画の基本構想について

日程第7 議案第65号 土地改良事業に伴う町の区域の変更について

日程第8 議案第66号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及び
ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第67号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につ
いて

日程第10 議案第68号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条
例の一部改正について

日程第11 議案第69号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の
一部改正について

日程第12 議案第70号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第71号 弥富市運動広場条例の一部改正について

日程第14 議案第72号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部改正について

日程第15 議案第73号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第16 議案第74号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第75号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第76号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第6、議案第64号から日程第18、議案第76号まで、以上
13件を一括議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案2件、条例関
係議案7件、予算関係議案4件でございまして、その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第64号第2次弥富市総合計画の基本構想につきましては、第2次弥富市総合計画の基
本構想を策定するため必要があるものであります。

次に、議案第65号土地改良事業に伴う町の区域の変更につきましては、土地改良事業の施行に伴い、町の区域を変更するため必要があるものであります。

次に、議案第66号弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第67号弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第68号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正及び議案第69号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第70号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の一部改正等に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第71号弥富市運動広場条例の一部改正につきましては、八穂グラウンドを設置するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第72号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第73号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、障がい者医療支援事業、障がい者自立支援事業等の扶助費の増額や人事異動に伴う職員構成の変動による増加が生ずることから、今後の執行見込みに合わせて予算を整理するものであります。

次に、議案第74号平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、介護施設等整備事業費補助金を増額計上するものであります。

次に、議案第75号平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第76号平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動に伴う職員構成の変動による増減が生ずることから、今後の執行見込みに合わせて予算を整理するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細については、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（堀岡敏喜君） 議案の説明を関係部長に求めます。

なお、補正予算は総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第64号第2次弥富市総合計画の基本構想について御説明申し上げます。

基本構想の策定につきましては、弥富市議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により議決を求めるものでございます。

提案書を1枚はねていただきまして、基本構想案がございます。

この基本構想案は、愛称を「わたしとみんなの未来計画」とし、計画期間を2019年度から2028年度までとするものでございます。

この基本構想案の表紙から3枚はねていただきまして、1ページ、2ページをごらんください。

基本構想の全体像でございます。1ページ左側に記載してございます計画策定の背景等といたしまして、時代潮流、弥富市の概況、市民ニーズの動向と市民協働の取り組み、第1次総合計画後期基本計画施策評価結果から、その右に記載してあります、まちづくりの課題認識を整理いたしまして、そうした課題を解決していくため、2ページの左側にあります基本目標を、1. いつまでも住み続けたい安全・安心なまちから、6. 市民と行政がつながり、ともにつくるまちまでの6つ設定をいたしました。また、それぞれの基本目標の下に施策目標を設定し、将来像として定めました「地域でつくる人・自然・文化の調和、輝く未来へつなぐまち・弥富」を目指すものでございます。

議案第64号の説明は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 議案第65号土地改良事業に伴う町の区域の変更についてを御説明申し上げます。

この案を提出させていただきますのは、弥富土地改良区が実施します五右工区の土地改良事業の施工に伴い、町の区域を変更するものでございます。

内容としましては、東中地一丁目128番の1の一部を換地処分のお知らせのありました翌日から西中地町五右に編入するものでございます。なお、土地改良事業の施工区域の図面と変更場所の新旧の図面を添付させていただいておりますので、参考にごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第66号弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用

及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 公職選挙法の一部改正に伴い、市議会議員選挙において頒布を解禁されたビラの作成に要する経費を公費負担できるようにすることといたしました。

2. その他必要な規定の整備を行うこととしました。

3. この条例は、平成31年3月1日から施行し、最初にその期日を告示される選挙から適用することとしました。

4. 弥富市長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例は、廃止することといたしました。

次に、議案第67号弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 特定任期付職員に適用する給料表の1号給から5号給までの給料月額を、それぞれ1,000円引き上げることとしました。

2. 特定任期付職員の期末手当について、12月期の支給割合を100分の170に引き上げることとしました。

3. 特定任期付職員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の167.5に引き上げ、2による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の167.5に引き下げることとしました。

4. この条例は公布の日から施行することとしました。ただし、3については平成31年4月1日から施行し、1については平成30年4月1日から適用し、2については同年12月1日から適用することとしました。

次に、議案第68号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 議会の議員の期末手当について、12月期の支給割合を100分の177.5に引き上げることとしました。

2. 議会の議員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の167.5に引き上げ、1による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の167.5に引き下げることとしました。

3. この条例は公布の日から施行することとしました。ただし、2については平成31年4月1日から施行し、1については平成30年12月1日から適用することとしました。

次に、議案第69号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

4枚はねていただきまして、弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、12月期の支給割合を100分の177.5に引き上げることとしました。

2. 特別職の職員で常勤のものの期末手当について、6月期の支給割合を100分の167.5に引き上げ、1による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の167.5に引き下げることとしました。

3. この条例は公布の日から施行することとしました。ただし、2については平成31年4月1日から施行し、1については平成30年12月1日から適用することとしました。

次に、議案第70号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について御説明申し上げます。

13枚はねていただきまして、弥富市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 給料表の給料月額を平均0.2%引き上げることとし、初任給は民間との間に差があることを踏まえ1,500円程度引き上げ、若年層についても1,000円程度の改定とし、その他はそれぞれ400円の引き上げを基本に改定することとしました。

2. 宿日直手当について、宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、勤務1回につき4,400円に引き上げることとしました。

3. 一般職の職員の勤勉手当について、12月期の支給割合を100分の95に引き上げることとしました。

4. 一般職の職員の期末手当について、6月期の支給割合を100分の130に引き上げ、12月期の支給割合を100分の130に引き下げることとしました。

5. 一般職の職員の勤勉手当について、6月期の支給割合を100分の92.5に引き上げ、3による引き上げ後の12月期の支給割合を100分の92.5に引き下げることとしました。

6. 管理職員特別勤務手当について、管理監督職員が災害への対処その他の臨時または緊急の必要により、平日午前0時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給することとしました。

7. 職員の特殊勤務手当のうち、非常配備従事手当を廃止することとしました。

8. その他必要な規定の整備を行うこととしました。

9. この条例は公布の日から施行することとしました。ただし、4から7までについては平成31年4月1日から施行し、1及び2については平成30年4月1日から適用し、3については同年12月1日から適用することとしました。

10. 平成31年4月1日前に、この条例による改正前の弥富市職員の特殊勤務手当に関する条例に定める業務に従事した職員に支給することとなった特殊勤務手当で、同日以後に支給

するものについては、なお従前の例によることとしました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 議案第71号弥富市運動広場条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただき、運動広場条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 八穂グラウンドを設置し、使用料の額を1面ごと1時間につき700円とすることといたしました。

2. この条例は、平成31年2月1日から施行することといたしました。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 議案第72号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について御説明申し上げます。

3枚はねていただきまして、弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例のあらましをごらんください。

1. 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員の基礎資格について、専門職大学の前期課程を修了した者を追加することとした。

2. この条例は平成31年4月1日から施行することとした。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 補正予算について御説明申し上げます。

議案第73号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第5号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億510万円を追加し、歳入歳出予算の総額を185億9,875万8,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、民生費国庫負担金3,027万6,000円、民生費県負担金1,513万8,000円、財政調整基金繰入金5,057万円を増額計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきまして、障がい者医療支援事業の身体障がい者更生医療給付費2,366万1,000円、障がい者自立支援事業の介護給付費・訓練等給付費2,104万円、障がい児通所支援事業の障がい児通所給付費1,225万2,000円であります。

また、人事異動に伴う職員構成の変動等による増減が生ずることから、今後の執行見込みに合わせて予算を整理するものであります。

次に、議案第74号平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）につきましては、介護施設等整備事業費補助金519万1,000円を増額計上し、歳入歳出それぞれ519万1,000円を

追加し、歳入歳出予算の総額を33億2,889万6,000円とするものであります。

次に、議案第75号平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動に伴う職員構成の変動等により増減が生ずることから、今後の執行見込みに合わせて予算を整理し、歳入歳出それぞれ288万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を3億9,711万3,000円とするものであります。

次に、議案第76号平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、人事異動に伴う職員構成の変動等により増額が生ずることから、今後の執行見込みに合わせて予算を整理し、歳入歳出それぞれ36万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を13億5,536万3,000円とするものであります。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） お諮りをいたします。

本案13件は継続議会で審議をしたいと思います、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案13件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第19 発議第8号 弥富市議会委員会条例の一部改正について

日程第20 発議第9号 弥富市議会会議規則の一部改正について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第19、発議第8号及び日程第20、発議第9号、以上2件を一括議題といたします。

本案は議員提案でありますので、提出者である佐藤議員に提案理由の説明を求めます。

佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 発議第8号弥富市議会委員会条例の一部改正について提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、全議員で市政全般にわたる問題点、行政の方向性、タイムリーな情報を共有し、市民への情報発信を確実に速やかに行うため改正の必要があるからであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

次に、発議第9号弥富市議会会議規則の一部改正について提案理由を申し上げます。

この案を提出するのは、弥富市議会委員会条例の一部改正に伴い必要があるからであります。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕



○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認め、これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

那須議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

発議第8号と発議第9号について、反対の立場で討論させていただきます。

この間、議会改革協議会において、この件に対して幾たびか議論させていただきました。私としては、賛同できかねる立場として発言させていただきます。

まず、私の反対理由といたしまして、第1に、地方自治法において第109条1項、2項は、この常任委員会とその役割について書かれております。その一部を紹介いたしますと、例えば委員会の役割の後段部分、少人数の各委員会に事務を分担させて審議・調査したほうが、一般的に合理的かつ効率的であるという観点から認められたのがこの委員会の役割として示されています。

また、委員会制度が採用された理由といたしまして、議案を少人数の委員会でより専門的に、より迅速に、より柔軟に審査し、内容を深められるよう地方議会にも委員会制度が採用されたと記してございます。

この委員会を今、一本にするということにおいては、地方自治法のこの意に反しているのではないかと思いますし、また規模といたしましても、人口5万人未満の都市からしますと、全市814市の中で4件しかないということでございます。しかもこの4件は北海道の4件で、いずれも1万人以下か少し超える程度の人口規模での1委員会の常任委員会の今現状となっております。三重県のほうでもまた新たに1つの常任委員会にされるところもあるようでございますけれども、これも1万人を少し超える程度の規模の自治体でしかありません。この弥富市の人口からすると4万4,000を超えるこうした市では例がないという状態になります。そうした中から、規模としてもふさわしくないのではないかと私は思います。

また、発議の中には情報共有を迅速にということがございますけれども、この件に関しては、委員会ごとに会派で出席しておりますので会派で報告し合うか、1人会派の場合は委員外出席で、今までどおり2常任委員会で何ら問題ないと私は思います。

また、実際にこの1常任委員会にしてしまうことにおいて、現実問題といたしまして、1日で2つの委員会を行えることとなります。予備日としては確かに設けてあるということでございますけれども、実際には時間を気にしながらということになり、質問を控えるような危惧があるということでございます。

以上のことにより、さほどメリットを感じられないとともに、リスクのほうが大きいという点で、私は反対させていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論のないことを確認しましたので、討論を集結し、これより採決に入ります。

発議第8号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、発議第9号は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堀岡敏喜君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案のとおり可決をされました。

ここで、暫時休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時49分 休憩

午前11時08分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。

弥富市議会委員会条例の改正により、日程を追加し、常任委員会委員の選任についてを議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、日程を追加して、常任委員会委員の選任についてを議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第21 常任委員会委員の選任について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第21、常任委員会委員の選任についてを行います。

お諮りします。

常任委員会委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、三宮十五郎議員、大原功議員、武田正樹議員、佐藤高次議員、炭竈ふく代議員、堀岡敏喜議員、三浦義光議員、平野広行議員、早川公二議員、那須英二議員、鈴木みどり議員、永井利明議員、高橋八重典議員、加藤克之議員、朝日将貴議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、常任委員会委員には、ただいま指名いたしましたとおり選任をすることに決定をいたしました。

それでは、常任委員会による正・副委員長を互選をするため、暫時休憩をいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前11時09分 休憩

午前11時10分 再開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（堀岡敏喜君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

委員会条例第9条第2項の規定による常任委員会の正・副委員長が互選をされましたので、結果を事務局長より報告をさせます。

事務局長。

○議会事務局長（石田裕幸君） 失礼させていただきます。

協議いたしました結果を報告させていただきます。

常任委員会委員長には平野広行議員、副委員長には鈴木みどり議員でございます。

報告事項は以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） お諮りをいたします。

議会運営委員会の委員に欠員が生じておりますので、委員の欠員補充のための日程を追加して、議会運営委員会委員の欠員補充の選任についてを議題としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） よって、日程を追加して、議会運営委員会委員の欠員補充の選任についてを議題として行うことに決定をいたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第22 議会運営委員会委員の欠員補充の選任について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第22 議会運営委員会委員の欠員補充の選任についてを議題とします。

お諮りをいたします。

議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第8条第1項の規定により、炭竈ふく代議員を指名したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員に、ただいま指名をいたしましたとおり補充選任をすること

に決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時12分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 武 田 正 樹

同 議員 大 原 功

平成31年1月8日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（14名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 3 番 | 加 藤 克 之 |
| 4 番 | 高 橋 八重典 | 5 番 | 永 井 利 明 |
| 6 番 | 鈴 木 みどり | 7 番 | 那 須 英 二 |
| 8 番 | 三 宮 十五郎 | 9 番 | 早 川 公 二 |
| 10番 | 平 野 広 行 | 11番 | 三 浦 義 光 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（1名）

12番 堀 岡 敏 喜

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 3 番 | 加 藤 克 之 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 欠員（1名）2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

|                                                              |         |                            |         |
|--------------------------------------------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                                                          | 安 藤 正 明 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                                                        | 奥 山 巧   | 総 務 部 長                    | 渡 邊 秀 樹 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長                                     | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長                    | 安 井 耕 史 |
| 教 育 部 長                                                      | 立 松 則 明 | 総 務 部 次 長 兼<br>庁 舎 建 設 室 長 | 伊 藤 重 行 |
| 民 生 部 次 長 兼<br>福 祉 課 長                                       | 山 下 正 巳 | 開 発 部 次 長 兼<br>土 木 課 長     | 伊 藤 仁 史 |
| 開 発 部 次 長 兼<br>都 市 計 画 課 長                                   | 大 野 勝 貴 | 会 計 管 理 者                  | 山 田 淳   |
| 教 育 部 次 長 兼<br>生 涯 学 習 課 長 兼<br>十 四 山 ス ポ ー ツ<br>セ ン タ ー 館 長 | 安 井 文 雄 | 教 育 部 次 長 兼<br>図 書 館 長     | 横 山 和 久 |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長                                         | 羽 飼 和 彦 | 総 務 課 長                    | 佐 藤 文 彦 |
| 財 政 課 長                                                      | 佐 藤 雅 人 | 秘 書 企 画 課 長                | 安 井 幹 雄 |
| 危 機 管 理 課 長                                                  | 伊 藤 淳 人 | 税 務 課 長                    | 佐 野 智 雄 |
| 収 納 課 長                                                      | 服 部 朋 夫 | 市 民 課 長                    | 梅 田 英 明 |

|                                      |       |        |        |
|--------------------------------------|-------|--------|--------|
| 保険年金課長                               | 服部利恵  | 環境課長   | 柴田寿文   |
| 健康推進課長                               | 飯田宏基  | 介護高齢課長 | 藤井清和   |
| 児童課長                                 | 大木弘己  | 十四山支所長 | 鈴木博貴   |
| 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 村瀬修   | 農政課長   | 小笠原己喜雄 |
| 商工観光課長                               | 横江兼光  | 下水道課長  | 水谷繁樹   |
| 会計課長                                 | 伊藤えい子 | 学校教育課長 | 渡邊一弘   |
| 歴史民俗資料館長                             | 伊藤隆彦  |        |        |

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |      |   |      |
|--------|------|------|---|------|
| 議会事務局長 | 石田裕幸 | 書    | 記 | 鷲尾里恵 |
| 書      | 記    | 伊藤国幸 |   |      |

7. 議事日程

|      |            |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問       |

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○副議長（三浦義光君） おはようございます。

まずは、堀岡議長より本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。議長が欠席されたので、地方自治法第106条第1項の規定により、本日、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきますので、御協力よろしくお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（三浦義光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、朝日将貴議員と加藤克之議員を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

#### 日程第2 一般質問

○副議長（三浦義光君） 日程第2、一般質問を行います。

順次、発言を許します。

まず永井利明議員、お願いいたします。

○5番（永井利明君） おはようございます。

5番 永井利明でございます。

本日は、通告に従いまして、教育問題1点につきまして質問をさせていただきます。

まずもって、市長就任おめでとうございます。

新しく市長がかわりましたので、私がこれまで通算12回にわたって一般質問で取り上げてまいりました教育問題について認識していただきたく、本日はその中でも大きく3点を初め、これからの教育政策というテーマで質問をさせていただきたいと思います。

まず第1点目、教育について、市でやるべきことということで質問をさせていただきます。

市でやるべきことは、言うまでもなく環境整備であります。国は、主に教育制度、教育内容を決めてまいります。県は、主に教職員の採用、人事、給与に関することであると認識しております。しかし、近年はこの3者の範疇が入り乱れてきているのが現状ではないかと思えます。

さて、市の主な担当である教育環境整備について、私は過去の議会で教育の弥富を目指せと言ってまいりました。まず、物的な面ではどうでしょうか。他の市町村と比べてどうなんでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

○副議長（三浦義光君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） おはようございます。

教育環境の整備における物的な面について、他市町村と比べてどうかという御質問でございますが、本市では教育環境の整備として、今年度9月から使用している中学校へのエアコンの設置、来年度6月末の設置を目指している小学校へのエアコンの設置、加えて各校へのタブレットパソコンの配備が上げられます。これは、近隣市町村に先行したものでございます。他には、電子黒板の導入や校務支援システムの導入により、わかりやすい授業や教員の校務多忙化の軽減に取り組んでおります。

これらの整備状況は、他の市と比べて決して劣るものではないと考えております。今後も、限られた予算の中、教育環境の整備に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの答弁にありましたように、確かにエアコンの早期設置というのはすばらしいと思います。国からの補助も受けてやるわけでありましたが、なかなか難しい自治体もあるやに聞いております。

その他、新しくできた弥富中学校や日の出小学校は、まさに先進的な校舎であり、教育の弥富といっても過言ではないと思います。

しかしながら、人的環境はどうかということであります。さきにも申しましたように、教職員の人事、給与は県であります。そして、教職員定数は国であります。昨今は、学校を訪問いたしましても県の正規教職員以外にたくさんの職員の方が見えます。県教委採用の常勤・非常勤講師の方も見えれば、再任用の方、市単独採用の特別非常勤講師、特別支援教育支援員、ALT、部活動指導員、スクールカウンセラー等々数多くの職種の方が見えます。それでも、現場からは職員が足りないという声を耳にします。

他市町村にない、市独自の職員配置はどうなっているのか、お答えをいただきたいと思います。

○副議長（三浦義光君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 他市町村にない、市単独の職員配置はどうなっているかという御質問でございますが、本年度から3中学校に5人配置している部活動指導員、また来年度から3中学校に配置予定のスクールサポートスタッフは、近隣市町村にない支援員の配置でございます。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 他市町村と比べて、まさるとも劣らないというように捉えていきたいと思います。

しかし、それでも足りないという声であります。その理由は何なのか。簡単であると思いますが、まさに一人一人を大切にする教育が中心になってきているからだとは思います。



もちろんこれはいいことであります。しかし、そのためには人が足りないということにつながってくるわけです。部活動指導員の配置、また新しく配置予定のスクールサポートスタッフなど、先進的な人員配置もあります。

つい先日の市Ｐ連におきましても、市への要望は職員の増員であったやに聞いております。実際、ＰＴＡ、教育現場からはどんな声が上がっているのかをお答えいただきたいと思えます。

○副議長（三浦義光君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 実際のＰＴＡ、教育現場からはどのような御要望があるかという御質問でございますが、ＰＴＡからは１点目として、障がいのある児童・生徒の増加、障がいの状況が多様化していることから、特別教育支援員の増員、雇用時間数の増加、２点目に安心・安全な学習環境を確保するために、老朽化による施設の修繕、トイレの洋式化、運動場の整備、体育館等の改修がございます。また、教育現場からは、廊下・階段の改修、給食施設の修繕などがございます。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 永井議員。

○５番（永井利明君） 来年度の予算編成もほぼでき上がってきているかと思えますけれども、市単独の職員配置の増員を期待して、２番目の質問に行かせていただきます。

これはおとしの12月議会で質問させていただいた教職員の業務改善ということについての続きでということで、御理解をいただければというふうに思います。

とにかく、新聞紙上でも教員の働き過ぎが問題になった年でありました。もちろん今も続いていると思います。教員の勤務時間チェックをやられていると思いますが、本市の教職員の時間外勤務は改善されたのでしょうか。お答えをいただきたいと思えます。

○副議長（三浦義光君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 本市の教職員の時間外勤務は改善されたかという御質問でございますが、本年度実施した教職員の在校時間調査によりますと、昨年度と比較して、教職員の時間外勤務は、小学校では全体的に在校時間の縮減が見られました。中学校においては、100時間を超える教職員について減少しております。

本年度から、市内各小・中学校で導入した勤務時間終了後の留守番電話対応は、職員から多忙化解消に役立っているとの意見を多数聞いております。

今後も、市教育委員会と各小・中学校が連携して工夫を重ねながら、教職員の時間外勤務の縮減に努めてまいります。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 永井議員。

○５番（永井利明君） すばらしいことだと思います。しかし、そのしわ寄せがどこかの機関を忙しくするということになってはいけないと思います。例えば、教育委員会事務局が超多

忙になってしまつては本末転倒であります。

また、本当に時間外勤務が減ったのか、精査していく必要があります。夜10時、11時まで働いていたのが、9時、10時になったということであれば、少しは前進であります。五十歩百歩という捉え方もできると思います。また、家へ持ち帰ってやる仕事がふえたということであれば、それも問題だろうと思います。業務の中身を精査しなければなりません。

これまでの議論の中で、時間外労働の一番大きな要因として部活動がありました。いや、ありますと言ったほうがまだいいかもしれません。これも、昨年6月議会で質問をいたしました。まだ年度がかわっておりませんが、いささかでも進捗は見られましたでしょうか。来年度からの見通しについてもお答えをいただきたいと思います。

○副議長（三浦義光君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 部活動が時間外勤務の大きな要因の中、その後の解消に向けた進捗状況についてどうか、また来年度からの見通しについてという御質問でございますが、本年度、小学校の部活動においては、バスケットボール部、サッカー部、金管バンドなどの部活動は今年度を最後にして、社会教育やクラブ活動に移行します。実質、小学校は来年度春の陸上特設部以外はなくなります。また、中学校においては、3中学校に部活動指導員を配置しました。

部活動指導員は、顧問教諭に競技や専門の経験がなく、指導に困難を来している場合、こんなに有益な存在はありません。今は、部活動指導員配置事業の進め方について、よりよい運用の仕方を試しながら進めておりますので、目に見えて改善している状況ではございません。しかしながら、顧問の教員にかわって生徒を試合会場に引率できることが部活動指導員の職務として認められております。試合当日には審判も務めることとなる教諭にとって、部活動指導員の存在は大いに助かっているとの意見を学校から聞いております。

部活動の活動時間については、本年度より、原則平日で1日以上、土日で1日の休養日を設けて実施しています。部活動のみによる時間外勤務の調査はしておりませんが、次年度以降も各校において計画的な練習計画の立案や効率的な練習方法などの検討を重ねながら、多忙化解消に向けた取り組みを重ねていきたいと考えております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 小学校部活は、かなりすっきりしたものとなり、教職員の負担もこれまでよりも減るものと思われます。

中学校部活においては週2日の休み、平日の練習は2時間程度、土日はどちらかで3時間程度というのは守られてきているように思います。しかし、土日祝日など例外を認めると、どうしてもなし崩しになっていくようになります。過去には、せつかくの連休も、ゴールデンウィークも、全て部活だったということもありました。

やはり小・中学校では、全体的に見て正常な教育活動が行われなければならないと思います。これは、もはや時代の要請であります。

また、教員の業務改善ということで、私の考えを少し述べたいと思います。

近年、新しく入ってきたことといえば、道徳の教科化、小学校英語の導入、ＩＣＴ教育など、どんどん入ってきております。そのたびに教員は準備をしたり、研修を受けたりしなければなりません。そうかといって、これまで二、三十年にわたって入ってきた人権教育、平和教育、食育、環境教育などなど、数百とも言われる新しい教育は消えてはいきません。やはり、新しいことが入ったら、過去のはどんどん精査して、余り取り上げなくてもいいようにしなければ、本来の教科教育ができません。飽和状態のところ無理やり入れているように思います。これでは日本の教育はだめになると思います。教育内容を決める国に、私の声が届けばと願っております。

それでは、最後に３番目として、小・中学校の適正規模についてお伺いしたいと思います。

このことにつきましては、おとしの９月議会でお尋ねをいたしました。そのときのまとめの答弁では、適正規模検討委員会の意見を尊重しながら、具体的な適正配置や学校のあり方を教育委員会で提案し、総合教育会議で審議していくというものでありました。

そのとき以降の進捗状況を教えていただきたいと思います。

**○副議長（三浦義光君）** 立松教育部長。

**○教育部長（立松則明君）** 適正規模及び適正配置について、その後の教育委員会、市長主催の総合教育会議での進捗状況はどうかという御質問でございますが、平成28年３月に答申された「弥富市小・中学校の適正規模及び適正配置について」では、小学校では小規模校のよさを生かすことで当面は現状のまま乗り切っていくこととされ、中学校では市に３つの中学校は適正な数であるが、バランスが悪く、通学区域を変更することで弥富中学校の大規模化を抑える。そして、十四山中学校の生徒数を増加させ、老朽化した校舎を改修し、武道場と体育館を新築し、新しい中学校のイメージが湧く校名に変更することとされてきました。

教育委員会におきましては、小・中学校の適正規模、適正配置を４つの視点で考察してきました。１つ目は、この答申の考えを尊重することです。２つ目は、子供の願い・地域の思いを尊重することです。３つ目は、中期財政計画、公共施設総合管理計画を考慮しなければならないこと。４つ目に、小学校では2020年度、中学校では2021年度から実施される新学習指導要領の考えに沿うことも重要なことであると考えています。

特に、４つ目について、新学習指導要領の基本的な考えは、「主体的・対話的な深い学び」であります。これまでは、一人一人の個性を大切にする教育が主体でした。ところが急激で慢性的な少子化で、子供が人と接する機会が少なく、コミュニケーション能力に問題が出てきました。できるだけ多くの人と接し、対話することで学んで、「生きる力」をつける

というものです。

今現在、クラスの人数が10人という小学校があります。また、来年度、新入学生が13人予定されている学校があります。答申に沿って、6年間、この教育環境でよいかどうかを検証しなければなりません。昨年度、総合教育会議では、子供の教育環境について、適正なクラスの人数のことも論じてきました。

中学校の配置については、平成28年度の答申後、平島自治会役員の方に答申に対する意見を伺った際、平島地区の通学区域を分断する形での統廃合には同意が得られず、統廃合は地域をまとめた形で考えてほしいと地域の代表からの御意見を伺いました。今年度の公共施設マネジメント推進委員会でも同様の意見を委員から伺いました。

一昨年の総合教育会議では、答申の考えを取り入れた配置計画の案を出しましたが、中期財政計画や公共施設総合管理計画等を踏まえ、再考しているところです。

今年度は、新市長のもとで総合教育会議が開催されます。その機会を捉え、若い保護者の皆さんの立場で子供の教育環境について調査を行っていくことを提案していきたいと思っております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 永井議員。

○5番（永井利明君） ただいまの適正規模検討委員会というのは、平成25年7月に立ち上げられ、3年間の審議の末、まとめを公表されました。この答申の主な内容は、答弁にもありましたように、小学校はそのまま、十四山中学校の校区を広げるというものでありました。しかし、その後、人口減少の加速が見込まれ、平成35年には児童数100人を切る小学校が2校ということになりました。

他市町村でも、学校の統廃合について話し合われたり、実施されるようになってまいりました。数カ月前でしょうか、愛西市の事例が新聞で報道されました。その他、近隣市町村での状況はどうなんでしょうか。わかっている範囲でお答えください。

○副議長（三浦義光君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 近隣市町村の学校の統廃合の状況はどうかという御質問でございますが、海部地方では適正配置及び統廃合が論じられてきた市町村が弥富市以外に3つの市町があると聞いております。しかし、再編成を実施できた市町は今のところ聞いておりません。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 学校の統廃合ということは、大変大きな問題であると思います。簡単なことではありません。

しかし、小学校全校児童が100を切るということは、これまた大変なことであります。1学年十数名ということです。どこかの市町村で聞いた例ですが、1学年15名で、女子がその

うち1名であったそうです。その子は転校をしていったそうであります。十数名ともなれば、そういうことも起きかねません。日々の教育を正常に行っていくということも難しい場合が出てくるでしょう。

既に第2次総合計画もでき上がってくるかと思われまします。その中で、公共の建物の再配置計画があると思われましますが、学校の統廃合もその中に入っているのでしょうか、お答えを願います。

○副議長（三浦義光君） 立松教育部長。

○教育部長（立松則明君） 第2次総合計画や公共施設再配置計画の中で小・中学校の統廃合も入っているかという御質問でございますが、第2次総合計画の中では「教育環境の充実を図るため、児童・生徒数が減少傾向にある地区における学校の望ましいあり方について検討し、学校規模の適正化に向けた取り組みを推進する」と主要施策に入れてあります。

また、公共施設再配置計画の中には、計画対象施設として学校施設も含まれております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 永井議員。

○5番（永井利明君） 私が心配することは、何でも忘れ去られてしまうことがあるということがあります。今後、総合計画の見直し等もあるかと思ひます。学校統合の問題等は、喫緊の課題として捉えていくことが大切かと思ひます。

最後になりましたが、新市長にお尋ねします。

これまでの質問、答弁を鑑みられて、これからの弥富の教育施策についての展望、お考えをお聞かせいただければと思ひます。お願いします。

○副議長（三浦義光君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 皆様、おはようございます。

それでは、永井議員の今後の弥富市の教育施策についての展望、考えをとということで、お答えをさせていただきます。立松教育部長の答弁と重複をいたしますが、御容赦いただきたいと思います。

私が重要視したい教育施策について、5点に絞ってお答えをいたします。

1つ目が、安全・安心な学校体制の確立です。

今年度、中学校にエアコンを設置いたしました。来年度、6月末までに全小学校にエアコンを設置する予定で現在進めております。また、老朽化した校舎の長寿命化を図るため、来年度から桜小学校を初め、順々に改修工事を行う予定であります。

2つ目は、子供たちの生きる力の育成です。

先生たちには、「主体的・対話的な深い学び」の視点から、授業の質を改善していただき、確かな学力、道徳的心情、そして社会に参画する能力の育成を図っていただきます。ここに

小中連携の英語教育やＩＣＴ化を推進し、たくましく思いやりのある大人に育ってほしいと願っております。

３つ目は学校支援です。

学校には、現代社会のあらゆる課題が特に持ち込まれ、教員が超多忙になっていると聞いています。本市では、特別支援教育の支援員を初め、さまざまな方々の力をかり、多忙化する教員を支援し、子供たちの教育に還元していきたいと考えています。

４つ目はいじめ・不登校対策です。

今年度、本市は「弥富市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を制定しました。これを受けて、各小・中学校では、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に向けての活動を展開しています。

不登校は、残念なことに増加傾向にあると聞いています。相談体制を充実させるとともに、適応指導教室アクティブを市の中央に移すことも検討しております。

５つ目は、学校の適正規模・適正配置についてです。

これは基本を「子供の教育条件をよくする」という考えで行っていかうと考えています。特に、児童・生徒数の減少傾向がある学校について、保護者の意見を踏まえ、総合教育会議で協議していきたいと思っております。

最後に、私の教育の理想は文武両道であります。健康都市宣言にふさわしく、スポーツの盛んな弥富市を目指していきたいと思えます。

以上、教育委員会とよく連携をとり、皆様の御意見を参考にしながら、正しい教育施策をとり、これからの未来ある子供たちを育てていきたいと考えております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 永井議員。

○５番（永井利明君） ありがとうございます。

何事も、すぐというわけにはいかないと思えます。弥富の子供たちのためにも、今後とも教育の弥富を目指して頑張っていただけるようお願いをして、私の質問を終わりたいと思えます。

○副議長（三浦義光君） 次に、佐藤高清議員、お願いします。

なお、佐藤議員から配付資料の依頼がありましたので、これを認め、各位のお手元に資料を配付しましたので、よろしく願いをいたします。

○１４番（佐藤高清君） おはようございます。

１４番 佐藤高清でございます。

今回は、通告が３点してあります。主に、これまで各議員が質問してきたことに対する答弁のチェックを中心に質問をさせていただきます。また、安藤市長におかれましては、市長選を通じて、私が通告しております弥富市の公共施設の今後のあり方、さらには弥富市の財

政状況についてということをも市民の皆さんに訴えられて当選をされたわけでありますので、その辺のところも中心にして質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず1点目、最初に市民等を巻き込んだ公共施設マネジメントの取り組みについて質問をさせていただきます。

平成30年9月議会で、平野議員から、公共施設の再配置に向けて、市民との情報共有、いわゆる市民説明会や市民ワークショップの開催等について質問がありました。そこで市側の答弁は、市民参加の説明会等の開催はするが、日程等の詳細は未定であるとのことでした。

今年度も残り数カ月となってまいりました。そこで9月議会以降に、市民を巻き込んだ取り組みの実施時期、内容等が決まっているようでしたら教えてください。また、弥富市公共施設再配置計画の内容について、議会への説明はあるのでしょうか。あるとすれば、いつごろを予定してみえますでしょうか。また、今後のスケジュール等はどうか、あわせて答弁をお願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） おはようございます。

お答えいたします。

平成30年9月議会以降の取り組みにつきましては、昨年の11月から12月の間に市内公共施設を利用している各種団体の代表者の方などに、施設の現状や統廃合の可否、民間への代替性などについてのヒアリング調査を行い、貴重な御意見を多数いただきました。

また、ことしの1月から3月にかけて、市民参加の「公共施設を考えるワークショップ」を計3回開催いたします。このワークショップでは、本市の公共施設を取り巻く現状・課題や公共施設の適正配置に向けた取り組みを市民の皆様に御理解いただきながら、今後の公共施設のあり方を一緒に考えていくことを目的として開催いたします。

さらに、ことしの10月には、市民向け再配置計画（案）の説明会とパブリックコメントを実施し、その後、市民の皆様からいただいた御意見・御提案の内容を検討しながら、最終的に来年度末を目途に再配置計画を決定してまいりたいと考えております。

続きまして、公共施設再配置計画の内容に係る議会への説明でございますが、議員の皆様にはことしの9月ごろに再配置計画（案）の御説明をさせていただきたいと考えております。

○副議長（三浦義光君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高浩君） 今、総務部長のほうから、ことしの1月から3月にかけて市民参加の公共施設を考えるワークショップを3回開催していくと、またことしの10月には市民向け再配置計画の説明会と再配置計画（案）のパブリックコメントを実施していくと、そして議員の我々には、ことし9月議会において再配置計画の案を説明するという答弁がありましたので、この計画のとおり、よろしく進めていただきたいと思います。

次に、公共施設マネジメントの専任部署の設置について質問をさせていただきます。

平成29年12月議会におきまして、朝日議員、炭竈議員から、公共施設マネジメントの推進体制についての質問がなされております。そのときの市側の答弁は、「平成30年度は企画政策部門で3名の職員が担当をし、その先は専任部署を設置する」とのことでした。弥富市において、本年度より公共施設再配置計画の策定作業が本格的に始まっています。この業務を担当している企画政策部門は、総合計画や行政改革、さらには行政評価など、公共施設マネジメント業務とは別に市の重要な政策業務も担当をしています。

他の市町村では、総合計画は総合計画、行政改革は行政改革、そして行政評価の担当者は分野ごとに数人の職員が配置されている事例が多く見られております。

本市における現在の企画政策部門の職員体制では、市の方向性を考える政策分野だけでも業務が高度化、そして複雑化してきている中で、組織としては非常に脆弱であると考えます。

昨今、地方分権が進む状況の中で、地方自治体の裁量がふえております。企画部門の職員体制を手厚くしないと、他の自治体から取り残されることが目に見えており、最終的には市民サービスに影響を及ぼすことになります。

さらに、公共施設マネジメント業務までを総合計画などの高度化・複雑化している業務の片手間で、ましてや職員3名体制で行う内容の業務ではないと考えます。

ぜひとも、早急に公共施設マネジメントの専任部署を設置して、本腰を入れて取り組むべきではないでしょうか。

参考に、あま市は専任職員を1名配置し、他市においては専任部署が設置されております。この公共施設の再配置、いわゆる適正配置を喫緊の課題と捉えている自治体においては、専任部署を配置する動きが既に始まっております。

この後、質問をさせていただきますが、弥富市の厳しい財政状況のもと、行財政改革の観点からしても、公共施設マネジメントの取り組みは財政的に非常に効果が大きい取り組みであると考えます。この公共施設マネジメントの取り組みから生じる財政的な効果は、早い時期に行えば行うほど効果が大きい。せっかく公共施設マネジメントを行うのであれば、少しでも早くから取り組むことで、無駄な歳出を抑制することが可能となります。非常に多くの財政効果が期待できるわけであります。

しかしながら、これまでの市側の答弁のように、新庁舎が完成してから専任部署の組織をつくり出すなどと先送りを思わせるようなお考えであれば、財政効果は小さなものとなりますので、ぜひとも早急に、来年度から専任部署を配置すべきではないでしょうか。市の見解を伺います。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。



現在、公共施設マネジメントの取りまとめを行っております秘書企画課の企画政策グループでは、総合計画、行政改革、行政評価など、重要な政策業務を担っております。

総合計画につきましては、来年度から第2次総合計画がスタートしてまいります。この計画を実効性を重視した計画とし、着実に実行していくために、毎年度、進捗状況の点検・評価を行い、必要に応じ、計画の修正等を行いながら、進化し続ける総合計画としてまいりたいと考えております。

また、行政改革につきましては、今年度よりスタートいたしました第4次行政改革大綱におきましても同様のことが言えますが、毎年度、定期的に進捗管理を行い、適正に評価することで、真の行政改革につなげていくことができるものと考えております。

このように、企画政策部門におきましては、来年度より大変重要な業務を遂行していくこととなりますので、しっかりとした職員体制とするため、来年度から企画政策部門を独立させる方向で調整してまいります。

○副議長（三浦義光君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、部長のほうから答弁がありましたわけですが、企画政策部門を独立させる方向とは、これは企画政策課ができると判断してもいいわけであって、またその中には公共施設マネジメントも取り組むということで解釈してもよろしいですか。

○総務部長（渡邊秀樹君） はい。

○14番（佐藤高清君） それでは、そのように進めていただきたいと思います。

P D C A、企画・立案、そして実施、そして評価、そして改善というサイクルで質問をさせていただきますので、また続けさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、弥富市の財政状況について質問をさせていただきます。

弥富市中期財政計画を初めとする財政資料の公表について質問をいたします。

昨年10月16日に、総合計画審議会より前市長に対し、第2次弥富市総合計画の答申がなされ、この12月議会に基本構想が議案として上程されております。市は、総合計画策定に当たり、市民の御意見・御提案をお聞きするために、平成30年8月より一月間、パブリックコメントを実施されました。基本構想の案についての御意見・御提案、さらには基本計画（案）について、多くの御意見・御提案が寄せられたと思います。

その御意見・御提案を精査してみますと、現在、市ホームページのみでしか公表されていない「弥富市中期財政計画」を広報やとみに掲載し、弥富市の厳しい財政状況をもっと市民に知らしてはどうか。また、厳しい財政状況の問題を解決するためには、市と市民が情報を共有すべきではないか。財政状況の見える化をしてはどうか。市民と一緒にこの問題を考えてみてはどうかなどと多くの御意見・御提案が寄せられておりました。

私も、もっと市が積極的に、この中期財政計画に記載のある厳しい財政状況の内容を市民

に対してお示しをし、例えば、皆さんのお手元に配ってあります11月28日付中日新聞尾張版のように、わかりやすく分析をし、解説するぐらいの周知をすべきであると考えます。市としてどのようにお考えであるか、答弁をお願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市の中期財政計画におきましては、過去5年間の決算額や当該年度の予算額、決算見込み額をベースに、今後5年間の財政見通しを立て、本市の計画的かつ健全な財政運営を維持していくことを目的に策定いたしております。

現在、広報紙におきましては、予算、決算のほか、年2回、半期ごとの財政状況を掲載しておりますが、中期財政計画の内容につきましては掲載しておりませんでした。

御指摘のように、本市は今後も厳しい財政状況が続いてまいりますので、そうした内容をわかりやすく市民の皆様にお知らせしていくことは大切なことだと考えております。

したがいまして、今後は中期財政計画の内容も含めた本市の財政状況を広報等でわかりやすくお知らせしてまいります。

○副議長（三浦義光君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今後は、中期財政計画の内容も含めた本市の財政状況を広報誌等でわかりやすくお知らせをするという答弁でありましたので、よろしくお願いします。財政が厳しい厳しいと言うばかりでは、市民の皆さんに理解を得ることはできない。財政が厳しければ、新しい財源を求める必要性も出てくるわけでありますので、その辺のところは市民の皆さんに共有して、周知していただきたいと思って質問をさせていただいております。

次に、この財政の問題を市と市民が情報共有するために、市民ワークショップの開催を試みられてはいかがでしょうか。また、厳しい財政状況であればなおさら、財政課主導で、全職員対象の勉強会、また職員間同士でプロジェクトチームの設置などを通じて、組織として広く情報を共有する必要があると考えます。

これまでの取り組み状況と今後の予定はどうなっているか、あわせて答弁をお願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市では、毎年、予算編成時期において全課のグループリーダーを対象に、市の財政運営の状況の研修会を開催し、その中で、本市は大変厳しい財政状況であることを説明いたしております。

そうした取り組みは、対象を広げるなどして今後も継続して実施していくとともに、平成31年度からの行財政アドバイザー導入の検討を行っており、専門的な立場から具体的な助言、

提言などをいただくことを考えております。

また、ワークショップの開催の御提案でございますが、先ほど御答弁させていただきました「公共施設を考えるワークショップ」の中で、厳しい財政状況であることもお伝えをしながら、御意見などをいただきたいと考えております。

さらに、出前講座にも「財政」というメニューがございますので、そうしたものの御活用もお願いしたいと思っております。

○副議長（三浦義光君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 財政の問題を市民が共有するというワークショップを公共施設のマネジメントを考えるワークショップの中で取り扱うという答弁でしたけれども、財政のみのワークショップ、財政のみで行ってはどうかという提案でありますので、その辺のところをよく理解をしていただきたいと思います。

また、出前講座にも「財政」というメニューがあるということでもありますけれども、市民のほうからなかなか財政のことについて、この出前講座に提案されてくるということは過去にもないと思うんですけれども、ぜひ市側のほうから、このメニューを通して報告するという方向に進めていただきたいと思いますので、要望をしていきます。

次に、第3次行政改革大綱や公共施設等総合管理計画、第2次総合計画（案）、11月28日付中日新聞尾張版では、市は厳しい財政状況であるなどと記載がされております。しかし、広報やとみ11月号や11月発行の議会だより51号に記載されている平成29年度の決算状況の記事を見る限り、弥富市は健全な財政運営を維持しておりますなどと余り危機感が感じられないような記載になっております。

私は、市の財政状況に関する見解が一貫していないのではないかと思います、どちらの見解が本当のことなのでしょうか。財政部局として、この矛盾とも思われることについてどうお考えであるか、見解を伺います。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

市広報11月号に平成29年度の決算報告について掲載させていただきましたが、その中には実質収支、これは歳入歳出差引額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いたものでございますが、それは黒字になりましたが、平成29年度のみ収支を示す単年度収支は7,132万4,000円の赤字となっていることもお示ししているところでございます。

決算におきましては、その年度のみ収支の状況をあらわしたものでございますが、中期財政計画でもお示ししているように、今後の5年、10年の財政状況の見通しは、大変厳しいことは御指摘のとおりでございます。

したがって、そうした意味におきましても、先ほど御答弁させていただきましたよう

に、中期財政計画の内容も含めた本市の財政状況を広報等でわかりやすくお知らせしていくことが必要であると考えております。

○副議長（三浦義光君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高浩君） 市と報道の財政の見解の違いが入っていないわけでありますけれども、片方で大変厳しい財政、片方で財政指数は健全ですと。両方正しいわけであるわけですが、これを市民の皆さんにどのように理解していただくか。財源不足、財源不足とってネガティブな話ばかりしておって、市民はだんだん疲弊して萎縮していくと。明るい弥富市に向けての考えが後ろへ進んでいくような気がするわけでありますので、総務部長、この辺の両方正しい部分を少し市民にわかりやすく答弁をしていただくとありがたいんですけれども。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今、御指摘のありましたように、一方では決算額からしての表現、また中期財政計画に対します今後の見通しにおきます状況、こういったものは違いがございますので、そこら辺をわかりやすく、また広報してまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○副議長（三浦義光君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高浩君） できるだけわかりやすく、先ほど言ったように片方では厳しい、片方では大丈夫だよという内容を皆さんにわかりやすく。我々は、弥富市の事業が後ろへ戻るというようなことは非常に残念なことでありますので、新たな財源、要するに支出を抑えとか、収入をふやすとか、こういう努力をしていかなきゃいかんわけでありますので、新たな財源を求めるときには、やっぱり市民の皆さんに理解が必要でありますので、よろしくお願いをいたします。

次に質問を続けさせていただきます。

財政調整基金の積立金残高の今後の見通しについて質問をいたします。

9月議会で、平成29年度の決算が承認されました。財政調整基金の平成29年度末現在高は約15億8,000万とのことでした。合併前の平成13年度末には約32億円、平成18年度末から平成26年度末までが約21億円を推移しておりました。しかし、直近3年の基金残高は年々減少する傾向になっております。

今後、弥富市は平成31年度から5年間にビッグプロジェクトが控えております。新庁舎建設事業、火葬場整備事業、J R・名鉄弥富駅自由道路橋上駅整備事業、先ほど話がありましたように小学校空調設備事業及び小学校長寿命化改良事業で、総事業費として約70億円が見込まれております。

そこで、市は平成31年度から平成35年度までの各年度において、財政調整基金を取り崩し、

一般会計にどのぐらいの金額を繰り入れる予定をしておられますか。また、平成35年度末の財政調整基金の残高を幾らぐらいになるとお考えでしょうか。そもそも財政調整基金の目的として、経済の不況等により大幅な税収減に見舞われたり、災害の発生等により思わぬ支出増加を余儀なくされた場合等に取り崩して使用するものだと理解をしております。

弥富市の財政調整基金の積立基準、いわゆる最低限ストックしておく金額は幾らぐらいが適正な金額とお考えでしょうか、あわせて答弁をお願いします。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

財政調整基金の平成29年度末時点での現在高は、15億8,986万2,000円でしたが、現在御提案させていただいております12月補正後には、2億3,435万8,000円の繰り入れが必要となっておるところでございます。

しかしながら、現在、本年度の3月までの歳入歳出の見込みを調査いたしておりますが、本年度は最終的には大幅な財政調整基金の繰り入れは必要がなくなると想定しております。

そこで、御指摘の大型事業が今後続くわけでございますが、補助金や交付税措置のある起債を適切に活用しながら、できるだけ財政調整基金の繰り入れを減らしていきたいと考えております。

また、弥富市の財政調整基金の適正な金額という御質問でございますが、最低限ではございますが、10億円は必要であろうと考えております。

○副議長（三浦義光君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 10億円は必要である、これは安藤市長も選挙戦を通じて10億円ということはこだわって主張されていたわけでありますけれども、質問の中の31年度から35年度までの財政調整基金を取り崩して一般会計へ繰り入れる額についての答弁がありませんでしたけれども、その辺のところを。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

先ほど御答弁させていただきましたように、本年度は大幅な繰り入れは必要がないことを見込んでおります。来年度以降につきましては、現在、平成31年度当初予算を編成中でございますが、繰り入れを少しでも減らすよう調整しているところでございます。

平成35年末の残高につきましては、最低でも10億円でございますが、目標といたしましては現状維持を考えております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、部長のほうから答弁していただきましたけれども、またこの答弁に基づいて、再質問はあろうかと思っておりますけれども、ざっくりしたような答弁で、もっと

具体的に欲しかったんですけど、いいです。また、答弁の内容を聞いてから、改めて次回でも質問をさせていただきますので、よろしくお願いします。

次の質問に入ります。

一般会計の実質単年度収支が、ここ数年、赤字が２億円程度続いております。財政調整基金を取り崩して一般会計をやりくりしているように思われますが、市は直近５年間の実質単年度収支の赤字の原因をどのように分析をし、財政当局としてこの赤字をなくすための対応等をどのように実施されたのでしょうか。

さらに、市は実質単年度収支を何年後に黒字化するおつもりか、その具体的な手段があれば、答弁をお願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

直近５年間の実質単年度収支につきましては、平成25年度が794万9,000円のプラス、平成26年度が3,720万8,000円のマイナス、平成27年度が１億3,028万9,000円のマイナス、平成28年度が２億2,580万円のマイナス、平成29年度が２億5,928万7,000円のマイナスとなっております。これは、社会保障費が年々増加しておりますことや、新庁舎建設事業に伴うものが主な要因と考えられます。

そこで、本市はこれまで第３次行政改革大綱に沿った事務事業の見直しを図り、行財政改革に取り組んでまいりました。

歳入の面におきましては、公共施設の使用料の適正化や減免措置の見直し、未利用地の貸し出しによる貸付料の徴収、また平成30年度からは保育料や国民健康保険税の値上げなどを実施してまいりました。

歳出の面におきましては、ごみゼロ運動等の専用袋を市販のレジ袋への変更、防犯灯のLED化に伴う電気使用料の削減、固定資産税の前納報奨金制度の廃止などを実施してまいりました。

そこで、実質単年度収支を何年後に黒字化するかという御質問でございますが、できるだけ速やかに黒字化できるよう努めていかなければならないと考えております。そのためには、先ほどの御質問にもございましたように、今後策定をいたします公共施設再配置計画に基づき、公共施設の統廃合を推進していくことが喫緊の課題であると考えております。

○副議長（三浦義光君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） これまでの行政改革に取り組んだ事例等を報告していただいたわけでありすけれども、実質単年度収支を何年後に黒字化するという質問に対して、できるだけ速やかに黒字化できるように努めていかなければならないと。できるだけ速やかに黒字化ということで、具体的な数字が見えないわけでありすけれども、国の場合は何年度までに

こうしますよといって、きちっとした後ろを決めた説明をされるわけでありますけれども、こういう「できるだけ速やかに」という、「できるだけ」を市民の皆さんがどのように捉えるかということもありますので、もう少し細かく報告できるようになれば、これも市民の皆様には報告をしていただきたいと思いますので、頑張って努力していただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

次に、私からの提案であります。

弥富市においては、行政改革の部門、これは秘書企画課、そして財政の部門、財政課が別々の課で業務を行っております。しかしながら、行政改革と財政は切っても切り離せない、非常に密に関連する部門であると考えます。

弥富市のように、人口4万人規模の自治体であれば、2つに分けているこれらの部門を一元化したほうが行政改革を迅速に進められるのではないかと考えております。

どこの自治体でも言えることですが、部門を複雑に分ければ分けるほど、縦割りの行政になり、意思決定に時間がかかり、多くの弊害が生じてまいります。

例えば、他市では昨年度に組織の見直しを行い、これまで企画部門で行政改革を行っていたところを財政部門に移して、各課の責任所在を一元化することで効果を上げているということです。

弥富市においても、早急に行政改革の部門と財政の部門との一元化について検討されてはいかがでしょうか。

例えば、行政改革の部門と財政改革の部門の組織の再編を早急に行い、新庁舎完成を待たずして、来年度より実行されてはいかがでしょうか。さらには、公共施設マネジメントの部門と一緒に取り込んでしまってもよいと思います。この組織の再編を行うことで、確実に行政改革の取り組みの効果が加速度的に上がるものと期待ができるわけであります。

そこで、行政改革の部門と財政の部門、さらに公共施設マネジメントの部門の組織の一元化についてどのように考えてみえますか。答弁をお願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

先ほど、公共施設マネジメントの専任部署の設置に関する御質問において御答弁させていただきましたとおり、まずは来年度から、企画政策部門を独立させて、職員体制を整備するよう調整をしております。行政改革を担当している企画部門と財政部門との一元化、さらには公共施設マネジメント部門の組織の一元化の御提案につきましては、財政部門も大変重要な部署でございますので、各部門を一元化するのではなく、それぞれが重責を担うとともに、課を横断し、連携した仕事ができる環境づくりに取り組んでまいります。

○副議長（三浦義光君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 財政部門は大変重要な部署であり、一元化することではなく、課を横断し連携し、仕事ができる環境づくりに取り組んでまいりますという答弁ですけれども、一元化ということは非常に難しいかなあと今、感じたりしておるんですけど、一元化することによって、やっぱり縦割りの弊害がおさまるような気がするんですけど、我々も部署に行って、いろんなことを担当の人にすると、その担当はいいんですけども、こちらの担当から反対があったとか、そういうことがあるわけでありますので、その担当に言ったことによって、横が一元化されておれば1回で済むと。その担当ではいい返事がもらえたんですけども、実はこっちの担当からだめでしたよという繰り返しがなくなるような気がするものですから、一元化ということを求めるわけであります。

平成23年に財政課が独立したわけですね、これ。それから赤字が続くようになったような気がするんですけども、その辺のところは総務部長、どうですかね。総務部長、財政課長だったかな、当時。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今、御指摘のように、財政課が独立したから、そういった借入れがふえたとか、そういうことではなく、先ほども申し上げましたように、いろいろ今まで進めてまいりました公共施設の整備とか、そういったもので借入れがふえたと考えております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 財政課があったから赤字がふえたということは、私の言い過ぎだったかもしれませんが、明らかに事業を展開してきたことによってふえた赤字だと思います。そう理解すべきだと。やっぱり、仕事をすればするほどお金がかかって、財産はふえるんだけども元気がなくなるというサイクルに入るのかなあと、そういうふうに捉えております。最後になります。

行財政アドバイザーの設置について、お考えを伺います。

平成30年9月議会におきまして、平野議員から、弥富市の行政改革について質問がなされております。質問内容は、第3次行政改革大綱で、歳入歳出見直しによる取り組みの効果額が平成30年度は約1億円で、平成34年度の計画最終年度の目標額が11億1,000万と10億円の不足がある。その不足額に対する対応について、市はどのように考えておられますかとのことでした。そのときの市側の答弁は、職員の意識改革などを行いながら目標を達成していくとの答弁がありました。

しかしながら、先ほどの実質単年度収支の赤字、それに伴う財政調整基金の残高の減少からしてもわかるとおり、市は大変厳しい財政状況になっていると考えられます。意識改革などと、もはやのんきなことを言っている状況ではないのではないかと考えるところであります。



す。先ほどの財政調整基金関連の市側の答弁でも、特効薬となるような明確な解決策が示されたとは思っておりません。

そこで、新市長も就任をされ、このタイミングだからこそ、先進地のように行財政アドバイザー制度を導入されてはいかがでしょうか。

これから、弥富市においても人口減少、少子・高齢化の進行により、税収の減少、扶助費等の支出の増加、さらには公共施設等の老朽化による投資的経費の増加や高度化、そして多様化する市民サービスへの対応など、行財政専門の学識者によるアドバイス、これは助言とか提言をいただいて、アドバイザーの設置が必要ではないかと考えますが、この点について答弁をお願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

本市では、昭和60年からこれまで6度にわたり行政改革大綱を策定し、職員数、人件費の抑制、事務事業の見直し、内部管理経費の節減などに取り組むとともに、利便性の高い市民サービスの向上に取り組んでまいりました。

しかし、平成27年度以降は行政改革大綱に掲げる取り組みを推進しても、単年度取り組み分の効果額が思うように上がっていないのが現状でございます。

議員の御質問にもありますように、本市といたしましても、この状況から脱却するために、多数の自治体で取り入れております行財政アドバイザーの導入の検討を行っているところであります。

行財政アドバイザーの役割といたしましては、市長及び職員が市政における重要な政策判断や政策研究を行うに当たり、専門的な立場から具体的な助言・提言などを行っていただくものでございます。

本市といたしましては、このような行財政アドバイザーについて、地方行政を専門とし、特に地方財政に精通した学識者を考えております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） ぜひ、この行財政アドバイザー、特に地方財政にたけた学識経験者をお迎えして、分析をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

これまでは総務部長に答弁をしていただきました。次の通告は開発部長ということになりますので、よろしくお願いいたします。

次の質問に入ります。

市道鍋平27号線は、平成29年に県道新政成弥富線の大山地内での工事が完了したことにより、交通の流れがスムーズになり、通行車両がますます増加をし、大型車両の流入も増加しつつあります。

この道路は歩道がなく、歩行者や自転車の方は路肩を通行することになり、非常に危険な状況であります。また、沿線付近には十四山保育所、十四山西部小学校、海翔高校があり、地域住民の安全はもとより、子供たちの通所、通学の安全を確保することが急務となっております。

したがって、これまでの計画のとおり、県道昇格に合わせた県の施工による整備を待つのではなく、市単独施工による一刻も早い整備をお願いしたいものですが、市の考えを伺います。

○副議長（三浦義光君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） おはようございます。

ただいまの御質問にございました市道鍋平27号線でございますが、主要地方道名古屋十四山線と一般県道新政成弥富線を結ぶ市道でございまして、舗装面などの傷みも進んでいる状況でございますので、舗装修繕を今年度より計画的に施行する予定でございます。

この市道鍋平27号線でございますが、これまで海部津島中部幹線道路建設促進期成同盟会におきまして、愛知県に対し、県道に昇格の上、県事業として整備を進めていただくよう要望をしているところでございます。また、昨年12月には、市に対しまして、十四山地区コミュニティ推進協議会会長を初めといたします沿線地元自治会長連名の道路整備に関する要望書もいただいております。

議員御質問の市施行によります整備につきましては、御存じのように市財政が厳しいものがございますので、早期事業着手は難しいと考えております。これまで県事業としての整備を県に対し要望してきました経緯もございますので、また地元からの道路整備に関する強い要望もございます。県道に昇格の上、県施行による道路整備の早期事業着手に向けまして、引き続き愛知県に要望活動を行ってまいりたいと思いますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 佐藤議員。

○14番（佐藤高清君） 今、開発部長のほうから答弁があったわけでありますけれども、県道昇格に合わせた県施行によるということを計画どおり進めて、市単独ではやらないということでありますけれども、これは弥富の西平島地区と十四山地区の西の大山地区が開通して、開通したことによって交通量がさま変わりにふえたということであるわけであります。この舗装の整備についてはやっていただくということでありましたけれども、ぜひ歩道設置ということは急務であって、安全対策の要でありますので、何か事故があつてからでは大変なことになると。

もう市役所も32年には竣工ということであります。市役所から真東を見るとこの道路のことでありますので、ぜひ県の方向性を待たずして、市のほうで予算化してやっていただきた

いことを強く要望するわけであります。

そして、県道でまだ歩道の設置していない部分、部分的ではあると思いますが、数カ所、数百メートルぐらいあると思うわけでありますが、これもあわせて県のほうに要望していただくと同時に、市のお金でできることはしていただきたい。これは私も譲ることはできませんので、何遍でも何遍でも、どうなったどうなったと質問をさせていただきますので、御理解をしていただきたい。何が何でも、この歩道設置はしていただきたいと思っておりますので、強く要望して、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長（三浦義光君） 暫時休憩します。再開は11時25分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時17分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（三浦義光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、朝日将貴議員。

○1番（朝日将貴君） 1番 朝日将貴でございます。

通告にしたがいまして、一般質問をさせていただきたいと思います。

先ほど、佐藤高清議員から公共施設のお話がありましたので、重ならないように質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目ですが、行政改革と収入増で少子・高齢社会対策をと題しまして、まず財務省のデータを見ますと、90年代の初期は5人で1人の高齢者を支える時代でした。今は約2人で1人の高齢者を支える時代に突入しているとのことであります。

同じく、90年代初期は、社会保障費が約50兆円の予算を国対地方が3対1の割合で支出していました。現在は6対4と地方の負担率が増し、その上、全体の社会保障費の規模は2019年度予算で初の100兆円を超えるとの報道もありましたが、地方の財源をかなり逼迫している状況であります。この30年で、日本は大きく少子・高齢化したわけであります。

これを支える現役世代から不安の声が漏れるのは当然のことだと思います。そういった現状を包み隠さず市民にわかりやすく公表して、なお、我々議会と行政の両者がともに努力を重ねていかななくてはならないのだと思います。

まずは、とにかく公共施設を統廃合しないと財政を逼迫するのは間違いありません。もう来年度には、この事業を動く年にしなければ、これから高齢者を支える世代の不安は拭えません。

私は、昨年の3月議会で公共施設等管理計画について、同じく9月議会で公共施設再配置

計画について一般質問で申し上げました。これ以上細かくは申し上げませんが、先ほど言ったとおり、ことしを動く年にさせていただいて、これを進めていただきたいと思います。

公共施設等の節約も大切ですが、同じくらい大切なことは、やはり税収を上げていくということだと思っております。

例えば、ふるさと納税の返礼品については、弥富市は設置されておりませんが、過去3年間のふるさと納税で市外の自治体に寄附した金額及び市外の自治体から弥富市に寄附された金額の推移をお示してください。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

ふるさと納税で市民の方が市外の自治体に寄附をして申告された寄附額の推移につきましては、平成27年度約3,400万円、平成28年度約6,100万円、平成29年度約8,600万円でございます。

また、ふるさと納税で市外より弥富市に寄附をいただいた額は、平成27年度137万円、平成28年度131万円、平成29年度118万円となります。

なお、寄附金額につきましては、寄附された年の翌年度の市民税から一定の金額が控除されることから、それぞれ前年の1月から12月までに寄附された額として御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 驚きました。平成29年度8,600万円ということでありますね。

だんだん額も大変大きくなっておりますので、このまま放っておける状況ではないというのは、もう申し上げるまでもないと思います。

そうしたふるさと納税は、弥富市に返礼品を設置して、少しでも寄附してもらう額というのを多くしていくということが大切なのではと思います。不当に何も関係ない返礼品を設置しろというわけではなくて、10月に東海市長会で運用の統一をと、都市と農村の地域バランスを政府に求めたという新聞記事もありましたが、弥富市は災害対策が進んだまちでありますので、防災バッグなどはいいいと思いますし、弥富市産の農作物は誇れる商品がたくさんあるわけですので、早急に対応を求めますが、市の見解はいかがでしょうか。

また、この防災バッグ、今申し上げましたが、弥富市は健康都市宣言をされておられますので、海部歯科医師会が進められている口腔ケア用品をその防災バッグに入れて開発し、よりよい商品を開発するのもいいと思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

ふるさと納税制度につきましては、今は都会に住んでいても自分を育んでくれたふるさと

に自分の意思で幾らかでも納税できる制度があってもいいのではないか、そんな問題提起から始まった制度でございます。

したがいまして、自分の納めるべき税金を自分の意思で、ふるさとである地方の自治体に寄附することができ、さらに一定金額の税金を控除できるということ自体が一つのメリットであろうと思っております。

そうした中において、さらに特産品等の返礼品を期待され、その返礼品は本来お住まいの自治体が住民の福祉の増進のために必要とされる施策に充てられるべき財源、税金を使って、特産品等を送らなければならないわけでございます。これは、税の本来の趣旨ではないということ強く感じておるところでございます。

一方で、この返礼品につきましては、自治体間の競争が過熱化しており、特に返礼割合が3割を超える返礼品を送付している自治体には、速やかに3割以下とすることなど、返礼品の送付が制度の趣旨に沿った責任と良識ある対応となるよう総務省から通知がなされているところでございます。

本市におきましては、ふるさと納税に対する返礼品を送付することは考えておりませんが、今後、他市町に見られますようなエアコン設置などの特定の事業に対して寄附を充てるというようなことは調査研究してまいりたいと思っております。

また、御提案の口腔ケア用品を含んだ防災バッグにつきましては、災害発生時には大変有効だと考えられますので、各御家庭で御準備いただきます非常時持ち出し品に口腔ケア用品を加えていただきますよう啓発してまいります。

○副議長（三浦義光君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 御配慮、ありがとうございました。

しかしながら、この8,600万円も出ていく、ふるさと納税自体が国民に浸透したわけですよ。もう、この数年間で一気に。これを野放しにしておいては、やっぱり先ほどからもあったように、行財政改革の一環として考えると、マイナスを伸ばしていだけになっちゃうんじゃないかと。この税制に反対しても、結局マイナスばかりがふえていって、形ばかりよくて、実質としてはもうマイナスをしていかなきゃいけないという、やっぱり見えを張っていられない状況が来ているんだったら、やっぱり返礼品をセットして、少しでも税収を上げてもらう努力をしてもらうべきだと思いますし、それでも弥富市は大丈夫だと、そんなことしなくたって弥富市は大丈夫なんだということであれば、今の御答弁どおりで進めていただければいいんじゃないかなというふうに思います。

ちょっと話はそれるんですけども、口腔ケア用品の話をさせてもらいましたので、あわせて避難所の運営に関して、避難所でも口腔ケア用品を設置するというのもいい考えだと思うんですけども、市の見解を教えてくださいたいと思います。

○副議長（三浦義光君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） 避難所での口腔ケア用品の設置をという御質問についてお答えさせていただきます。

口腔ケア用品については、危機管理課のほうで12月中に市内の一次避難所6カ所に口腔洗浄液を配備いたしました。基本的には自助の備蓄品の一つとして準備をお願いしたいと考えております。

避難所における口腔ケアについては、今後も誤嚥性肺炎などの感染症の予防も含め、健康フェスタや出前講座など、引き続き啓発してまいります。

○副議長（三浦義光君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 私も健康フェスタで口腔ケア用品のブースに行って、口の健康から体の健康をという話を勉強させてもらって、そういうのが皆さんに浸透するというのも一ついいことだろうし、そういう避難所でやっぱり口腔ケア用品が置いてあるという現状を当たり前にしてもらうということがいいことなんじゃないかなというふうに思いますので、あわせてよろしくお願いします。

それからもう一つ、話はそれるんですけども、ニッケのゴルフ場の跡地のことなんですけれども、地元説明会で出ました要望に対して、オークションの事業者側は回答を今作成途中だということを伺っております。この12月に3日間、交通量調査を行っていただきました。その交通量調査を受けて、具体的な回答を作成するというのを進めていきたいということなんです。

先回の議会でも、このオークション事業者、ニッケゴルフ場跡地の問題について、サポートしてくださいと私のほうから要望して、市としてもできる限りのサポートをするという回答でございました。

それで、海老江交差点の改良などは、やっぱり市がサポートしないと、あそこは市道と県道の交差点ですので、前に進まないと思いますけれども、現状どのようなお話をされているのかを伺いたいと思います。

○副議長（三浦義光君） 安井開発部長。

○開発部長（安井耕史君） 御質問の件でございますが、9月議会におきまして、地元の住環境を守ることにしまして、市としてできる範囲でサポートをさせていただくことを答弁させていただきました。

現在は、オークション会場事業計画に係ります乗り入れ口設置箇所について、蟹江警察署と協議を行い、自主安全対策等を講じることにより、同意をいただいております。警戒標識の設置や乗り入れ口における交通誘導員の配置、また交通処理においては、必ず海老江交差点を通行することの意見がっております。

なお、この協議結果につきましては、オークション会場事業者には回答をしておるところでございます。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ちょっとよくわからなかったんですけども、あの海老江の交差点、あそこがそういう積載車が通る一番最後の曲がり角になるわけですね。あそこが曲がり切れるかどうかというのをやっぱり住民は今一番心配しておると。なので、あそこの交差点改良は必ずしてもらいたい事業なわけですね。住民側からも、そういう要望を事業者側にしていますと。だから、事業者側がそこに幾らかお金を出してもらいながら、市と県との協議で進めてもらいたいということでもありますので、市がそれを先頭に立って、あそこの交差点改良を進めていってもらえればいいんじゃないのかなというふうに思っておりますので、引き続き進めていっていただきたいと思います。

それで、本題はここからでして、市の税収をふやすということに戻りますけれども、オークション事業者は本社が埼玉県の新谷市にあります。この本社を新谷市に移してほしいと今、地元の協議会から事業者に対して要望をさせていただいているところであります。

本社移転が実現したならば、金額は個人情報なので言えないと思いますが、法人市民税がやはり増収になると思いますが、市の見解を教えてください。

○副議長（三浦義光君） 佐野税務課長。

○税務課長（佐野智雄君） 本社機能を新谷市に移した場合、法人市民税の税収見込みについてどうなるのかとの御質問ですが、まず法人市民税の算定方法について御説明します。

法人市民税は、法人税額にその事業所の総従業員数とその自治体内の事業所の従業員数の割合に税率9.7%を乗じて算定されます。

したがって、オークション事業者の総従業員数のうち、新谷市の事業所の従業員数割合が大きいほど法人市民税は大きくなりますので、本社移転によりまして新谷市内の従業員数がふえれば、法人市民税も多くなると見込まれます。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 要するに、今本社機能がない状態で、こちらが従業員数50名でした、新谷市は本社機能があるから100名ですというと全部で150名。そのうち、3分の2と3分の1という割合で税収が分けられるということですね。これが逆になれば、新谷市が3分の2、新谷市が3分の1という割合に変わるということでもありますね。

ですから、ぜひその従業員の割合を少しでもふやしてもらえるように、協議会も通じて一生懸命要望していきたいというふうにも思っておりますし、新谷市としても、少しでもそういう今、反対の意見があったあの事業を少しでも新谷市のためにその事業者がやってくれるということはいろんな意味でプラスになっていくと思いますので、応援していただきたい

なあというふうに思っております。

そういったプラスがいろいろ積み重なっていただいた暁には、やっぱり少子化対策、そして中小企業支援などにお役立ていただければいいんじゃないのかなというふうに私は考えております。

続きまして、先日、市長が県議時代だった当時に御配慮をいただいて、県庁で勉強をさせていただいたのが航空宇宙産業のことです。

私は、この航空宇宙産業を地元で根差すことこそが弥富市の、ひいては尾張地域の成長戦略だというふうに確信をしております。企業誘致より、中小企業のボトムアップを。これを弥富市が先頭に立って進めていくべき事業だと思っております。

その代表的シンボルこそが航空宇宙産業であり、自動車産業で栄えた三河地方に追いつけ追い越せで力を蓄えていきたいと考えております。

まずは航空宇宙産業の展望から申し上げます。

ジェット旅客機の世界需要は今後20年間で約1.8倍になると予想されております。とりわけ、アジア太平洋地域は2.5倍になると予測されており、中国・東南アジアの発展により需要が増すエリアであるということだそうです。

次に、産業の波及効果についてですが、部品数は、自動車1台と航空機1台とでは100倍違います。自動車は部品数約3万点に対し、航空機は300万点の部品を取り扱います。しかしながら、個人で持つ自動車と違い、大量発注ということは考えにくいことは上げられます。その分、部品1つ当たりの単価は当然高いものとなります。

もう一つは、開発期間が車は約2年に1台更新されるのに対し、航空機は10年以上、部品単体においては約20年から30年は使っていくことになります。ですから、敷居は高いが、越えれば長いというふうに言えるのだと思います。

反面、自動車よりも1つの部品にかかる生命への安全への配慮という意味では、航空機はかなり高いハードルが敷かれています。ですから、中小企業1社が単体で航空宇宙産業に飛び入りできるかと言えば、不可能ではないでしょうが、なかなか難しいのではないかと思います。

この単体では難しいという、ここが実は大切なポイントであり、弥富市が力を注いでほしいところです。航空機は部品数が相当多いのは先ほど説明いたしましたが、各パーツという意味では、もっと数が少なくなっています。このパーツをこの地域でつくるという企業体が地域の特化事業として存在感を示していけるところではないでしょうか。

実は、この各パーツ、いろんな部品を組み合わせた1つのパーツの一部だけを海外から取り寄せます。その一部のパーツだけの納期がおくれると。それで大変困っておるというような声があるそうです。ですから、1パーツを全部つくれる企業体は、親会社となる一次下請



や二次下請の会社からしてみても、魅力的なものとなることは明白であります。

このポイントをしっかりと押さえ、弥富市はどこの何のパーツがつかれるのかということ念頭に置いて、企業体をつくり、現行のモデルで開発、研究していき、次期航空機のとときには弥富市産のパーツを発注してもらえという体制づくりこそ、今の弥富市の成長戦略となると私は考えます。まずは焦らず、研究し、市内各社に声がけしながら、どっしりと構えて動き出す。そのサポートをする専任部署を市役所内でつくっていただきたいと思います。市の見解をお答えください。

○副議長（三浦義光君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

市といたしましては、すぐに専任部署を設置するのではなく、まずは商工観光課の商工グループで研究をしていきたいと考えております。

○副議長（三浦義光君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 我が国の航空宇宙産業の売上高というのは、約2兆円であります。また、全国の5割強が中部エリアに集中しています。生産高においては、この中部地区が7割を超すシェア率を誇っております。

しかしながら、それでもボーイング787の日本の分担率は35%でしかありません。また、複合材料、金属材料、機体構造、エンジン、装備品といった部品別に見ると、複合材料や金属材料はほとんど扱っておりません。機体構造、エンジン、装備品のさらに3分の1しか、日本はまだつくっていないのです。今後の伸びしろを考えると、希望が出てくる事業になると思います。

課題としては、国内の組織がまだまだ不足していて、国の支援がこれもまだまだの状況であります。これからの産業を勝ち取り、ぜひ前向きな検討課題としていただくことを強く強く要望し、この航空宇宙産業を中心とした次世代産業への意気込みを市長からお願いしたいと思います。

○副議長（三浦義光君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 朝日議員の質問にお答えをさせていただきます。

航空宇宙産業につきましては、中部地域は国内随一の集積地として、生産高や雇用者数など、順調に拡大しており、アジアNO.1航空宇宙産業クラスター形成特区に国から指定を受け、本市もこの推進協議会に参画しております。

市内においては、航空宇宙産業関連企業は4つの事業者があり、そのうち2つの事業者がアジアNO.1航空宇宙産業クラスター形成特区推進協議会の構成員となっております。

愛知県の航空宇宙産業は、製造品出荷額等は5,809億円で、日本におけるシェア率は約28%を誇り、ボーイング787の製造分担率は3分の1を占めております。

今後、大きな成長が期待される航空宇宙産業に対しまして、この振興に積極的に取り組んでいる愛知県と連携して、特区の推進や企業誘致などを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 中小企業といっても、従業員を100人とか1,000人とか抱えるような中小企業ではなくて、もっと従業員10人だとか、5人とかでやっている町工場の皆さんの収入が上がるということが一番大切なことではないのかなというふうに思っております。

そういった町工場のところでも、実際、検査だとかをするのって本当に航空宇宙産業はすごいハードルなんです。ですから、重立ったところを中心としたそういう下請企業体といえますか、そういった組織をしっかりとつくって、自動車産業がそういうやり方をされていますので、ぜひそういったものをしっかりと見習って、この尾張地域で航空機をつくる、そういった部品の一つ一つを小さな町工場クラスまで落として、給料を少しでも上げてもらう、企業の業績を少しでも上げてもらえる、そんな希望をやっぱり見せていかないと、これは成長とは言えないんじゃないかと。現状維持というのなかなか難しい話になってくると思いますので、三河が車なら、尾張は航空宇宙産業だということをもっともっと下へ下へ、下げていくわけじゃないですけども、そういう町工場のところまで落とし込んでいくということを私は考えておりますので、ぜひそんなサポートをしていただける弥富市であってほしいなというふうに思っております。

少子・高齢社会において、力を注いでいきたい対策というのは、やっぱり少子化対策であります。そこで、実践していただきたい提案でございますが、小・中学校の給食費の無償化であります。

小・中学校の給食費が無償化されたとすると予算は幾らかかるんでしょうか。また、小・中学校1人の1カ月の給食費というのは、負担額というのは幾らなんんでしょうか、お答えください。

○副議長（三浦義光君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） お答えさせていただきます。

給食費用の状況は、食材費として、小学校は1食260円、8校平均給食日数は年間186日です。年間1人当たり4万8,360円です。

中学校では1食300円です。3校平均給食日数は年間179日、年間1人当たり5万3,700円です。

小学校の在籍数2,379人、そして中学校の在籍数1,221人をもとに必要予算額を積算しますと、小学校分1億1,504万8,440円、中学校分6,556万7,700円、合計1億8,061万6,140円の予算措置が必要となります。

また、給食費の1カ月分の負担額についてでございますが、小学校は月額4,500円、中学校は月額5,000円を負担いただき、3月に精算しております。

○副議長（三浦義光君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 1億8,000万円かかるということですね。これはやってくださいとも言いがたいような金額でありますけれども、小学校1人が4,500円で、中学校1人が5,000円ということですので、小学校2人で9,000円、PTA会費とかも払うと1万円を超してくるのかなと。ぜひ2人以上産んでほしいなあというふうに考えますと、やっぱり1万円ぐらいは負担していかなくちゃいけないというのは、全国どこでもそうですから、別に弥富市に限ってというわけではないのでなかなか言い出しにくいですが、はっきり言っちゃうとそういうものの負担を軽減していくことで、少子化対策というのをやっていますよというふうになっていったらいいんじゃないのかなというふうに思っております。

弥富市は、保育料は本当に安くて、ほかの自治体からも弥富市さんようにはなれないんじゃないかというふうに思ってみえるぐらい、単独事業も含めて保育枠というのは、まずほとんどが公の保育施設ですし、弥富市からの財政支出というのも本当にありまして、これから再配置計画でもその辺の見直しがされていくんじゃないのかなというふうには考えますけれども、とにかくそうやってお金をたくさん保育には使っているわけです。本当にたくさん使ってもらっています。だから、弥富市のお母さん方が保育を卒業した後の小学校へのギャップというのは、逆に大きいんじゃないのかなというふうに思うんですね。だから、保育がたくさんたくさん手厚くされているもんですから、小・中学校へ上がったときにこういうのもただにしてほしいというような要望がやっぱり出てくるわけです。

私もいろんな行事へ参加させてもらおうと、お母さん方から給食費が高いよというふうに言われるんですけど、それは高いか安いかというと適正な価格ですので、高いも安いもないと思うんですけども、そういったものをやっぱりサポートしてほしいというのを世の中の子育て世代の皆さんは考えるわけです。

ですので、そういう答えに何か答えを求めようとする、ああだこうだと理由をつけて、小・中学校の給食費の無償化というのも一つの手ではないのかなというふうには考えるわけなんですけれども、ただただ給食費無償化をしろといっても1億8,000万円もかかりますのでね。かなり難しいと正直思っております。

それで、給食費だけでなく、放課後児童クラブやファミサポとかも通じて、そういう子育てへのサポートというのは、既にいろいろされておるわけですが、私の提案を1つさせてもらおうと、この給食費無償化を、ただするのではなくて、子供会というのが1つキーワードになってくるのかなと思うんですけども、子供会への入会というのを条件に給食費を無償化にするという政策をとったらどうなのかなというふうに思います。

親の都合で子供会に入れていないという現状が少なからずそういうことがあるんじゃないかなというふうに思います。コミュニティの希薄化というのは、ただ負担だけをお願いするということでは防げない時代になってきたんじゃないのかなというふうに思うわけでありまして。さらなるサポートというのもお願いしながら、いざ地震が起こったときに、隣近所の人が全然わかりませんよと。ばらばらで共助が行き届かないさみしい地域にならないためにも、ぜひともこんな子供会への入会というのをさらに促進するためにも、この給食費というのを無償化できたらどうなのかなというふうに考えるんですけども、ぜひ検討していただきたいと思いますが、御見解はいかがでしょうか。お答えください。

○副議長（三浦義光君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 子供会への入会を条件に給食費を無償化にするという施策について答弁させていただきます。

子供会は任意団体であり、その団体への入会を強制されるものではございません。したがって、子供会に入会している児童のみを無償化の対象とすることは公平性に欠け、子供に格差を感じさせるものであり、行うことはできません。

○副議長（三浦義光君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） そうなんでしょうけどね。もう一つは、そういった給食費無償化でなくても、子育て世代に対する、そういった子供会に入るような国の補助メニューだとか、そういったコミュニティの希薄化を防止するような補助メニューというのはありませんでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 安井秘書企画課長。

○秘書企画課長（安井幹雄君） お答えいたします。

一般財団法人自治総合センターや一般財団法人地域活性化センターなどが支援する事業といたしまして、コミュニティ活動に必要な備品や施設の整備、コミュニティ活動の充実・強化、地域活性化のためのソフト事業等への補助など、地域の活性化のための補助メニューは幾つかございますが、議員の御質問にありますコミュニティの希薄化を解消するような国などによる補助メニューは見当たりませんでした。

○副議長（三浦義光君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） その対策として私が考えられたのが、給食費無償化に充てるということとをふるさと納税の使途として設定するということも可能なんじゃないかなと思いますが、そうした集まった寄附金の額だけでも小・中学校の給食費に充てるということはいかがでしょう、お答えください。

○副議長（三浦義光君） 渡邊学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） お答えさせていただきます。

現在のところ、給食費の無償化は考えておりませんが、実施する場合におきましても、年度ごとに金額が変わってまいります寄附金よりは、安定した財源を充てていくことが必要だと考えております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） なかなか難しいですね。そういったサポートと負担のバランスが本当に難しいと思います。ぜひ子育て世代の意見を集約して検討いただくことと、あと共働き世帯を前提とした子供会の運営というのを促していただいて、負担の軽減や集まる日時の見直しなども助言していただくよう、あわせて要望をしておきます。

そして、財政なき政策というのは机上の空論でありますので、私はこれまでふるさと納税やら、航空宇宙産業やら、ネーミングライツやら、いろいろ財源をもっと確保していくというところに今回重きを置いて質問をさせていただきました。行政努力がこれから一層問われる時代となることは、もう言うまでもありません。そのためには、具体的に行動に移して、現役世代への配慮と高齢者福祉の充実を図っていただかなくは、今の繁栄した日本をつくらせていただいた先人たちに申しわけが立ちません。さらなる努力を求め、最後に市長の総括を求めます。

○副議長（三浦義光君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 議員から多くの質問をいただき、それぞれに御答弁させていただいたわけではございますが、私からもお答えをさせていただきます。

議員も御承知のとおり、市の財政は大変厳しい状況になっております。そのため、第3次行政改革大綱の計画期間を1年短縮して、実効性及び市民への訴求性を重視した「第4次行政改革大綱」を平成30年3月に策定いたしました。

この第4次行政改革大綱には、3つの基本方針を定めております。1つ目は「市民サービスを提供し続ける持続可能な財政基盤の強化」、2つ目は「市民の期待に応える市役所の能力、機能の強化」、3つ目は「市民と問題を共有し、課題を解決する協働の強化」であります。

この3つの基本方針のもとに、歳入の確保と歳出抑制の推進、公共施設・インフラの適正化を初めとする11の重点推進項目を定めております。

この第4次行政改革大綱及び同実施計画を確実に遂行することで、人口減少、少子・高齢化社会に対応できる持続可能な行財政運営を目指してまいります。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 本真に行動に移していただいて、前へ進めていただきたいと思います。が、やっぱり厳しい財政状況というのはよくわかりますけれども、そんな中でもやっぱり小さくまとまることなく、希望ある市政運営をしていただくことを強く望みまして、私の前半

の質問を終わりたいと思います。

○副議長（三浦義光君） 朝日議員、質問の途中ですが、暫時休憩をいたします。再開は午後1時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時07分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（三浦義光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、朝日将貴議員。

○1番（朝日将貴君） それでは、休憩前に引き続いて質問をさせていただきたいと思います。後半は、空き家対策事業についての質問であります。

2018年の10月28日の日経新聞の社説にありました2013年の時点で、空き家は全国で総数の13.5%に当たる820万戸もの空き家があるとのことであります。我が弥富市でも例外なく空き家はふえていると思いますけれども、海部南部消防署でも把握に努めていると聞いておりますが、市が把握している現状をお答えください。

○副議長（三浦義光君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答えいたします。

弥富市の空き家の現状でございますが、平成29年3月末時点で、区長・区長補助員の御協力を得て実施いたしました、居住者がなく適切に管理されていない空き家の実態調査及び空き家に関する業務委託結果より、空き家件数は315戸となっております。

なお、それ以降、現在までに倒壊等の危険を伴う特定空き家と思われる空き家6戸につきまして、所有者にお話をさせていただき、取り壊しを確認しております。

○副議長（三浦義光君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ちょっと通告にはありませんけれども、この315戸ですね、現状が。これまでの推移というのはわかりますか。

○副議長（三浦義光君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） これまで平成24年ごろの調査でございますが、たしか2桁、八十何戸だったかと思いますが、その時点では、まだ空き家の特措法も施行されてございませんで、空き家の定義も曖昧だったことから、現在のこの戸数との比較をするには、ちょっとそぐわないかと思っております。

○副議長（三浦義光君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） ありがとうございます。

把握していなかったとはいえ、かなりふえているという現状ではあるというふうな認識で

いいのかなというふうに思いますけれども、住宅をこれから新しく買おうという、そんな需要を喚起したいと思うわけですけど、これを新築ではなく中古住宅へ向かうような制度設計が一つあるのかなというふうに思っております。

そこで、中古住宅の取引をふやすためにリフォームへの投資を後押しする必要があるんじゃないかなというふうに思います。「住宅の購入費とリフォームの費用を一体で提供する住宅ローン」と日経にも実は記事が書かれておりました。こういった、市でも住宅リフォームを後押しできないかというふうに考えますが、いかがお考えでしょうか、お答えください。

○副議長（三浦義光君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 現時点では住宅リフォーム制度の創設は考えておりません。しかし、来年度策定予定の空き家等対策計画とともに、空き家及び除却した空き家等の跡地の活用促進についてどのような支援ができるのか、先進都市の事例を参考に研究してまいりたいと考えております。

○副議長（三浦義光君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） また、ほかの市ではこういったリフォーム補助制度があると伺いましたけれども、どのような制度か、お答えください。

○副議長（三浦義光君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 愛知県内で空き家対策としてのリフォーム補助を実施している自治体は12市町で、東三河地域に多い状況にあります。また、補助金交付の要件といたしまして、空き家バンクに登録された物件であることや、数年以上居住予定があることや、親世帯と子世帯が同じ敷地内に住む場合など、定住促進策や耐震対策とあわせた事業が多く、補助金上限額も30万から50万円が多い状況でございます。

○副議長（三浦義光君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） それでは、空き家がふえる原因というのはどのようなことが考えられますか、お答えください。

○副議長（三浦義光君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 原因としましては、一般的には人口減少社会における住宅需要数の減少や、長寿命化や核家族化による住宅数の増加などにより需要と供給のバランスの不均衡が言われております。所有や権利面では相続等が適切に行われないことにより所有者の特定が困難となり、適切な管理や財産処分等ができなく放置されることも上げられます。住宅の流通面では、買い主は中古住宅の質や耐震性に対する不安があることから市場での再流通シェアが低いことが上げられます。また経済面では、空き家を修繕したり、空き家や家財道具を除去する費用が大きくなることも空き家等がふえる原因と考えております。

○副議長（三浦義光君） 朝日議員。

○1番（朝日将貴君） 人口減少の問題の一つだということだと思えるんですけども、こういった問題を解決しない限り空き家はどんどんふえていって、若い世代が帰ってこないまちの一つになってしまうんじゃないかと懸念するわけであります。これから家を買おうという世代が一軒家を持てるような対策というのをどんどん立てることで、この空き家対策の新しい目的であると私は考えます。

危険空き家の対策とは異なってくるかもしれませんが、住宅リフォームをして中古住宅のニーズをもっとたくさんふやすことで、こういった中古住宅、空き家対策というのが盛んになっていけばというふうに思いますので、ぜひチャレンジしていただきたいと思います。

そういう意味でも、やっぱりこの空き家対策というのは、危険対策というのもそうかもしれませんが、危ない家がふえては隣の家が迷惑するというか、民間のことですので、なかなか手出しできませんので、公共ができるといえば、隣の家からの話で、本当にもう間もなくこの家が倒れてくるんじゃないかと、次の大きい台風のときには、もうこの屋根が吹っ飛んでくるんじゃないかという、そういう危険な建物も実際ありますし、私も確認しましたが、家ががたと傾いて本当に危険な家もふえておりますけれども、いろんな地域で一気に住宅がどんと何十件も建ったようなエリアで年数が重なっていくと、ぽつぽつと空き家がふえていくというところがエリアごとで見られている現状なんじゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひそういうのがさらにふえていく前に対策を講じていただきたいなというふうに思いますが、最後になりますけれども、この空き家対策について市長の総括をお願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 朝日議員の質問にお答えをさせていただきます。

近年、人口減少や既存住宅の老朽化、社会ニーズの変化に伴い、全国的に空き家が増加しており、当市におきましても増加していくものと考えております。しかし、これから空き家等の発生を抑制するには、相続等により適切に引き継いでもらうことや、所有者には日常的な管理をしていただくことが大変重要であります。また、議員提案の中古住宅をリフォームにするということにより低予算で若い世帯が一軒家を持ちやすくするなど、中古住宅として流通しやすい仕組みをつくっていくことも必要であるわけでございます。

当市といたしましても空き家対策として、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会と協定を締結し、空き家等の発生の未然防止や流通・活用等の促進につなげていきますが、さらに先進都市の事例を参考に研究してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 朝日議員。



○1番（朝日将貴君） 宅建協会との連携というお言葉がありましたので、ぜひそういった専門的な人たちとの意見交換もしながらこの対策に努めていただければ、本当にいい対策がとれるのではないかなというふうに私も思いますので、ぜひ前へ進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○副議長（三浦義光君） 次に、炭竈ふく代議員。

○13番（炭竈ふく代君） 13番 炭竈ふく代でございます。

通告に従いまして、1点目に防災対策と地域の安全確保のための一層の支援強化について質問をいたします。

昨年は西日本豪雨、また北海道での大地震、そして台風21号、24号、25号と立て続けに災害が起きました。特に台風21号と24号は、非常に強い勢力で上陸をし、各地に大きな被害をもたらしました。本市もすぐさま災害対策本部を設置し、応急対応に取り組みました。大雨暴風警報の発令により自主避難をされた方もいらっしゃると思います。

そこで初めに、特に強い勢力で襲った台風21号及び24号における自主避難所の状況についてお伺いをいたします。

本市では、それぞれの避難所にどれぐらいの方が避難されたのでしょうか。また、その方々の世代がわかるようでしたらお聞かせいただきたいと思います。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 炭竈議員に御答弁申し上げます。

台風21号の自主避難者の人数は、白鳥コミュニティセンター13名、総合社会教育センター14名、総合福祉センター35名、十四山スポーツセンター7名、農村環境改善センター6名、南部コミュニティセンターゼロ名、合計75名。世代別におきましては、20代までの方が3名、30から50代の方が13名、60代以上が59名でございました。

台風24号では、白鳥コミュニティセンター32名、総合社会教育センター46名、総合福祉センター48名、十四山スポーツセンター42名、農村環境改善センター2名、南部コミュニティセンター16名、合計186名。世代別では、20代までの方が22名、30から50代の方が39名、60代以上の方は125名でございました。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 避難所運営に関する市のホームページには、災害時要配慮者登録制度に伴いまして、災害時に家族などの援助が困難で、何らかの助けを希望する人の台帳を整備するとあります。

そこで当局において、ひとり暮らしの高齢者や、また身体障がい者の方々など、要配慮者名簿の整備による把握はされているのでしょうか、また支援を希望される方は何名ぐらいい

らっしゃいますか、お伺いをいたします。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 避難行動要支援者名簿につきましては、福祉課、介護高齢課と災害時において支援が必要な方に手挙げ方式による同意をいただいた方の名簿を3課で共有しております。人数におきましては昨年12月現在でございますが、1,637名の方に御登録をさせていただいております。以上です。

○副議長（三浦義光君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま御答弁いただきました。同意をいただいた方の名簿で1,637名の方が登録をされているということでございますが、そのような中で、支援を必要とされる方々への対応はどのようにされていらっしゃるのでしょうか、お伺いをいたします。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 災害発生時におきましては、自助・共助の役割と公助の役割との連携が最も重要でございます。その要配慮者対策としまして昨年度より3カ年計画で、福祉課、介護高齢課と災害時に支援が必要な方についてをテーマとして、地域の皆様や、さまざまな機関の皆様と防災ワークショップを行っております。昨年度は地域のつながりと役割、要配慮者の情報についてなどの気づきを中心にワークショップを行いました。その中でも御意見が多く、要望のありました避難行動要支援者名簿について、今年度において自主防災会など関係機関に手渡しをさせていただいております。

名簿につきましては始まったばかりでございますので、周知方法や、また取り扱いについてなど、その名簿をもとに、さらに地域として充実した名簿の作成や、地域として日ごろからどのような関係をつくっておくかなどについて引き続き勉強会などを行ってまいります。

来年度のワークショップでは、その名簿の活用方法や、どのようにしたら訓練ができるかなどをテーマに行い、例えば今年度実施した各地区でのワークショップで御意見がありましたように、助けが必要な方の支援の方法を決めておくなど、今後、実際に行動ができるようにしたいと考えております。

このテーマは非常に重要で、皆様とともに考え、自助・共助・公助の意識と連携を高め、これで終わりではなく継続していくことが重要と考えております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま御答弁いただきましたように、防災ワークショップでの情報提供であったり意見交換などが行われたということでございます。今後もそうした取り組みの中で、日ごろから声かけなど、市全体で助け合いの認識が高まればということを考えます。

次に、避難所において避難された方々への災害情報提供に努める必要があると思います。

その情報を入手する手段の一つとして、避難所へのテレビの設置は必須の条件であると思います。一部避難された方より、テレビが設置されていなくて情報が伝わってこなかったとの声をお聞きしましたが、現在の避難所の状況についてお聞かせいただけますでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 台風24号の際に、1カ所の自主避難所におきましてテレビの回線にふぐあいがあり、視聴できず、テレビを設置してほしいとの自主避難者からの要望を受け、本部で使用していたテレビを急遽設置したものでございます。御迷惑をおかけしました。現在は全ての1次避難所において、ロビーや休憩スペースにて視聴していただけます。また、停電時のためにラジオも配置をいたしました。

避難所でのテレビの設置位置でございますが、基本的にはロビーにて視聴をしていただきたいと考えております。自主避難される方の中にも、さまざまな方がいらっしゃいますので、静かにくつろいでいただきたいと考えております。

○副議長（三浦義光君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 静かに時を見守りたいという方々への配慮で、テレビはロビーにて視聴していただけること、また、このたびはラジオも設置していただいたということで、情報入手に関しましては充実していることを理解いたしました。

それでは次に、避難所における特設公衆電話についてお尋ねをいたします。

特設公衆電話は、災害時に長時間の停電で一般の電話やIP電話が使用不可能になったとき、専用回線に電話をつなげることで利用できるものです。自治体などの要請でNTTと協定を結ぶことにより、NTTから送られる微弱な電気活用のため昔の黒電話のように電源がなくても使えることができ、国内どこにかけても無料であり、公衆電話と同様に、災害時には優先的につながるとされています。

そこで、災害時、いざというときのこの通信手段として、本市におかれましても避難所への特設公衆電話の設置が必要と考えますが、開設への準備はされるのでしょうか、お伺いをいたします。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 本市におきましては、平成30年2月16日に特設公衆電話の設置・利用に関する覚書を西日本電信電話株式会社名古屋支店と締結し、昨年12月中に敷設工事を実施し、1次避難所6カ所と十四山総合福祉センターに設置をいたしました。

○副議長（三浦義光君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいま本市におかれましても、昨年の12月には工事を終えて設置をしていただいたということでございます。

この件で、もう一点ですが、今回、台風の情報とともにニュースの中で、この特設公衆電

話についての情報がなされていたのですけれども、ある自治体では、台風24号の際に長時間の停電時、せっかく避難所にこの特設公衆電話が設置されていたにもかかわらず、電話の存在すらわからなかったことや、使用手順も不十分といった担当者の認識不足で、結局開設がなされなかったという報道がなされておりました。

そこで、本市におかれましては、ただいま工事をしていただきました、設置をしていただいた特設公衆電話への開設への手順であったりとか対応については大丈夫なのか、その辺どのように考えていらっしゃるでしょうか、お聞かせください。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 特設公衆電話とは、大規模災害の被災者や帰宅困難者が無料で使用ができる公衆電話サービスで、災害救助法の発動またはそれに準ずる事態の発生で自治体と電話会社が協議をし、使用開始をするとされております。本市において重大な災害が発生し、通常の通信手段が切断された場合に、被災者の方が連絡をとることができるよう、マニュアルの設置や訓練などを行い、広報・ホームページなどにおいてPRをしてまいります。

○副議長（三浦義光君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） よろしく願いをいたします。

それでは次に、感震ブレーカーの普及と補助制度の導入の啓発についてお尋ねをいたします。

過去の大震災における火災の原因は、6割以上が電気に関係するものとされています。中でも地震による停電の後、復旧した際に、火のもととなる電気ストーブや白熱電球を使ったスタンドによる通電火災が多く、どの家庭でも危険があるのが現状です。この火災の一番の怖さは、地震発生時とともに出火するのではなく、避難した後に無人となった室内から出火することで、発見や初期消火がおくれ、あっという間に火災が拡大してしまうということです。そのため、地震が起きたらガスの元栓を閉めること、電気ブレーカーを落とすことは防災対策として大変重要視されています。しかし、ふだんから訓練をしていなければ、まして停電中ともなれば、特に電気ブレーカーを落とすまでの行動は、なかなかできるものではないと思います。

そこで、地震による強い揺れを感知すると電気を自動的に遮断して出火を防ぐ感震ブレーカーを普及すべきだと考えます。国も電気火災対策には感震ブレーカーが効果的であると推奨されています。今後、普及を進めるに当たりまして感震ブレーカーの設置に対し補助制度を導入していただきたいと思います。いかがでしょうか。市の御見解をお伺いいたします。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 内閣府によりますと、東日本大震災における本震による火災

全111件のうち、原因が特定されたものが108件で、そのうちの過半数が電気関係の出火とのことでした。感震ブレーカーは、発災時、確かに有効な手段の一つであることから、本市においては、まずはホームページやイベント時、出前講座などで市民の皆様に必要ななど啓発・周知をしてまいります。

補助制度につきましては、ほかの自治体の状況や実績などを研究してまいります。

○副議長（三浦義光君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 研究をしていただけるということですが、既にこの補助金制度を導入している自治体もございます。近隣では、大口町や岩倉市は期間を限定しての取り組みがなされています。最大クラスの南海トラフ地震が発生した際には、津波の襲来が想定されています。いつ発生するかわからない自然災害、多くの方が避難されることになります。

先ほどの御答弁でも、今回避難をされた方で、多くの方が御高齢であることがわかりました。いまや単身高齢者もふえています。例えば高齢者を対象にこの制度を導入するなど、2次災害を防ぐためにもこの感震ブレーカーの補助金制度は大事な事業の一つであると考えます。どうか本市としましては細やかな支援が行き渡りますよう環境を整えていただきますことを申し上げまして、次の質問に移らせていただきます。

2点目は、障がい者向けグループホームの設置についてでございます。

今回は、過去に2度にわたって質問をさせていただいた障がい者グループホームの設置についての進捗状況をお伺いしたいと思います。

初めに、国や県は障がい者の生活の場を施設からグループホームなどの地域への移行を進める一方、障がいのある子を持つ親の高齢化によって在宅介護が限界となったとき、障がい者の住まいをどうするかという対応について、グループホームの整備促進や重度障がい者の受け入れ体制の強化を図っているところです。

現在、市では第5期障がい福祉計画が策定されておりますが、その中で、障がいのある人の地域での自立生活に向けて関係機関やサービス事業所と連携をしてグループホーム等の暮らしの場の確保に努めますと。また、特に障がい者団体等のヒアリングでグループホームの不足を訴える意見が多いことから、社会福祉法人を初めとした民間活動を支援することにより確保に努めますということで計画に載っております。また、さらには平成32年度までに1事業所を新たに開所予定ですとしております。

そこで、平成30年3月議会における民生部長の御答弁では、県に補助金申請を行っており、採択されれば平成31年度に開所される予定ですとのことでありました。その後の進捗状況をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（三浦義光君） 山下福祉課長。

○民生部次長兼福祉課長（山下正巳君） 平成30年3月議会におきまして議員より御質問いただきました障がい者向けグループホームの建設につきましては、社会福祉法人弥富福祉会が申請されました補助金申請が採択されれば平成31年度に開所される予定であると答弁させていただきましたが、平成30年度の補助金申請につきましては、愛知県では国への国庫補助金の協議対象となりましたが国においては補助の対象とされず、採択はなされませんでした。社会福祉法人弥富福祉会につきましては、引き続きグループホーム建設に向け、平成31年度の補助金申請を愛知県に提出しているところでございます。

○副議長（三浦義光君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） ただいまの御答弁によりますと、国において補助金の採択がされなかったということでございますけれども、市あるいは事業主からの申請の事業計画といたしますか、どのような内容で申請されたのか。例えば施設の規模や事業費などを申請されたのでしょうか、また国・県の補助金の交付要綱がどのようなになっているのかなど、あわせて採択されなかった理由をお聞かせいただけますでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 山下福祉課長。

○民生部次長兼福祉課長（山下正巳君） 補助金の申請につきましては、指定された書類に必要事項を記載し、愛知県に申請をしております。申請書の内容につきましては、申請された法人について整備予定施設の建設予定地、施設の種別、施設規模、配備される職員の体制、資金計画などを記載し、施設図面などを沿えて提出してあります。要項につきましては、国においては社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱、県においては愛知県社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱で、障害者総合支援法等の規定に基づき、社会福祉法人等が施設整備に要する費用の一部を補助することにより、施設入所者等の社会福祉向上を図ることを目的としております。

要綱におきましては、交付対象施設や交付率、申請手続等が定められております。採択されなかった理由につきましては、国が整備方針の中で優先的な整備対象となる事業を採択しております。市といたしましては弥富福祉会と来年度の採択に向けて努力をしてみたいと思います。

○副議長（三浦義光君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 引き続きよろしくお願ひしたいと思います。

障がいのある人が地域で家庭的な共同生活を行う暮らしの場として、グループホームはとても重要な場所であります。今、障がい者の通所施設は数の上では選べる時代となり、施設の中には利用者の生活の質を高めたいと努力をしてみえるところもあります。最大の課題は、親亡き後の住まいの問題です。心身障がい者が入居できるグループホームは、まだまだ多くはありません。理由としましては、経営面では報酬単価が介護料に見合わない、また人手が確保できないなど運営に着手する法人が少ないこと。現在の報酬単価では夜間支援員の複数

配置が必要である重度障がいの支援ができないことなどの課題があると思いますが、今後、市としましては障がい福祉計画にあるとおり進めていかれるのか、その点をお聞かせください。

○副議長（三浦義光君） 山下福祉課長。

○民生部次長兼福祉課長（山下正巳君） 障がい者向けグループホームにつきましては、平成29年度に計画期間を満了いたしました第4期障がい福祉計画においても、確保に努めるとし、計画期間中には海部南部障害者自立支援協議会においても、地域課題として生活の場の確保を取り上げ、プロジェクトチームを構成し、グループホームの重要性、必要性を検討するとともに、近隣の事業所に声をかけ、グループホームについての勉強会も開催いたしました。また、検討結果を関係市町村へ報告いただいております。

今後につきましては、平成30年3月に策定いたしました第5期障がい福祉計画で目標設定したとおり、社会福祉法人や民間事業所と協力しながら計画的な整備を進めてまいりたいと考えております。

○副議長（三浦義光君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 市では社会福祉協議会等に障がい者相談事業を委託し、そこでサービス等利用計画の作成がされていると思います。障がい福祉サービスを利用するためには障がい支援区分の認定を受ける必要がありますが、認定を受けている人数はどのようになっているのか、区分ごとに人数をお伺いいたします。

○副議長（三浦義光君） 山下福祉課長。

○民生部次長兼福祉課長（山下正巳君） 障がい支援区分の認定につきましては、海部南部広域事務組合で認定が行われており、区分については、区分1から区分6までございます。区分ごとの人数でございますが、区分1、5名、区分2、33名、区分3、28名、区分4、30名、区分5、20名、区分6、46名、合計で162名でございます。

○副議長（三浦義光君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） それでは、障がい者施設愛厚弥富の里への入所希望の方で、待機となっている人数がわかればお聞かせいただけますでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 山下福祉課長。

○民生部次長兼福祉課長（山下正巳君） 愛厚弥富の里の待機人数ということでございますが、愛厚弥富の里さんに確認しましたところ47名とのことでした。

○副議長（三浦義光君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） それでは、続きまして平成30年度の報酬改定により障がい者の重度対応型のグループホームの類型が新設をされましたが、どのような制度と認識されていらっしゃるのでしょうか、お伺いをいたします。

○副議長（三浦義光君） 山下福祉課長。

○民生部次長兼福祉課長（山下正巳君） 今回の改定に伴い、新たな類型といたしまして、障がい者の重度化・高齢化に対応できるグループホーム、日中サービス支援型共同生活援助、これを日中サービス支援型と申しますが、創設されました。これは、住まいの場でありますグループホームの特性は従来どおり維持しつつ、スケールメリットを生かした重度障がい者への支援を可能とするため、1つの建物への入居者を20名まで認める新たなタイプのグループホームでございます。また、地域における重度障がい者の緊急一時的な宿泊の場を提供するための短期入所の併設を必置とされております。

○副議長（三浦義光君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 障がい者は、昼夜を問わずに24時間の支援を必要としています。今回の報酬改定では、夜間にも十分な人員配置が可能となる報酬体系となったのか、また重度障がい者の受け入れが今後進むのか、今後の見込みについてお伺いをいたします。

○副議長（三浦義光君） 山下福祉課長。

○民生部次長兼福祉課長（山下正巳君） 今回の報酬改定におきましては、先ほど御質問いただきました重度障がい者の対応ができる日中サービス支援型の施設で、夜勤職員を加配した場合に加算されることとなりますので、報酬面から見れば夜間職員の十分な配置もしやすくなっていると考えます。

重度障がい者の受け入れにつきましては、日中サービス支援型のグループホームなどが開設されていけば受け入れが進んでいくものと考えております。

○副議長（三浦義光君） 炭竈議員。

○13番（炭竈ふく代君） 障がいがあっても、住みなれた地域で暮らしの場を見つけないと御家族は願っています。地域で安心して生活するためには、住まいの場としてのグループホームの開設が欠かせません。グループホームの設置について、国の補助金の活用や市街化調整区域に要件を満たせばグループホームの設置が可能であることなど知られていないのが現状のようでございます。在宅で生活していた重度の障がい者の受け皿となり得る日中サービス支援型が創設されたことも含めまして、グループホームの設置を検討している法人等にしっかり情報が届きますよう、徹底をお願い申し上げて私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（三浦義光君） 暫時休憩します。再開は1時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時42分 休憩

午後1時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~



○副議長（三浦義光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、那須英二議員。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二。

通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は3点、妊婦加算と妊婦健康診断の補助について、また期日前投票所の増設と投票送迎バスについて、そして、信号のつけられない交差点へのラウンドアバウトの調査について質問いたします。

1つ目といたしまして、妊婦加算と妊婦健康診査の補助についてでございます。

私ごとではございますけれども、12月の末に私の娘が誕生いたしました。

〔「おめでとう」の声あり〕

○7番（那須英二君） ありがとうございます。

無事に出産ができて安堵しているところでございますけれども、出産には多額のお金がかかるものだということで、改めて実感をいたしました。また、チャイルドシート、ベビーベッド、おむつ、哺乳瓶などを取りそろえるにもかなりの費用負担を要することが実感として湧いてきました。

子供を産むということは本当に大変なことだと思ったわけでございますけれども、そして、この少子化の時代にあって非正規雇用が蔓延して、給料が上がらず世帯所得は落ち込んで、これでは子供が産みたくても産めない環境がやはりあるのではないかと思います。また、そうした背景があるからこそ、子供を産み、捨てていくような事件も後を絶たないということで、憂う気持ちになるわけでございます。

そこで、もう少し自治体の補助はないものかと思うわけでございますけれども、まずそこで1つ質問させていただきます。

市で行っている出産に対しての補助は、どのような補助がございますか。

○副議長（三浦義光君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

本市で行っております出産に対する補助としましては、妊婦健康診査費用の助成事業があります。この助成事業は、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するための事業でありまして、本市では厚生労働省が示しております望ましい回数14回分を、県内全市町村で統一した検査内容で実施しております。

検査内容については、基本的な検診にあわせ超音波検査や血液検査、子宮がん検診など、妊娠週数に応じた適切な検査を受診していただいております。

○副議長（三浦義光君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 健診の補助を行っているということで、市では大変助かる補助をやら

せていただいておりますけれども、この「母と子のしおり」、この中に補助券、先ほど課長が言われたように14回分の補助がついているということでございます。基本的には、そのおかげで無料で受けられるということで大変助かっています。しかし、驚いたことがございます。今年度、4月の診療報酬の改定によって妊婦に対しての負担がふえているということでございます。正確には、この1月より、この妊婦加算と言われるものが凍結しているので、ふえていたという過去形にはなっているところでございますけれども、これはツイッターなどで炎上して大きくメディアを動かして凍結に至ったわけでございます。実際に私の妻が妊娠中に診察してもらった際に、こうした妊婦加算が取られていることがわかりました。妊婦の健診には加算されてはないなということでございますけれども、妊婦さんには妊婦健診以外の検査、例えば血液検査や歯科検診などにも必要になってくるわけでございますけれども、この補助券の中には、こうした補助対象となる項目が設けられており、こうした血液検査や歯科検診なども含まれてはいるんですけれども、それに該当しなければ補助が出ないということで、まさに今年度始まった妊婦加算分については該当していないということで、代金の請求があったということでございます。

そこで、市長にお尋ねいたします。

この少子化の時代で、子供をふやしてほしいと国のほうも思っているわけですが、どういうわけか、この自民党政権内の中で、それに逆行する新たに設けられた妊婦加算について、どのように考えておりますか。

○副議長（三浦義光君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 那須議員の質問にお答えをいたします。

平成30年度の診療報酬改定で新設された妊婦加算は、医療機関において妊娠中の患者が外来受診された場合などに、妊婦本人だけでなく、胎児への安全性を考慮した検査や処方を行う必要があるために設けられた制度であると認識をしております。しかし、国が進める少子化対策に逆行するような制度であることや、4月から開始する際の周知が足りず、突然妊婦への負担がふえたと感じる方もいるわけですので、本年1月以降の制度運用の凍結との判断は、いたし方ないと考えております。

今後は、妊婦への配慮はもちろんです。医療機関に対しても妊婦への検査や処方には特に気を使う必要がありますので、双方に配慮した施策が講じられることを期待しております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 市長が述べられたことは一般的に言われていることで、市長の本心が僕は若干聞きたかったところでございますけれども、ぜひまた次の機会にでも思いを言っていただければと思っています。

自民党政権の中で、一度はこうした診療報酬の改定という部分で認めておいて、騒がれたから凍結に至ったわけでございますけれども、私からしたら、もともと出産に対しての配慮があれば、最初から妊婦さんに負担させることがなかったように思います。昨年の4月から12月の間に妊娠していた人だけが負担させられた。何か損したような気分になるわけでございますけれども、実は、その中には私の家庭も含まれているわけでございますけれども。

ただ、この問題の根本は、妊婦加算自体が僕は問題というより、確かに今、市長がおっしゃられたように、お医者さん等にも負担がかかってくるということで、お医者さん大変だろうと思いますので、その分の報酬があってもよいと思いますが、ただ強調したいのは、なぜそれを妊婦さんから取るかということなんです。この負担は、やはり国や県、または市のほうでしっかりと負担してもらえばよかったと思います。それができなければ、市が出しても妊婦さんの負担をなくすべきだと思っておりましたが、とりあえず今回1月から凍結ということで、今廃止かどうかということで議論、次回の2020年度の診療報酬改定に向かって議論されているようでございますので、その様子をしっかりと見ていきたいと思っています。

また市長には、ぜひ、もしそういった形で機会がありましたら、これはやはり妊婦さんから取るべきものじゃないということで強く要望していただけたらと思います。少子化の問題解決のため、これは国策とも言える大切な部分なので、しっかりと国・県に負担してもらうことを要望していただきたいと思っています。

子供を望む家庭に、せめて金銭的な理由で不幸を起こさせないためにも配慮を求めたいと思います。子供を産むということは、本当に精神的にも金銭的にも大変ということで、せめて金銭的な部分に関しては、それを理由にして不幸なことがないように頑張っていただきたいと思っています。

また、超音波エコー検査等の今補助を行っているわけでございますけれども、確かに、この「母と子のしおり」の中に、そうしたエコー検査に対しても補助が出ているということでございましたけれども、ただ、40週のうちに4回しか補助がないということでございます。14回中の4回分ということでございますけれども、最近はほとんど、最初のほうはちょっと違うんですけど、中盤から後半にかけては、ほとんどの検査でこのエコー検査を行うことが多くなってきています。エコーの画像や写真を見て成長が実感できるということで妊婦さんにも安心するところになりますけれども、毎回となると、この妊婦健診の補助券の枠におさまらない分として請求されることもあります。なるべくこうした補助の枠を拡大して、安心して受診できるようにしてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

妊婦健康診査での超音波検査については、国の基準でもある4回は県内で統一されていま

すので、今のところ拡充は考えておりません。決められた項目、回数を超えた場合は、これまでどおり自己負担をお願いしたいと思っております。

なお、妊婦健診以外の事業について、従来の妊産婦歯科健康診査や乳児健康診査のほか、本年度から産後鬱の防止を目的に、メンタルチェックを含めた産婦健康診査の費用助成を始めております。また、産後の体調不良や育児不安、あるいは家族などから支援が受けられないお母さん方に、医療機関で宿泊をしていただき必要なサポートを行う産後ケア事業について、来年度以降の実施に向けて準備を進めております。

今後も国・県の施策や他市町村の動向を見て、少子化対策、母子支援に関する事業に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○副議長（三浦義光君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 国の基準で4回と定められているから、このエコーは毎回撮っても補助はしませんよということでございますけれども、そうであれば、やっぱり今の現状を見てほしいわけでございます。今は毎回ほとんどの方が撮られると思いますので、ぜひ国の基準ということでございましたが、この基準の上乗せをする、またはそうしたことを感じているのは自治体だと、一番下の市町村の自治体だと思いますので、その要望を県や国に届けていくのも自治体の仕事ではなかろうかと思っておりますので、ぜひお願いいたします。

また、産後鬱健診の助成であったり産後ケアの助成について、今後検討というか、産後鬱については来年度から実施ということでございますけれども、そういった形で改善されていく部分に対しては、やはり不幸を減らしていくということで大変助かるかなあと思います。

ただ、最近はお産費用がどんどん高額になってきています。それに伴って出産一時金のほうも今では42万円ということでふえておりますけれども、実は全然足りていないということでございます。私のところでは、実は病院のほうから約70万円ほど普通分娩でかかると言われておりました。この時点では42万円を差し引いて30万円ほどの持ち出しとなって、さらに赤ちゃんに必要なものをそろえると、プラス20万円ほどの費用がかかるので大きな負担となるわけでございます。ただ、市の健康推進課で聞いたところ、海部管内の病院では50万円程度が平均だそうで、うちでかかった病院が特別高かったのかなあとは思いますが、ただちょっと強調しておきたいのは、今よくあるゴージャスなホテルみたいな病院だったりゴージャスな食事が出る病院ではない、ただの普通な、特別な部屋でもなく豪勢な食事がつくわけでもない病院食で、名古屋にある病院で約70万円と言われたわけでございます。名古屋市の病院だと海部管内より高いのかなあと思うわけでございますけれども、うちはちょっと特殊な事情を抱えておりましたので、そこでしか産めなかったわけでございますが、やはりそうした高い病院もあるということでございますので、やはり子育ての支援は今後必要になってくるのではないかと思います。実際、うちとしては帝王切開ということになったので

保険適用になって、たまたま一時金の範囲でほぼおさまることになりましたが、しかし、ここからがスタートということで、まだまだここからお金がかかってくるわけでございます。

やはりそうやって考えていきますと、やっぱり子供を産むということに大きな負担がかかるということで、産みたくても費用のことを考えて産めない。2人目、3人目を考えていたけれど、これからの養育費のことを考えると産めないと、そういった家庭がどんどんふえていっているわけでございます。こういった声は後を絶たないわけでございますが、これではやはり少子化の問題は解決しないと思います。

また、費用に心配があるからと、子供を産み、捨てるような悲劇を繰り返さないためにも、まずは出産に係る負担の軽減、そして幼児・小学校・中学校・高校・大学と連続して連なるさまざまな負担の軽減のため、子育て支援をもっと手厚くし、安心して子供を産み育てられるような環境を整えていくことが大切だと思います。先ほど朝日議員の中にも給食費の無償化ということでございましたけれども、ぜひそうした支援も必要だと私も考えています。ぜひ市でも引き続いて、安心して産み育てられるように努力していただくことをお願いして、次の質問に移りたいと思います。

2点目の期日前投票所についてでございますけれども、先月12月2日に弥富市の市長選挙がございました。そこで今回、安藤市長が誕生したわけでございますけれども、そこで思うことは、投票率がどんどん減っているということでございます。今回の市長選挙が51.3%、前回の市議会議員選挙が55.6%、平成19年の市長選挙が62.7%という投票率になっております。そして、それに対してふえているのが、この期日前投票でございます。

平成19年の市長選挙が2万1,158人の中で1,462名の方が期日前投票ということで6.9%、前回の市議選では1万9,236人の中の4,026人ということで、20.9%が期日前に出かけられていました。そして、今回の市長選挙でも1万8,230人の中で3,723名の方が期日前投票20.4%ということで、近年では約5人に1人が期日前投票を行っているという現状になっています。ところが、この期日前投票所は、弥富市が南北に広い地域であるにもかかわらず、市内で社教センターの1カ所しかないということです。お隣の愛西市では、期日前投票所をふやしているわけでございますが、システムの追加や職員の時間外労働、臨時職員の公募など大変ではあると聞きましたが、それでも期日前投票所をふやしたということでございます。

私は、以前にも期日前投票所をふやせないかと質問をさせていただきましたが、スペースがないことや人員確保などで予算がかかるということでございました。スペースの課題に対しては、新庁舎が完成すれば、この十四山支所に空きスペースができると思いますし、また鍋田支所や農村センターでも工夫を凝らせばスペースができると思います。予算については確かにかかりますが、投票率を上げ、憲法にもある市民の投票する権利を守るという立場でぜひ頑張っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

現在、新庁舎建設中のため、期日前投票所は総合社会教育センターの研修室に設置しており、選挙管理委員会事務局職員が、毎日十四山支所から期日前投票所の開設及び閉鎖のために総合社会教育センターに出向いている状況にあります。期日前投票所を増設する場合、投票管理者、投票立会人、投票事務従事者としての受付係、名簿対照係、投票用紙交付係、代理記載係など多くの人員確保が必要となります。また、選挙人名簿対照に必要なオンラインシステムを構築するに当たり、セキュリティ対策を講じた回線を用いる必要があることから、有線による新たなネットワークの回線工事や投票済み情報を相互に共有するなどといった二重投票を防止するための措置が必要となること。さらには投票用紙や投票箱の送致・保管、転出者等の選挙人名簿登録の照会などについての対応が必要になることなどが課題となっております。

今後につきましては選挙管理委員会の皆様の御意見もお聞きしながら、そういった課題を解消できるか研究してまいります。

○副議長（三浦義光君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、システム上の問題等、あと人員確保の問題があるということでしたが、システム上の問題でいえば、それをクリアしている自治体はあるわけですので、ぜひそこを参考にさせていただいて、例えば隣の愛西市でも今ふやされたということですので、そういったことを参考にすれば簡単にクリアできる問題ではないかと思います。

とある高齢者の市民の方が言うておりましたけれども、以前は近くの公民館で投票ができたために、歩いて行くことができて投票しておりましたけれども、公民館の投票所が廃止されて遠くなってしまったために投票に行けなくなったという声がありました。これは大変残念なことですのでございます。やはり、こうした方でもしっかりと投票する権利を守っていくのが行政の役割だと私は思います。

そこで、お聞きいたしますが、弥富市となってから投票所を何カ所減らして、その減らした理由と節約できた予算の額は、どの程度か尋ねます。

○副議長（三浦義光君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

弥富市になってからの統廃合により、投票所は16投票所から12投票所となり、4投票所の減となっております。統廃合の内容につきましては、平成21年8月30日執行の衆議院議員総選挙から、狐地投票所と境投票所を統合し、稲狐投票所、操出投票所と駒野投票所を統合して操出投票所に、平成25年7月21日執行の参議院選挙通常選挙から神戸投票所と竹田投票所

を統合し、十四山東部投票所に、平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙から、鎌島投票所と稲吉投票所を統合し、大藤投票所となりました。

投票所を統合した経過につきましては、投票所となっている地域の公民館は、新たに住民となった方には場所がわかりにくい、地域の公民館は投票所スペースや駐車場スペースが狭い、衆議院・参議院の同時選挙が行われた場合、5票になるため対応できない。投票所の照明が暗い、場所が狭い、じろじろ見られている感じがする。投票環境をよくしてほしいなどの市民の声があり、その要望に対応するため公共施設に変更してまいりました。

投票所の統廃合により、有権者がふえて受け付けが混雑されることが予想されるため、投票所に当日投票システムを導入して受け付け時間の短縮を図るとともに、名簿対照事務の誤りをなくすなどの改善を進めてまいりました。

統廃合を行うに当たっては、区長、区長補助員、地域の役員の方々などに説明をし、御理解をいただき、その後、区長から地区の総会などで説明をしていただいております。

節約できた予算につきましては、選挙によって投票所の事務従事者人数などが変わりますので増減はありますが、選挙ごとの投票所1カ所当たり約60万円の費用が削減できており、平成21年の衆議院議員総選挙から平成30年の弥富市長選挙までの13回の選挙で約2,000万円の費用が削減できております。

○副議長（三浦義光君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 当初は16カ所あった投票所が、今は4カ所減らされて12カ所となっているということでございます。同時選挙でのスペースの問題や費用節約などで減らしたということでございます。しかし、重要なのは、このために投票できなくなった人が実際にいらっしゃるということでございます。現実には投票できなくなった人がいるなら、そういった方でもちゃんと投票ができるようにしなくてはなりません。先ほど言った期日前投票所をふやすことはもちろんでございますが、ほかにも投票できるようにする手だてを考えなくてはなりません。

そこで、まず期日前投票所をふやすこと。期日前投票ができるように、その期間だけでもバスの時間やルートを変更するか、もしくは期日前投票所に向かう送迎バスを1日1回だけでもよいから走らせたかどうかと思っているわけでございます。現実的には、その期間だけバスの時間やルートを変更するというのはかなり困難だと思いますので、送迎バスということでは走らせたほうが早いのかなと思いますけれども、いかがでしょうか。もちろん送迎バスといっても、そんな大がかりなものではなく、市で保有する公用車などの小型なワゴン車等を利用してということでございますが、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

送迎バスにつきましては、いつ、どこに、どのような大きさの車を用意するのか、利用者はどれぐらいあるのか。また、その費用がどれぐらいかかるかなどの課題もあり、現在のところ考えておりませんので御理解をお願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 現在は幾らかかるかわからないし、考えてもないということですが、ぜひ幾らかかるかわかった上で、今度検討課題にのせていただきたいと思います。

また、次の方法といたしましては、投票日の当日というのは基本的に日曜日が多いということで、きんちゃんバスは運行していない状況になります。仮に運行していたとしても投票所のルートがないところや、また投票所に着いても、通常の時間で運行すれば投票している間にバスが行ってしまうので、その次のバスを何時間も待たなきゃいけないということで余り現実的ではありません。よって、投票所に直接行き、投票している間待っている、投票のための時間割やルートを調整した送迎バスを走らせたらかどうかと思います。例えば、以前あった投票所の場所を集合場所にして現在の投票所に連れていく、そんなイメージでございます。集合時間が発生するということで、好きな時間に投票することができなくなるという不自由さは出てくるとは思いますけれども、ただ、歩いて行けなくなった、そんなために投票ができなくなったという人を救うことができると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤文彦君） お答えいたします。

当日投票所の送迎バスにつきましても期日前投票所と同様の課題から、現在のところ考えておりませんので御理解をお願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 同様ということで、幾らかかるかわからないということですが、しっかりとそのあたりは試算していただいて、やはり住民の権利を守る、憲法にのっとる自治体の仕事でございますので、そこら辺は怠らずに、しっかりと頑張っていただきたいと思います。投票率を上げる努力、憲法に掲げる投票する権利を守る努力をしていた、行きたくても行けないという人がいなくなるよう頑張してほしいとお願いしながら次の質問に移ります。

3点目でございます。

市内の交差点で、交通事故が心配で信号をつけてほしいとの要望がたくさんあるのに、なかなか信号機がつけられない場所が市内にはかなりあると思います。なぜつけられないかといえば、信号機と信号機の距離が短いなどの理由でございます。例えば、今工事している新



庁舎の前の通り、現在の駐車場に入るところの交差点や、海南病院に曲がるところの交差点、また歴史民俗資料館のところの交差点などですが、今は警備員などで誘導したり警察の方がよく見張っていたりして対応しておりますが、しかし、住民の皆さんの多くが危ない交差点だと思っており、信号機の要望も出してはいるけれども、信号と信号の距離が近いのでつけられない、いつまでも放置されている危険な交差点となっています。

そこで、そういった交差点に対して何か方法がないかと考えていたときに、愛西市の大井町というところの南側に見なれない不思議な交差点を見つけました。ラウンドアバウトというものを御存じでしょうか。信号がないけれど、歩行者も車も安全に通行できるロータリー式の交差点、環状交差点とも言うそうでございますけれども、この大井町の南の交差点が、まさにこの環状交差点、ラウンドアバウトというものでございました。初めはどうやって通行していいかわからず少し戸惑いましたけれども、時計回りにしか回れないなどのルールがあり、なればこれは安全で、信号を待つロスもなく、よい交差点だと思いました。そこで、愛西市とつくったのは県ということで、県庁の道路維持課まで行っていろいろと教えてもらいました。ラウンドアバウト自体はこうしたものになりますけれども、また後で資料をお渡しします。

愛西市では、平成30年の春にこの供用を開始したということということでございます。このラウンドアバウト以前は、この大井町の南の交差点で毎年2件から3件ほどの事故があったそうでございますけれども、このラウンドアバウトにしてから半年間、まだ一件も事故の報告はないということでございます。担当課の話では、思ったよりよかったというのが率直な感想ですと言っておりました。また、電源が必要ではないので、停電などの際にも有効だということでございます。ただ、問題といたしましては周知が心配だったと言いました。愛知県で6カ所目ということで、まだ見なれないので、必ず右回りに回ることや、ロータリーの中にいる車両が優先というルールなどを周知しなくてははいけません。しかし、なれてしまえば安全に、それほど待たずに通行できるので便利だと思いました。

県道であったために、設置は県がしたそうで、設置基準や予算などについては県のほうで聞いてまいりました。設置基準については「ラウンドアバウトマニュアル」という本に書いてあるということと、自治体なら持っているところも多いということで、まず弥富市にこの本が置いてあるか、また、このラウンドアバウトについてどのように考えているか、お聞かせください。

○副議長（三浦義光君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えいたします。

ラウンドアバウトにつきましては、平成26年8月8日付、国土交通省からのラウンドアバウトの導入について及び望ましいラウンドアバウトの構造についての通知文が愛知県経由で

周知されております。この周知文におきまして、ラウンドアバウトの適用条件や構造等が示されておりますので、現時点におきましては「ラウンドアバウトマニュアル」の書籍購入まではしていません。また、ラウンドアバウトは、車両が通行する部分が環状の平面交差点で、道路標識により車両がその部分を右回り（時計回り）に通行することが指定されているものであり、交通量等が一定の条件であれば信号機を用いず、安全かつ円滑な道路交通を確保することができる交差点と認識しております。

○副議長（三浦義光君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 基準に書いてある、この「ラウンドアバウトマニュアル」という本も購入していないということで、全く検討がなかったのかなと思うんですけれども、基準としては、1日に1万台以内の車両の交通量であったり1時間当たり100人を超えない程度の歩行者数であったりするので、これを設置するためには交通量の調査が必要になってきます。ぜひこのラウンドアバウトを検討していただいて、まずはマニュアルを買っていただいて、そして交通量の調査を始めてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えいたします。

ラウンドアバウトの導入に当たりましては、その必要性を明確にした上で、交通量及び構造の観点から適用可能かどうかを確認する必要があります。適用可能かどうか確認した上で、他の交差点の形状と比較して、安全性、円滑性等の効果、維持管理の容易さ、経済性等の観点から優位性を評価し、導入の可否を判断することとなります。

ラウンドアバウトにつきましては愛知県内のまだ施工事例が6カ所と少なく、平成30年春に供用を開始した愛西市でのラウンドアバウトにつきましても、今後、管理者である県より整備後の交通挙動調査などを整備効果の検証を行うとされております。今後、ラウンドアバウトは、信号機の設置が困難である平面交差の新たな一つの手法として、有効性や課題等を調査・研究してまいりたいと考えております。

○副議長（三浦義光君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、ラウンドアバウトについて今後調査・研究をしていきたいということでございますけれども、実際、今、市内の交差点で、やはり信号と信号の間が短いから信号機はつけられないけれども、歩行者・車両が通行する際に、やはり見通しも悪い状況の中で危険だということでございます。そうした箇所が市内には多く存在するので、しっかりとその部分を洗い出して、ぜひ調査・検討の課題にのせていただいて、安心・安全の交通を確保するように努めていただきたいと思います。

また、今現状、なかなかラウンドアバウトはいいものですが時間もかかるということもございますので、ぜひ、例えばカラー等で、そういった危険な交差点に対しては注意喚

起を促していただきたいと思います。

また、交差点ではありませんが、先日、ひので保育所の前の横断歩道の信号機がようやく設置されました。あそこはひので公園などもあって、小さな子供たちがよく通るので、心配しておりましたので一安心させていただきました。しかし、もう一点、その道路を西に向かった先の動物病院の前に横断歩道や手動の信号機などをつけて、桜保育所に行く等の子供や保護者などが安全に渡れるようにしてほしいということもたくさん要望が出ていると思いますが、それもあわせて早急な解決をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えいたします。

ひので保育所北側の県道における信号機設置につきまして、公安委員会に要望しておりましたが、今年度設置の運びとなり、3月には完成予定となっております。また、県道の西側にあります動物病院の前につきましては、地元区長より横断歩道設置申請の提出があり、信号機設置の要望もあったところです。現地の確認を行いまして蟹江警察署に信号機設置等の調査をお願いしております。横断歩道や信号機の設置要望は、蟹江警察署管内で多数ありますが、市といたしましては、引き続き他の要望箇所とあわせて要望していきたいと考えております。

○副議長（三浦義光君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 先ほど佐藤高次議員からも、十四山線のほうに続くものとしては歩道の設置ということで要望がございましたが、東側の十四山に続く橋が完成したということで、あその道路自体が交通量がふえております。桜保育所に向かうその動物病院の前のところは、多くの子供たちや、また子供を連れた保護者の方が歩行して、いつもひやひやして見守っているわけですが、子供の命が失われてからでは遅過ぎますので、一刻も早い解決をお願いして今回の質問を終わらせていただきます。

○副議長（三浦義光君） 暫時休憩します。再開は午後2時40分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時30分 休憩

午後2時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（三浦義光君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平野広行議員。

○10番（平野広行君） 10番 平野広行。

通告に従いまして質問いたします。

おくれましたけど、新年明けましておめでとうございます。

そして、安藤市長、市長就任おめでとうございます。

こうして新年早々開会されます弥富市議会は、安藤新市長のもと平成最後の正月に行われる議会となり、一般質問からのスタートとなりました。このようなことは過去に事例がなく、弥富市議会の歴史に残る一日となりましたので、より一層気を引き締めて一般質問を行いますのでよろしくお願いいたします。

安藤市長、ちょっとお疲れですかね。

○市長（安藤正明君） いや、大丈夫です。

○10番（平野広行君） 大丈夫ですか。よろしくお願いいたします。

ことはイノシシ年ですが、イノシシ年は大きな災害が起こる年と言われております。関東大震災、阪神淡路大震災、そして本市にとって忘れることができない、あの伊勢湾台風も60年前のイノシシ年でした。この60年間、先人の皆様も水と闘い、風水害の対策には特に力を入れ取り組んできました。弥富市がスタートして10年間、第1次総合計画のもと災害に強いまちづくりを第1目標に掲げ、しっかりと取り組んできた服部市政の後、先月行われた市長選におきまして、服部前市長が掲げた「もっと災害に強いまちづくり」の継承を強く訴えた安藤市長が当選されたわけであります。

政治とは、市民の生命・財産を守り、よりよい生活を築くものであります。病人の命を守るのはお医者さんですが、弥富市民の命を守るのは安藤市長であります。弥富市は、海拔ゼロメートル、マイナスといった地域性を考え、31年度からスタートする第2次総合計画の基本構想における基本目標の中で1番目に掲げている「いつまでも住み続けたい安全・安心なまちづくり」を、安藤市長のもと、しっかりと進めていただくことを冒頭をお願いしておきます。

昨年は日本全国各地で異常な高温が続き、局地的に豪雨に見舞われ、土砂災害等が各地で多発しました。また、海水温が高く多くの台風が発生し、日本にも3個の台風が上陸し、各地に多大の被害をもたらしました。近畿地方に上陸し、本市にも大きな被害をもたらした台風21号では、強風のため電線の断線等により各地で停電が発生し、最長13時間の地区もありました。また、隣の木曽岬町では24時間停電し、町民の生活に大きな影響を与えました。台風による停電は、本市においてもまさかではなく、想定される災害として捉えておかなくてはならないと思います。特に今回の台風21号で長時間停電を経験された方は、電気のありがたさを痛感されたのではないかと思います。

そこで、長時間停電が発生した場合、市民生活に影響を及ぼす下水処理場の運転等について順次伺います。

まず公共下水、農業集落排水、コミュニティ・プラントの処理場及びトイレの使用について伺います。

1 点目ですが、昨年 9 月に近畿地方に上陸した台風 21 号で停電した市内の浄化センターはどこか伺います。

○副議長（三浦義光君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） お答えいたします。

台風 21 号の影響で停電した浄化センターは、広大海浄化センター、鍋田浄化センター、十四山東部処理場の 3 カ所と、そのほかに十四山南部中継ステーションの 1 カ所でございます。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10 番（平野広行君） それでは、停電した場合の浄化センターの運転体制は、どのようなのか伺います。

○副議長（三浦義光君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 各浄化センター及び中継ステーションには自家発電機は設置されておきませんので、浄化センターとして稼働はできなくなります。その対応策といたしまして、停電が解消されるまでの間、市所有の発動発電機 2 台及び必要に応じてレンタルした発動発電機において浄化センターを仮稼働させます。その発動発電機による仮可動までの体制及び手順につきましては、まず下水道課から弥富市建設業協力会へ連絡をし、発動発電機の手配・運搬を依頼します。次に、処理場の点検委託業者の作業員が発動発電機を処理施設の電源に接続し、浄化センターの仮可動を行うようになっております。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10 番（平野広行君） 市内の排水処理場及び中継ステーション、これは 10 カ所あるわけですが、そのうちの 4 カ所において停電が発生し、仮設備による仮可動が行われたということでもあります。各処理場には自家発電機はないため、停電した処理場については下水道課から弥富市建設業協力会へ連絡して、発電機の手配をして処理場の点検委託をしている愛知県土地改良事業団体連合会が発動発電機と処理施設との接続をして処理場の仮可動を行ったと、こういうことでありますね。

それでは次に、今回は公共下水の処理施設、鎌島にあります弥富ポンプ場、そして上野にあります日光川下流浄化センターの停電はなかったわけですが、停電時の運転は、この公共下水、農業集落排水、コミュニティ・プラント全て同じか、伺います。

○副議長（三浦義光君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 公共下水道と農業集落排水とでは汚水が流れる方式が異なります。公共下水は、汚水を流す方式が自然流下方式及び一部圧送式になります。また、各家庭から公共下水に流された汚水は、市内を縦断している愛知県管理の本管である日光川下流の幹線に流れ込み、最後は日光川下流浄化センターまで流れる仕組みになっております。それに対し農業集落排水は、真空式・自然流下式併用もしくは自然流下方式の流送方式となつて

おります。その真空式というのは、各家庭から排水された汚水を浄化センター内にある真空ポンプにて汚水を浄化センターまで引き込む方式となります。また、コミュニティ・プラントは自然流下方式の流送方式となっております。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○１０番（平野広行君） 停電時に多くの家庭でトイレを使用した場合、汚物はどのような状況になるのか、また停電が解除されたとき、すぐに処理場は通常運転ができるのか、また点検に長時間を要するのか伺います。

○副議長（三浦義光君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 公共下水では愛知県管理の幹線の本管に貯留することになります。また、本管に貯留できるのは、現時点での汚水量では１日程度と県から聞いております。農業集落排水につきましては、自然流下管や真空弁マンホール内に貯留することになります。処理場で停電が解除されればすぐに運転はできます。ただし、停電で処理場の施設が停止しておりましたので、数時間は設備の点検をしながらの稼働になります。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○１０番（平野広行君） 今の答弁によりますと、停電時において公共下水では、市内を縦断している愛知県管理の幹線の本管に貯留するということになります。その貯留の容量は１日程度は大丈夫との答弁ですが、本市の場合、今後は全て公共下水にて下水道事業を行っていくわけで、その場合、２４時間程度の停電までは、ほとんどの地域においてトイレの支障はないと理解をしておきます。

このたびの停電では浄化センターが仮可動ということで、夜間のトイレ使用の自粛のメールが流れたわけですが、停電時においても安心して夜間でもトイレが使用できる今後の対策について、考えを伺います。

○副議長（三浦義光君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） このたびの停電では、応急処置で発動発電機による仮可動という対応をいたしました。この仮可動というのは、発動発電機で真空ポンプを動かし汚水を下水道管から浄化センターへ送る一時的な対応であり、浄化センター全体が正常に稼働しているわけではございません。よって、仮稼働中に大量の汚水を各家庭から排水されますと、すぐに浄化センターが満杯になる可能性がありましたので、市民の皆様には深夜零時から６時までの間は、水道水の利用はなるべくお控えくださいというメール等を流させていただきました。

安心して夜間でもトイレの使用のできる今後の対応をとの御質問のとおり、市民の皆様には大変御迷惑をおかけし、申しわけございませんでした。

今後は、浄化センターの受け入れ量に余裕があるか考慮した上で、防災メールやツイッター

一などで市民の皆様にお知らせする内容を、例えば少量の排水のトイレなどの使用は可能ですが、大量に排水する洗濯やお風呂の排水はお控えくださいなど、市民の皆様の御不便が最小限になるよう、わかりやすくお知らせさせていただきたいと考えております。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） まず、本市の污水適正処理構想、いわゆるアクションプラン構想では、污水处理施設整備の手法を人口シェアで公共下水道を約80%、農業集落排水とコミュニティ・プラントで約20%としておりまして、農業集落排水とコミュニティ・プラントにおいては既に整備が完了しております。全体では平成37年度において下水道の普及率を60.4%になるよう計画をされております。公共下水道においては停電時のリスクは少ないということですが、20%を占める農業集落排水、コミュニティ・プラントでは、停電時における污水处理場の運転に関しては非常電源確保のためには多額の費用がかかると、こういうことですが、長時間停電もあることを想定して、常にベストな対策を考え、市民生活に影響が出ないように取り組んでいただくことを強く要望いたしまして次の質問に入ります。

次は、本市の命綱であります市内の排水機場について伺います。

本市に設置されている排水機場は、鍋田地区7機場、十四山地区5機場ですが、まず最初に、これらの排水機場からの排水は、それぞれどこに排水されているのか、排水先を伺います。

○副議長（三浦義光君） 小笠原農政課長。

○農政課長（小笠原己喜雄君） お答えさせていただきます。

各排水機場の排水先は、次のとおりとなっています。鍋田地区においては、松名及び稲元第二排水機場は筏川へ、鍋田南部、鍋田南部第2、末広川、末広川第2排水機場は伊勢湾へ、芝井川排水機場は鍋田川へ、それぞれ排水しております。十四山地区においては、5つの排水機場全てが宝川に排水しております。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 最終的には伊勢湾へ排水されるわけですが、松名と稲元については筏川を経由して伊勢湾へ、鍋田南部、末広川排水機場からは直接伊勢湾へ、それで芝井川排水機場からは鍋田川を経由して伊勢湾へ、十四山地区の排水は全て宝川へ排水し、日光川を経由して伊勢湾へ排水と、こういう流れになっておるといことですね。

それでは、市内12排水機場の停電時の運転状況はどうなるのか。また、停電時において排水能力は100%発揮できるのか伺います。

○副議長（三浦義光君） 小笠原農政課長。

○農政課長（小笠原己喜雄君） 市内12カ所の農業用排水機場に設置されているポンプには、電気により稼働させるモーター駆動ポンプと重油を燃料として稼働させるエンジン駆動ポン

プがあり、現状の設備では、停電時においては各機場のモーター駆動ポンプは全て稼働できない状態となり、エンジン駆動ポンプのみにて運転する状況となります。

次に、各排水機場における駆動方式別のポンプ台数及び計画排水量に基づく停電時の排水能力を率でお答えいたします。なお説明におきましては、モーター駆動ポンプを単にモーターと、エンジン駆動ポンプを単にエンジンとして御説明いたします。

まず鍋田地区ですが、松名排水機場は、モーターが2台のみでエンジンはないため停電時は稼働しません。稲元第二排水機場は、モーターが1台、エンジンが1台で、停電時の能力は約82%となります。鍋田南部排水機場は、モーターが1台、エンジンが2台で、停電時の能力は約84%となります。鍋田南部第2排水機場は、モーターが2台のみで、エンジンはないため停電時は稼働しません。

末広川排水機場は、モーターが1台、エンジンが1台で、停電時の能力は約50%となります。末広川第2排水機場は、モーターが2台のみでエンジンはないため停電時は稼働しません。芝井川排水機場は、モーターが2台、エンジンが1台で、停電時の能力は約35%となります。

続いて十四山地区です。

大神場第1排水機場は、モーターが3台、エンジンが1台で、停電時の能力は約43%となります。大神場第2排水機場は、モーターが1台、エンジンが1台で、停電時の能力は約73%となります。六箇排水機場は、モーターが2台のみのため停電時は稼働しません。孫宝排水機場は、モーターが1台、エンジンが1台で、停電時の能力は約50%となります。新孫宝排水機場は、モーターが1台、エンジンが1台で、停電時の能力は約50%となります。

なお、地区ごと及び市全体で申しますと、停電時の排水能力は、鍋田地区では約45%、十四山地区では約48%、市全体では約47%となります。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） それでは、停電時においても排水能力が100%発揮できるようにするための対策について伺います。

○副議長（三浦義光君） 小笠原農政課長。

○農政課長（小笠原己喜雄君） 停電時において排水能力が低減しないようにするための方策としては、次のようなものが考えられます。

1つ目は、応急ポンプを停電時に速やかに設置するというものです。しかし、応急ポンプの1台当たりの排水能力は、排水機場のポンプの能力と比較すると小さいため、現実的には排水機場のポンプの中でも比較的能力の小さい水中ポンプ形式のポンプに対してのみの対策となります。

2つ目は、モーター駆動ポンプをエンジン駆動ポンプへと駆動方式を切りかえるというも



のです。モーター駆動ポンプの特徴として、起動が比較的速やかにできるということや、稼働時の騒音や震動が大きく低減できることがあるため、運転者や近隣住民への影響も考慮すると、特に降雨時以外での運転が頻繁に行われる排水機場においては、その適用を十分検討する必要があります。

3つ目は、モーター駆動ポンプを稼働させることができるような大規模な自家発電設備を各排水機場へ増設するというものです。しかし、モーター駆動ポンプ用の自家発電設備の増設は多額の費用がかかることが想定されるため、補助事業制度が活用できるよう国・県と十分連携し、かつ費用と効果を見きわめつつ計画的に取り組む必要があります。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 市内12カ所の農業用排水機場には、モーター駆動ポンプとディーゼルエンジン駆動ポンプが併設されており、停電時にはモーター駆動ポンプは稼働できないが、エンジン駆動のポンプは稼働し、排水を行っている。鍋田地区では停電時における排水能力は通電時の45%、十四山地区においては48%、弥富市全体では停電時には約47%の能力しか発揮できないと、こういうことですが、これでは市民の安全は守れません。停電時においても100%排水能力を発揮することができる対策としては多額の費用がかかるということですが、国・県と連携し、47%の能力を少しでも100%に近づけるよう取り組んでいただきたいと思います。安藤市長も所信表明の中で、まず第一番に、河川・海岸堤防の耐震補強、排水機の整備更新を初めとした社会基盤整備の促進への取り組みを上げております。ぜひ有言実行で取り組んでいただくことを強く要望しておきます。

次の項目で質問します河川・海岸堤防の整備事業について、関連しますので、この排水機場の項目で質問させていただきます。

最初に確認しておきますが、筏川の上流部は愛西市内にある水門で常時せきとめられていて、上流からの水の流入はないということよろしいでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 小笠原農政課長。

○農政課長（小笠原己喜雄君） 筏川の上流部は、議員のおっしゃるとおり愛西市内にて水門が設置されており、常時閉じられているため、水門より上流の水の流入はありません。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 筏川への上流からの水の流入がないことを確認し、伺います。

松名排水機場と稲元第二排水機場からは、筏川へ排水され、筏川の最下流部にある筏川排水機場から伊勢湾に排水されております。この排水機場は県の運転管理によるものですが、その排水能力及び排水機の仕様はどのようなものなのか、また停電時に行う運転の対処はどうなのか伺います。

○副議長（三浦義光君） 小笠原農政課長。

○農政課長（小笠原己喜雄君） 筏川最下流部には、県が管理する第一排水機場と第二排水機場の２つの排水機場があり、排水能力は、第一排水機場が毎秒８立方メートル、第二排水機場が毎秒５立方メートルを排水する施設となっており、２つの排水機場により毎秒１３立方メートルの排水が可能です。排水機の使用は、電気により稼働させるモーター駆動ポンプが各排水機場に２台設置されています。また、この２つの排水機場には自家発電設備が設置されていますので、停電時に台風等の大雨等が続いた場合でも約３日間排水が可能です。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○１０番（平野広行君） さすがに県が管理する排水機場で、自家発電設備が設置されており、停電時でも１００％排水能力が発揮でき、大雨が続いても３日間排水可能ということで安心をいたしました。ぜひ本市の排水機場も同様になるよう要望をしておきます。

次に、河川・海岸堤防の整備事業について伺います。

昭和３４年９月２６日、この地方を襲ったあの伊勢湾台風から本年度で６０年を迎えます。高潮により海岸堤防は全壊し、３５８名のとうとい命が奪われました。鍋田干拓、末広地区を初め海岸線に近い栄南学区では、市内全体の８０％に当たる約２８０名の死者を出しました。二度とこのような災害があってはならないと、防災・減災に取り組んでいるところであります。

昨年９月に関西地方に上陸した台風２１号においては、高潮により関西空港が浸水し、また大型貨物船も流され、空港連絡橋が一部破損され通行不能となり、飛行場としての機能が不能となりました。また、高潮によりコンテナが流される光景は、本市の鍋田埠頭を重ね見ることができました。平成２７年度に愛知県防災局が発表した被害状況予想では、震度７の巨大地震が発生した場合は、河川堤、海岸堤も液状化によって、その機能の４分の３が失われると想定しております。本市において北部地区は木曽川、十四山地区は宝川、善太川、中部地区は筏川、南部地区は筏川、伊勢湾からの浸水が考えられ、これらの河川堤防、海岸堤防の補強整備が急務であります。これらの事業は国・県にてお願いするわけですが、現在の工事状況の進捗度並びに今後の見通しについて順次質問をいたします。

まず最初に、鍋田海岸堤防７キロの液状化対策、耐震対策工事及び堤防補修工事の進捗度及び今後の見通しについて伺います。

○副議長（三浦義光君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えいたします。

まず液状化対策、耐震対策工事についてお答えいたします。

全延長約７キロメートルのうち、対策工事を完了している区間は、平成２９年度末で延長約４．９キロメートル、進捗率約７０％となっております。なお、本年度は約０．３キロメートルの工事を現在実施しており、本年度末で対策済み延長約５．２キロメートル、進捗率約７４％になる見込みです。また、今後の見通しについては、毎年度の国・県の予算状況により変わります。

が、2023年度までには全区間の対策が完了するよう計画されております。

次に、堤防補修工事についてお答えします。

全延長約7キロメートルのうち、被覆による補修工事を完了している区間は、平成29年度末で約6.3キロメートル、進捗率約90%となっております。なお、本年度は約0.1キロメートルの工事を予定しており、本年度末においては延長約6.4キロメートル、進捗率約91%になる見込みです。また、今後の見通しについては、こちらも県の毎年度の予算状況により変わりますが、現在のペースで進捗しますと、おおむね2024年度には全区間の対策が完了する見込みとなっております。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 本年度末で約74%が完了見込みということですね。液状化対策工事の費用は本当に高く、100メートル当たり約2億5,000万の工事が見込まれており、なかなか進まないのが現状ですが、予定では2023年度までに全区間約1.8キロ対策が完了するよう計画されているとのことですが、国・県への要望を強め、一日も早く海岸堤防の全長完了を目指していかなければならないと思いますので、安藤市長には、ぜひ国への要望活動を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、河川堤について。

まず最初に基本的なことを伺いますが、河川の堤防の構造は、大きく掘込構造と築堤構造に分けられますが、本市を取り巻く木曽川、善太川、筏川は、それぞれどの構造と認識してみえるのか伺います。

○副議長（三浦義光君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

本市内における木曽川、善太川につきましては、堤内（民地側）の地盤高が河川の計画高水位より低いため、堤防を必要とする築堤構造になります。一方、筏川につきましては、下流部に堤防があるため、築堤構造に見えますが、全川にわたって堤内の地盤高が河川の計画高水位より高い、もしくは必要とする堤防高が60センチ未満となる掘込構造になります。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 木曽川、善太川は築堤構造であるが、筏川については掘込構造であると認識してみえるということですね。

それでは次に、木曽川左岸堤の耐震工事進捗度、並びに見通しについて伺います。

○副議長（三浦義光君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

木曽川左岸堤防の耐震工事の進捗度について事業者である国に確認したところ、木曽川左岸の堤防耐震対策が必要な区間、堤防の川側である川表約5.4キロメートル、堤防の住居地

側である川裏3.9キロメートル、合計9.3キロメートルのうち、平成30年11月現在において川表1.7キロメートル、川裏0.8キロメートル、合計2.5キロメートルが対策済みとなっており、進捗率は約27%となっております。

また、見通しにつきましては、木曽三川河口部において津波対策区間について、2023年度末までに津波による浸水被害が発生しないよう工事を進めていく予定であり、その後、木曽三川河口部の堤防耐震対策が必要な区間については、優先度を整理し、計画的に整備を行っていくと聞いております。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 海岸堤防の耐震化工事に比べ、木曽川の左岸堤の工事進捗率が26.8%と大変おくられているということで、ぜひ早急に工事を進めていただくよう国のほうに陳情していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、善田川右岸堤の耐震工事の進捗度、並びに見通しについて伺います。

○副議長（三浦義光君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

県が管理する河川におきましては、耐震点検の結果により要対策区間を抽出し、この要対策区間のうち津波等の浸水による死者が発生するなど特に甚大な被害が予想される区間を優先的に第3次あいち地震対策アクションプランに位置づけ、2015年から2023年の9年間で整備をすることとしています。市内の善太川右岸堤においては、第3次あいち地震対策アクションプランに位置づけた堤防耐震化工事計画延長約800メートルのうち、今年度発注工事分を含めた進捗率は約81%となります。残りの区間につきましても、今後引き続き耐震化工事を進めていく予定です。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） それでは、次に筏川右岸堤の耐震工事の見通しについて伺います。

○副議長（三浦義光君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

筏川右岸堤につきましては、全川にわたって堀込構造で築堤構造区間がなく、地震の影響に対して浸水のおそれがないため耐震調査及び耐震工事は行っておりません。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 筏川の鍋田大橋からの下流部は県の管理と認識しておりますが、県は、この部分は堀込構造と認識しており、今説明がございましたように耐震工事は行わないとの考えでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

法河川になる筏川の河口から鍋田大橋までの4.2キロメートル区間の河道は、矢板及びコンクリートブロック護岸でおおむね整備され、全川にわたって堀込構造で築堤構造区間がなく、地震の影響に対し浸水のおそれがないため耐震調査及び耐震工事を行う予定はないと聞いております。

なお、最下流部の樋門及び締め切り堤につきましては、平成28年度に耐震調査を実施し、必要な耐震性能を有していることが確認できたため、耐震対策は不要と判断しているとのこととです。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） それでは次に、筏川の堤防高、これが上流部と下流部では同じなのか、また違うのか、堤防高を伺います。

○副議長（三浦義光君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

筏川の河床勾配は、ほぼ水平となっており、筏川流域の地形の平均勾配も3,000分の1程度で非常に平坦な地形となっています。堤防高につきましてもほぼ水平で、鍋田大橋より上流の堤防高は、おおむねT Pプラスの0.4メートルから0.8メートル程度、鍋田大橋より下流の堤防高は、おおむねT Pプラス0.3メートルからプラスの0.6メートル程度となっています。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 堤防高が低い稲元、稲荷、大谷、東末広地区においては、現状を見る限り築堤構造の堤防であります。豪雨により排水能力を上回る降水量の場合、当然堤防高が低い稲元、稲荷、大谷、東末広地区への越水が考えられますが、越水によって川裏が流され堤防破堤につながると思われますが、その対策はどうでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 伊藤土木課長。

○開発部次長兼土木課長（伊藤仁史君） お答えします。

繰り返しとなりますが、筏川下流部につきましては堤防があるため築堤構造に見えますが、全川にわたって堀込構造で、築堤構造に比べ水害の危険性が低い河川です。また、筏川は、おおむね30年に1回程度発生すると予想される規模の降雨による洪水を計画高水位T Pマイナスの1.01メートル以下で流下するための整備がなされております。議員が堤防高が低いのではないかと懸念されております鍋田大橋下流地区の現況の堤防高は、この計画高水位より1メートル以上の高さが確保されております。治水上の対策につきましては、管理者である県が、これまで河口の樋門や排水機場を初めとする治水施設や護岸の整備をしております。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 先ほどの答弁ですが、筏川の堤防高は、鍋田大橋を境として上流部

ではT Pのプラス0.4から0.8、下流部ではT Pのプラス0.3から0.6との答弁ですが、詳細を調べてみますと、鎌島の四丁目、松名四丁目ではT Pプラス0.9、寛延七丁目ではプラス0.8、稲荷四丁目、大谷、東末広ではプラス0.3となっておりまして、約0.5から0.6メートル低い結果となっております。予想される規模の降雨量、24時間雨量277ミリを超えた場合、あるいは排水機が故障して100%能力が発揮できない場合は、当然堤防高が低いところからの越水が進むことが懸念されます。せめて堤防高が同じになるような止水板を設けるとか、そういった対策を考えていただきたいなと思っております。

私も、この堤防高が低い3つの自治会の総会に毎年出席をして、筏川からの浸水が心配であるとの意見を伺っております。私としては、ただいまの答弁では理解に苦しみますが、答弁を聞く限り、堤防を管理する県の説明では心配ないということを各自治会にて報告をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、最後に安藤市長に伺います。

市長は、弥富土地改良区勤務時代、愛知県議会議員時代を通じて一貫して土地改良事業に携わり、農地防災事業を通じ、排水機関係についてはスペシャリストであります。今回私が質問しました筏川下流域の問題、特に東末広地内の問題については、県議時代一緒に現地を視察し、地下水位の上昇によるさまざまな問題点を把握し、共有しております。また、農地海岸堤防の問題、木曽川左岸堤の問題等、本市を守る堤防に関する市長の見解と今後の取り組みについて考えを伺います。

○副議長（三浦義光君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 平野議員から御質問いただきました筏川下流の問題、また農地海岸堤防の問題、木曽川左岸堤の問題等々についてお答えをさせていただきます。

私たちが暮らす地域は、河川と深いかわりを持ちながら、その恩恵を受け、文化や産業が発達してきました。しかし、海拔ゼロメートルという地理的特徴から高潮や洪水等に対するリスクが高く、古くから水害に苦しめられてきました。本年は伊勢湾台風の襲来から60年を迎えますが、この台風により、全体では死者・行方不明者が5,098名、そして、弥富市では358名ものとうとい命が犠牲になるなど、高潮による浸水のため広範囲にわたり甚大な被害を受けました。また、発生が危惧されております南海トラフ巨大地震等大規模地震が起これば、地盤が軟弱であることから地震による液状化などで堤防が沈下し、浸水が発生することが予想されます。

このような状況を踏まえて、所信表明において申し上げましたが、安心・安全は私たちの暮らしの基本であり、行政の重要な責務であります。海拔ゼロメートル地帯という地理的特徴などを十分に踏まえ、想定される大規模地震や激甚化する自然災害への備えの強化をしていくため、国や県など関係機関と連携のもと、河川・海岸堤防の耐震補強など社会基盤の整

備を促進してまいります。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 次は、津波・高潮からの一時避難場所の現状についての質問ですが、過去におきましても私を含め多くの議員が質問されております。その後の進捗状況について、再度質問をいたします。

3・11以来、本市は防災対策として、防災広場の建設から高さを求める垂直避難場所の確保に取り組むことにかじを切りました。翌年の平成25年には弥富市南部地区防災センターの建設を皮切りに、中学校、小学校、保育所、排水機場の屋上に一時避難場所を確保する防災事業を初め、30年度において桜保育所屋上への工事をもって市内公共施設への避難場所の建設は、ほぼ完了する予定であります。財政上におきましても、今後は民間企業との間で一時避難場所確保の協定を結び、市民にとって、より身近にあって、より早く避難できる一時避難場所の確保を目指しておりますが、その現状と今後の取り組みについて質問いたします。

まず、平成25年度から29年度までの一時避難場所の収容率について、コミュニティ単位ごとをお願いをいたします。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 平野議員に御答弁申し上げます。

コミュニティ単位ごとの収容率の推移は、平成25年から平成29年と、それぞれ順に御説明いたします。

白鳥90.7から95.9%、弥生46.8から70.1%、桜・日の出125.4から125.4%、大藤96.1から137.3%、栄南235.8から281.4%、十四山地区119.0から133.2%、合計で104.7から119.3%でございます。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 民間企業との避難場所の協定について、コミュニティごとに何社と協定が結ばれているのか伺います。また、収容の人員はどれぐらいか伺います。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） コミュニティ単位ごとの公共施設以外の協定の数及び収容人数につきましては、白鳥3カ所1,041人、弥生9カ所2,542人、桜・日の出7カ所9,336人、大藤3カ所1,224人、栄南4カ所5,646人、十四山地区4カ所3,358人、合計30カ所2万3,147人でございます。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 次は、津波・高潮等の災害が発生した場合、まず自分の命を守ることが第一であります。そのためには海拔ゼロメートルの本市においては高い場所が必要であり、ハード面の整備確保であります。先ほど質問の回答にもありましたが、一時の避難場所

については収容率も向上してきましたが、避難できる場所が多いにこしたことはありません。公共施設の一時避難場所が遠い場合、より近くにある民間企業を利用させていただき、これらの場所を確保していくことが望ましいと思いますが、市としては、今後どのような考えでこれらの場所を確保していくのか伺います。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 最初に、当市が締結しております津波・高潮緊急時避難場所につきまして御説明いたします。

この協定は、内閣府の「指定緊急避難場所の指定に関する手引」に基づき締結しております。その中に構造条件というものがございます。異常な現象により生ずる水圧、波力、振動、衝撃、その他の予想される事由により施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動または沈下、その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであるということとされております。市としましては3つの項目で、1つ目、新耐震設計基準に適合、または耐震診断により安全性が確認もしくは耐震補強が行われたもの。2つ目、主体構造が鉄筋コンクリート造、もしくは鉄骨鉄筋コンクリート造のもの。3つ目、3階建て以上で避難可能場所を有している、もしくは2階建てでも屋上に避難できるもの。ほかには、浸水深に3メートルを加えた高さより高い場所に避難可能場所を有している建築物に官民間問わず指定をさせていただいております。今後も市の基準を満たす建築物につきましては、所有者の御理解をいただきながら積極的に指定の交渉をしてまいります。

方法の一つではございますが、都市計画課に建築物の事前協議の申請がある場合、構造条件等を満たす建築物に関しましては、津波・高潮緊急時避難場所の指定をさせていただきたい旨の意見書を提出しております。ほかには地域自治会や防災会が施設所有者と協定を結ぶ、いわゆる民協定の締結を推進しており、今年度は1件の協定の支援を終え、さらに1件の支援を行っているところでございます。

昨年12月18日に開催しました防災ワークショップにおきましても、近くの企業などと顔の見える関係をつくって共助の連携を行うことが重要であると市民の皆様と話し合いました。今後も、地域のことは地域が守るの精神のもと活動を行っておられます自主防災会の活動を支援してまいります。現在、市全体では、地区によっては偏りがあるものの、120.2%の収容率を確保しております。一層民間との協定による、より多くの避難場所確保を推進してまいります。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 今までのいろいろ答弁の中で、公共施設以外の施設を合わせた市全体としての収容率は104.7%から119.3%と約15ポイント、人数では6,600人増加しております。その内訳として公共施設が56.6%、公共施設以外が43.4%を占めていることがわかりま



した。しかしながら白鳥コミュニティ単位では95.9%と、あと少しで100%、弥生コミュニティ単位では、あと30%不足しておりまして対策が急がれます。ただいまの答弁では津波・高潮からまず命を守る一時避難場所の収容率は、市全体としては確保をされました。今後は、これらの場所をより身近にあるように、民間施設との協定向上を進めていくことが市民の安全・安心につながると思います。

きょうは、安藤市長初めての一般質問であり、選挙戦を通じ、また所信表明でも述べられた災害に強いまちづくりについて質問をいたしました。本市も31年度からは第2次弥富市総合計画にのっとり、さまざまな事業を市民の皆様とともに協働のまちづくりを進めていかなければなりません。長時間停電における排水機の運転状況、河川・海岸堤防の耐震対策整備状況について、また津波・高潮からの一時避難場所の整備状況と今後の対策についての質問をしました。ハード面の整備は早急に進めなければなりません、同時に発災前の防災訓練、発災後の避難所生活等の防災訓練も自主防災会の皆さんが主体となって行わなければなりません。28年度から始まった防災ワークショップも今年度で3回目を迎え、自主防災会の活動を通じて市民の防災意識が向上しております。伊勢湾台風から60年を迎えることし、あの災害を風化させることなく、より一層の防災に対する取り組みを市民と協働で行っていくことが重要であることを申し上げ、質問を終わります。

○副議長（三浦義光君） 本日はこの程度にとどめ、あす9日水曜日に継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後3時37分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会副議長 三 浦 義 光

同 議員 朝 日 将 貴

同 議員 加 藤 克 之

平成31年1月9日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（14名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 3 番 | 加 藤 克 之 |
| 4 番 | 高 橋 八重典 | 5 番 | 永 井 利 明 |
| 6 番 | 鈴 木 みどり | 7 番 | 那 須 英 二 |
| 8 番 | 三 宮 十五郎 | 9 番 | 早 川 公 二 |
| 10番 | 平 野 広 行 | 11番 | 三 浦 義 光 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 | 16番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（1名）

12番 堀 岡 敏 喜

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 4 番 | 高 橋 八重典 | 5 番 | 永 井 利 明 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 欠員（1名）2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

| | | | |
|--|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 安 藤 正 明 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 奥 山 巧 | 総 務 部 長 | 渡 邊 秀 樹 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長 | 安 井 耕 史 |
| 教 育 部 長 | 立 松 則 明 | 総 務 部 次 長 兼
庁 舎 建 設 室 長 | 伊 藤 重 行 |
| 民 生 部 次 長 兼
福 祉 課 長 | 山 下 正 巳 | 開 発 部 次 長 兼
土 木 課 長 | 伊 藤 仁 史 |
| 開 発 部 次 長 兼
都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 | 会 計 管 理 者 | 山 田 淳 |
| 教 育 部 次 長 兼
生 涯 学 習 課 長 兼
十 四 山 ス ポ ー ツ
セ ン タ ー 館 長 | 安 井 文 雄 | 教 育 部 次 長 兼
図 書 館 長 | 横 山 和 久 |
| 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 羽 飼 和 彦 | 総 務 課 長 | 佐 藤 文 彦 |
| 財 政 課 長 | 佐 藤 雅 人 | 秘 書 企 画 課 長 | 安 井 幹 雄 |
| 危 機 管 理 課 長 | 伊 藤 淳 人 | 税 務 課 長 | 佐 野 智 雄 |
| 収 納 課 長 | 服 部 朋 夫 | 市 民 課 長 | 梅 田 英 明 |

| | | | |
|--------------------------------------|-------|--------|--------|
| 保険年金課長 | 服部利恵 | 環境課長 | 柴田寿文 |
| 健康推進課長 | 飯田宏基 | 介護高齢課長 | 藤井清和 |
| 児童課長 | 大木弘己 | 十四山支所長 | 鈴木博貴 |
| 総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長 | 村瀬修 | 農政課長 | 小笠原己喜雄 |
| 商工観光課長 | 横江兼光 | 下水道課長 | 水谷繁樹 |
| 会計課長 | 伊藤えい子 | 学校教育課長 | 渡邊一弘 |
| 歴史民俗資料館長 | 伊藤隆彦 | | |

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|--------|------|------|---|------|
| 議会事務局長 | 石田裕幸 | 書 | 記 | 鷲尾里恵 |
| 書 | 記 | 伊藤国幸 | | |

7. 議事日程

| | |
|------|------------|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 一般質問 |

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○副議長（三浦義光君） おはようございます。

本日、堀岡議長より本日の会議も欠席する旨の届け出がありました。

議長が欠席されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、本日、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきますので、御協力をお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（三浦義光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、高橋八重典議員と永井利明議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 一般質問

○副議長（三浦義光君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず三宮十五郎議員、お願いします。

○8番（三宮十五郎君） 皆さん、おはようございます。日本共産党弥富市議団の三宮十五郎でございます。

私は、きょうの質問は、市の障がい者・高齢者福祉の現状と課題について質問をさせていただきます。安藤市長には初めての、他の当局の皆さんとはこの間繰り返し議論を重ねてきた問題ですが、それぞれの立場からの答弁を求めます。

まず初めは、弥富市の障がいを持っていると考えられる人々に対してどの程度の障害者手帳が交付され、必要な支援が受けられているかいないかについてお尋ねいたします。

介護を受けている人は29年度末で約1,700名でございますが、そのうち障害者手帳のない人が1,000人以上おります。1年間で障害者手帳が発行されるのは、身体、療育、精神障がい者福祉の3つの障がいを合わせてわずか160名で、この3年間の平均で年間160名でございます。

少なくない市内外の医療機関では、片足で立てなくなった高齢者や1キロメートル以上つえなどの補助具なしで歩けない人など、3級以下相当の障がいのある人々に対する手帳交付のための診断を、多くの医師が、多忙だとか、あるいはあなたは対象にならない、こういうことを言って診断を断る例が長期にわたって続いております。手帳を受け取るためには県指定の医師の診断書が必要ですが、多くの医師が多忙などで診断に時間を割けない状態が続いており、介護認定されない人の障害者手帳を取れない人の割合は、介護を受けている人の手

帳のない人をはるかに上回っているのが現状であります。

市内の手帳が必要な人が手帳を受け取れるようにすることは、いつ解決できるかどうかかわからないような深刻な実情となっていると思いますが、まずこの件についてどのように理解をされているか、お尋ねいたします。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 皆様、おはようございます。

答弁をさせていただきます。

平成30年4月1日現在、身体障害者手帳所持者は1,396名、療育手帳所持者は304名、精神障害者保健福祉手帳所持者は338名、精神通院受給者証所持者は780名、要介護認定者は1,190名、要支援認定者は542名で、障害者手帳などを持っている方や介護認定を受けている方は合わせて4,550名でございます。

議員の御質問の支援が受けられない人については、把握はできておりません。しかし、介護認定者のうち、所得税控除を受けるための障害者控除対象者認定証を対象者に介護高齢課から発送しております。その発送文書に、障害者手帳を取得できる可能性がありますので、お問い合わせをいただくよう記載をしております。

支援を必要とされる方につきましては、関係機関と連携を深め、制度の周知に努めております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ただいまの御答弁で、障害者手帳を持っていない人については把握をしていないと言われておりますが、私が介護高齢課で先日の打ち合わせで確認をしたら、1,700名余りの要支援と要介護認定、要するに介護サービスを受けている人のうち手帳を持っていない人を対象に認定証を交付しているということで、その数は1,006名であるということが資料でも明らかでございますが、承知していないということは私は考えられないと思いますが、いかがでしょうか。

同時に、今も申し上げましたような事情で、実際に医療機関で診断を断られた。その断る理由も、あなたは対象にならないと言って断るとか、あなたに出せばみんなに出さなきゃいかんようになると言って、身体障害者福祉法で定められた基準に基づいてではなくて、医師の主観や、あるいは自分たちが多忙で対応できないことを説明せずに、そういう制度にないようなことを言って断っているという実態があります。

介護を受けている人たちについては、もとの障がいの人たちもありますから、今、高齢になって、特に片足で立てないとか、あるいは先ほども申し上げましたように、つえなどの補助具なしで1キロメートル以上歩けない。片足で筋力の低下などで立てない人につきましては、国や県の基準では3級相当、それから1キロメートル以上補助具なしで歩けない人

については4級相当ということが明記されておりますので、そういう人たちが診断を断られているということが長期にわたっているということは、実際に今言われた、四千何人というふうに言われましたが、最後は障害者手帳ではありませんので、障害者手帳ということであると、3障がい合わせて持っている人たちについては2,000名を幾らか超えた程度だというふうに私は承知しておりますが、受給証は障害者手帳ではありませんので、私は、障害者手帳が必要な人に発給されない状態というのは、本当に当面解決が極めて難しいような深刻な事態になっておるということについて、当局側がどのように実情を理解しているかということについてお尋ねしましたので、もう一度正確な回答をお願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 御答弁を申し上げます。

私の回答の中で誤解があれば、おわびを申し上げます。身体障害者手帳の所持者等を合計しますと2,818名、要介護認定者、要支援認定者を合わせると1,732名でございます、合わせて4,550名でございます。全ての要介護認定、要支援の方が障害者手帳を所持できるというわけではないというふうに考えております。そういう中において、把握ができていないという部分があるというふうに申し上げました。

本市といたしましては、現在も行っております障がい者相談支援事業やさまざまな福祉サービスを継続していくとともに、ケアマネジャーやヘルパーの方、また地域包括支援センターや社会福祉協議会の関係機関との連携を深め、障がいのある方も含め、市民の皆様が安心して暮らせる地域社会を目指しております。

愛知県指定医の件につきましては、愛知県障害福祉課に議員の申し出を伝えております。また、海南病院に再度お伺いをしまして、院長、事務部長と面談をし、基準に基づいた診断をしていただくようお願いをさせていただきました。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 私は今、何をやっておるかということをお尋ねしておるんじゃないかと、身体障害者手帳を申請しても、年間に3障がい合わせて160名しか3年間平均で新たな診断がされて障害者手帳が取れるという状態ができていないと。今、部長がおっしゃったように、身体障害者手帳を持っている人は2,800人ほどですね。その障がい者と介護認定者を合わせた数には何の意味もないんです、介護は別ですからね。介護を受けておる者の中で手帳を持っていない人については、これは介護高齢課がきちっとチェックを入れて、そして医師の診断書に基づいて、いわゆる弥富市長の権限で障がい者控除に該当するという証明書を発行している人が1,006人おりますから、これは障害者手帳を持っていない人が1,006人おるということと同じですね。

そういう介護を受けている人が、今、部長は、手帳が取れるとは考えられないと言いまし

たが、健常な人の介護を受ける一般的な基準はどうかといいますと、自分の自宅の中を伝い歩きができて、トイレに行って後始末ができる、そしてどなたかがつくられた食事を自分の手で、箸を使おうと、スプーンを使おうと、手でつまんで食べようと、とにかく自力で食べることができる場合は自立であります。そういうことから考えると、先ほど申し上げましたように、例えば足の障がい伝い歩きをしなきゃならんような人たちというのは、手帳が取れないはずがないんですわ、そういう状況だね。1キロメートル以上つえなしで歩けない人については4級の手帳が出るとか、片足で立てないという状況の人には、筋力の低下ですね、特に高齢化に伴う例が多いと思うんですが、3級の手帳が出ることが国の基準で明記されております。

したがって、弥富市で、認知症のないような人の介護認定の基準からいうと、その人が身体障害者手帳を取れないなんていうのは考えられないわけでありまして、そういうことから考えると、要するに今、介護認定を受けていて、市が市長の権限で控除証明を発行している1,006人と、それから実際に医療機関で長期にわたって診断を断られている3級相当以下の人たちを合わせると、恐らく2,000人をはるかに超える人たちがあって、年間3障がい合わせて160人しかこの3年間平均で障害者手帳のための診断が行われていない、発給できないという状態なら、この状態を、きちんとした障がい者サービスが身体障害者手帳に基づいて行われるわけですから、それが保障できるという状態にするということは、少なくともここ一、二年で解決できるような問題ではない、恐らくかなり相当の時間がかかる深刻な問題だという御認識はありませんか、再度お尋ねいたします。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 身体障害者手帳の申請の際に添付する診断書につきましては、愛知県が指定する医師が作成する指定医制度となっております。

市としましては、障害者手帳の手続について、所定の手続を行っておりまして、支援をしっかりしておるつもりでございます。

今後とも親切・丁寧な窓口業務に努めてまいります、市の権限のない事項につきましては限られた範囲内でしかできない部分もございますので、御理解をいただきたいと思います。

○副議長（三浦義光君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 部長、問題をそらさないでください。いろいろ皆さんが努力していることは私もわかっています。だけど、実際に身体障がい者の人たちについては、身体障害者福祉法によってサービスが受けられると。それは、今、部長が言われたように、県の指定医の診断を受けて、診断書を市町村に提出して、県からまた身体障害者手帳が交付されるという手続になっております。

しかし、問題は、今言ったように、年間、この介護認定を受けている人だけでも1,006人

も手帳を持っていない人がおる中で、3障がい合わせて年間、3年間の平均で160人しか診断書が出されない、診断がされない。そして、現実に少なくない医療機関で、要するに片足立ちができないとか、それから1キロメートル以上補助具なしで歩けないとかという類いの診断が基本的にされていない。断ったり、そういう人に出したらみんなに出さなきゃいかんというような、要するに対象にならないとかと、事実を告げずに、医師の主観だったり、あるいは自分の業務が大変なことを言いづらいから、そういう形で断っていて、手帳の必要な人たちが申し出をしても診断が受けられないという状態があることが、今の年間160名ですか、3障がい合わせて、診断書が出てこない背景になっているという事実についてはお認めになりますかどうか、そのことだけお答えください。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 市といたしましては、過日も県の担当者に直接会って、診断書作成に当たって指定医師間で見解の相違や、指定医師間で基準のずれが生じているという御意見をいただきましたもので、このようなことが生じないように県のほうに要望させていただいております。

また、過日も再度副市長と海南病院のほうに参りまして、海南病院の基準が県の指定された要綱等にずれがないように診断をしていただくよう要望させていただいております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 今、民生部長がお答えしたとおりで、11月30日午後1時に、海南病院の院長、それから事務部長とお会いしまして、先ほど三宮さんが言われましたように、実際にじゃあどうやって来たのと言ったら、そこから歩いてきた、駐車場ですね。じゃあだめですよと言われた、こういうことを言われましたということを病院の院長にもしっかりとお伝えして、厚生労働省、いわゆる県の基準に従ってやってくださいということをお話しさせていただきました。

そういった中で、きちんと全医師にはお伝えするというふうに言っておられましたので、これでそういった改善がなければ、再度またきちんと病院のほうにお話をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） なぜこういう状況になっているかということを、少し背景を皆さんにもおわかりいただけるように説明したいと思いますが、私は昭和43年3月に弥富町議に就任させていただいて以来、2期目に落選した4年間も含めまして、一貫して障がい者福祉の土台であります必要な人に身体障害者手帳が取れるようお手伝いをさせていただいてまいりました。その当時は、障害者手帳のための診断は多くの医療機関でなかなかしていただけな

い状態もありましたが、名鉄の神宮前駅の近くに健身会館という建物がございまして、町を通じて予約を入れますと、身体障害者手帳のための診断が、曜日を決めて、きょうは肢体だとか、別の日には耳の障がいだとか、別の日には目の障がいだとか、こういうことをほとんどの曜日に系統的に、医師会の協力をいただいていたと思いますが、県の責任でやるところがあって、ちゃんと町の医師に診断していただくことができなくても、そこへ行けばきちんと診断をしていただく県の制度がありました。したがって、たくさんの人たちを同行して、そこで診断書を書いていただいたことが初めのころでございます。

途中から、笹医院で元海南病院の院長の下村先生が週に1回診療されるということがありまして、元海南病院の院長先生でもありますので、私は、海南病院の状態は本当に弥富の人たちの障害者手帳の問題で大きな問題だから、ぜひ下村先生のほうから元院長先生としての立場で言うと、もうちょっと時間がたっているからあれですが、それでもぜひ何とかお願いをして、もう少し実態に即した診断ができるようにしていただけないでしょうかと言ってお願いをしましたら、下村先生が、今、若いドクターたちは大変忙しくて、なかなかそういうことができない状態にあると。僕は内科医だけれども、そういう手足なんかの診断の指定も県から受けておりますので、僕でよかったら書きますので、もしそういう相談を受けたら僕のほうへ振ってくださいと、こういうお返事をいただいて、それからもう県のほうにも行く必要はなくなりましたので、多くの方々を下村先生のところに紹介することがありました。

その中で、いろんな人の相談を受けた中で、当時、例えば海南病院で昭和30年に手指が2本切断されたということで、身体障害者手帳、指の親指と人さし指がなくなったということで4級の手帳が出ていたんですが、どう考えてもあとの指も全く使えない状態ですから、それは4級ではなくて3級のはずですがと言って下村先生と相談をしたら、全くそのとおりだということで3級の手帳の診断書と、あわせて3級になれば、その人は国民年金の制度が始まる前のけがでありますので、障害基礎年金が受給できますよね。そのための診断書とあわせて書いていただいて、たまたま新聞配達を御夫婦でやっておりました御主人も、実は厚生年金の障害年金の手続を忘れておって年金がもらえなかったのをあわせて解決をして、お二人とも新聞配達をしながら2人のお子さんを育てて、大学にも進学させたり、今はお二人とも介護を受けておりますが、特養の費用と奥様の介護の費用も生活保護なしで、新聞配達で稼いだお金と、それから割方若いときから障害年金をいただいていた、これによって、そうした国が定めた制度によって、国民の権利を生かして、十分満足とは言えませんが、しかし日々の支払いに心配しなくてもいい程度の暮らしが自分も頑張り、あるいは障がい者として処遇されることで果たされてくるとか、こういうことがたくさんありまして、大体海南病院なんかで通常出されている判定は、通常より1級から場合によっては2級低いような判定が行われていることが、下村先生が国や県の基準に基づいて正確にやっていた。

そのときに私も関連の書籍を買ったんですが、「身体障害認定基準—解釈と運用」ということで、これは1997年6月に初版、11月に2冊目が出て、この2冊目の本なんですが、こういうものを私自身も見て、やっぱりということで、随分下村先生に助けていただいて、弥富の人たちは助けられたことがあります。

それともう一つ、当時まだ余りやられていなかったのが、いわゆる当時は知的障がい、今は療育手帳と言っておりますが、生まれつきの障がいの方たちですね、これに対する理解もされていなかったことから、県が海部郡の各町村を、多分6カ月か3カ月に1回だったと思うんですが、定期的に巡回相談をして、そこに該当しそうな人は来てくださいということで、私も何十人と連れて行って相談を受けて、その相談で、大体この人は手帳が出る、あるいはB判定以上ですと年金の対象になりますので、成人は年金、成人でない人については手当が出るわけですからね、そのための診断書も、中区の正木町にあります、医師とそういう事務職員を配置した県の施設がありまして、そこで無料で書いてくださっておった。非常に当時、愛知県はそういう問題に力を入れてやっております、弥富の市民の方々は、そういう障害者手帳と同時に、一定の条件が合えば障害基礎年金あるいは障害厚生年金を受給できる。大体3級の手帳が出るかどうかというのが一つの目安になって、4級でも出る場合がありますが、まずめったにないことで、だから身障手帳が正当にされるかどうかというのは、非常にこの人たちにとっては、そういう障がいを持っている人たちにとっては、どういう支援が受けられるかということが決まるわけでありまして、本当に大事なことであります。

今、部長や副市長のほうから海南病院にもそのことをお伝えしておるといふふうにお話をいただいておりますが、現実の問題としては、実はもう今までいろんな皆さんが努力をしてくださっていたんですが、それは結局どこで詰まっておったかといったら、一番ケアマネでも包括支援センターでも中心になっております、海南病院のケアマネのスタッフの皆さんが、ドクターにもう頼むことができない、自分の担当の人にこういうドクターの診断を受けてくださいということを行うことができない状態が恒常化していることが最大のやっぱり障害になっておりました。

そして、私たちは下村先生を便利に利用させていただいておりましたが、弥富市としてやったわけでもないわけですから、そんなに多くの問題が解決しないままで、結局、下村先生がいなくなったら、そういう問題の解決に本気で取り組めるような場所がない。ごく一部の医療機関の中で今でも正確にやっているところもありますが、それは全体でいうとごく一部であって、それが今、年間、全部合わせて、3障がい合わせて160名程度しか出ないという状態になっておりまして、基本的に変わっていないんです。

だから多分、今、そういうふうに皆さんが努力をされてやっておりますよね。なかなかうまくいかない。これは、障害者福祉法で、市町村の責務として、障がいのある人の

発見と、それから要するに情報の提供、そして、今部長や副市長がおっしゃられたような形で、いろいろとその手帳を取得しながら制度を利用できる社会的厚生を図るというふうにすることが市町村の責務というふうに法律で定められておりますが、ここが実際に機能しない状態。要するに皆さんの努力が足りないんじゃないで、そういう今の医療事情を含む客観的な条件のもとで、いろいろ相談をしてもなかなか解決しない。皆さんが何もやっていないなんて私は全く思っていないで、さっきもちょっと申し上げましたが、弥富市の場合は、身体障害者手帳のない人に対しては、高齢者については市町村長が、あるいは福祉事務所長が、この人は高齢のためにそういう障がい者に相当すると。

私が議員になったころに、愛知県は寝たきり老人介護手当という制度をつくりました。その基準は、民生委員の意見によって決めるということになっておりましたが、おおむね家庭内の生活に限られると。自力で散歩に出るとか、そういうことはなかなか難しいという人を寝たきり老人介護手当の対象として手当を出したのと同時に、津島税務署もその対象になった人は特別障がい者控除を認めるということでやった経験もございますが、いずれにいたしましても、まず認知症でない人の場合が、今、介護認定を受けておる方が通常身体障害者手帳が取れないなんていうことは全く考えられない状態であることとあわせて、今言ったような背景がある中で、弥富市の皆さんは、弥富市として今すぐカバーできる方法の一つとして、私たちも強く求めたんですが、やっていただいたのが、手帳のない人に対して市長の名前によります控除証明を出すと。これは、要支援1以上の人を対象にして、手帳を持っていない人で医師の診断を見ながらやっていくということで、全県的にもこういう対応をしているのは弥富市だけで、ほとんどが介護1以上だったり、そういうことをやっていなかったりという状態の中で、非常に皆さん頑張ってやっていただいているということも申し上げながら、弥富市の業務が、やっぱり障害者福祉法に定められた、皆さんに実際に情報を提供して、しかも社会的厚生につなげるというところまでいかない大きな障害がもう一面あって、皆さんが努力したぐらいではなかなか解決できない問題になっているということの深刻さについても目を向けていただきたいと思います。この点ではいかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 障害者手帳につきましては、市は愛知県に進達をし、県の機関、愛知県中央児童・障害者相談センターにおいて審査をされまして、交付決定がなされます。なお、障がい程度非該当及び判定困難な事案につきましては、愛知県中央児童・障害者相談センターから愛知県社会福祉審議会 ―― これは医師、嘱託医も入った審議機関でございますけれども ―― に諮問されまして、センターに答申がされる手続がされております。

交付された手帳の等級、または非該当も含めてでございますけれども、異議がある場合、

愛知県中央児童・障害者相談センターへ問い合わせをいたしまして、そこでも異議がある場合には、愛知県障害福祉課へ異議の申し立てをすることができます。市も相談や県に問い合わせをするなど積極的に支援をしてまいりますので、そのような事案がございましたら担当窓口のほうに申し出ていただきたいと思います。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 皆さんがいろいろやっていないということを言っておるわけじゃないんです。問題は、弥富市だけで解決できない深刻な問題があって、年間、介護認定を受けている人で、要支援と要介護の人で手帳を持っていない人が1,000人以上おって、もう一方で、それより低い人たちについては、その対象にならないとか、それからあなたに出せばみんなに出さないかんようになるというようなことを言われて、事実でないことを伝えられて診断が断られるというのがあること。

それからもう一つは、さっきも申し上げましたが、下村先生がそうやって県の基準、国の基準できちんとやっていただいた中で明らかになったのは、大体、本当に、ある方でいうと、糖尿病で足が壊疽を起こして膝の下で切断したということで、私たちはまさかそんな結果になると思わなかったもので、手帳を申請したほうがいいよと言ってお勧めしたら、海南病院は切断した直後ですので書いてくれましたよね。だけど、要するに足の切断で足がなくなったということだけでいうと4級なんです。ところが、それは平成20年の話なんですが、平成18年に税制の改正がありまして、老年者控除がなくなりましたよね。

老年者控除というのは、一つは、年寄りには障がいがあるものだという前提で、身体障がい者と同じ、一般障がいと同じ、通常の場合だと証明なしで障がい者控除が受けられると。これは、年金収入だけでいうと65歳以上の人になりますが、245万円の収入までは住民税非課税という扱いを受けられますし、給与のみの収入の人、年金のない人ですと230万をちょっと切れるぐらいの、年金よりは、控除の基準が違いますので、そういう支援が受けられたことと、もう一つは所得税の50万の所得控除があった。

この2つがなくなったことで、高齢者の加齢に伴う身体障害者手帳を書くことについては非常に大きな要件になりまして、このときにはなかった基準で、基準にはありましたが、身体障害者手帳の診断書の中に2つのことが明記された、真ん中のところに。1つは立つことについて、両足で支持なしで立つことができるかどうか、それから片っぽの足で立つことができるかどうか。それは基準の中に、要するに加齢に基づく、年をとった中で、筋力が低下することで片足で立てなくなる。自転車に乗るときなんかは、片足で立てない状態の人は、急にとまったり、そういうことができなくなりますよね。だから、やっぱり3級の障がいにして、きちんと処遇するという考え方があったと思うんですが、そういうことが身体障害者手帳の診断書の中にも新たに明記されております。

そういうことがあるにもかかわらず、今言ったように、糖尿病で血行不良で壊死になって足を切断したこの人は、義足は使えませんから、わざわざ海南病院がどういう診断書を出したかといいますと、糖尿病の先生と、普通はそんなことはやりませんが、内科医と2人の名前を書いた診断書をつくりまして、しかも片足で立てるとか立てないとかということも海南病院はちゃんと書いてあるんですね。ところが、判定のところを海南病院のドクターは4級と書いた。4級というのは、足の膝下でなくなった場合が4級なんです。ところが、身体障害者手帳は、その状態になった中で、要するに足の障がいという、悪いほうの足で立つことができるかできないか、それからもう一方の足でも立つことができるかできないか、両足で立つことができるかできないかどうか、こういうことで機能によって障がい認定すると。

4級で出された。わかっておればすぐに異議申し立てしたんですが、そういうこともよくわからないからそのままになって、これが平成20年の多分3月前のことです。私たちがそういうことを知ったのは6月ごろだったんですが、早速、まだ下村先生がお元気でしたので、行って相談したら、こんなばかなことはないと言って2級の診断書。

その4級の診断書も2級の診断書も、何の意見もつかずに同じ人が素通りするんですよね。県は、私たちがおかしいと言って改善するようにと言ったら、きちんとやっておりますと。ただし、現場の医師の間にはいろいろ差があって、やっぱりそれは解決しなきゃいかん問題だというふうに考えておりますが、県としてはきちんと出てきたものをチェックする仕組みがありますから心配しなくてもいいと言うんですが、全くそういうことはなくて、出たものをそのまま認めるというようなことがされておることが、この間、下村先生なんか協力してくれて、国の基準できちんと出た診断と、それからこの地域で実際にやられた人でこれはおかしいというのも、異議申し立てなんか知らんもんですから、改めてやった中でそういうことがわかって、結局、長くこの地域の障がい者福祉だとか医療にかかわって働いてきた、恐らく私が知る限りで弥富で一番ベテランと言えるような人自身が、愛知県がこういう問題を長く黙認してきたことと、それからかつては県自身がそうやって最終的に行くところのない人の受け皿をつくっておったやつを、これもなくしちゃったということで、事態は本当に深刻になっておりますので、このことを御理解いただきながら、一つ次の今後の課題について質問を続けてさせていただきます。

まず、その一つは、県に対して指定医が国の基準に基づいて診察と判断を行うことを強く要請し、法で定められた障がい者支援が受けられるよう本格的な改善を求めていくということについて、改めてこの深刻な実情、弥富市の事業が、そうやって今までもやっていなかったわけではないんですが、進んでいかないわけですからね、こういう問題として強く要望していただきたいと思います。

かつて服部市長は、平成20年4月から、65歳以上になって新たに障がいになった人につい

て、それまで県が出しておりました当時月額たしか7,100円程度だったと思いますが、この手当を打ち切ったことに対して、服部市長は尾張9市の市長会や県の市長会を通じて意見書を全会一致で県に出していただきましたが、いまだにこれも未解決でございますが、これはぜひ弥富市としてもそういう類いの問題として強く市長会などにも働きかけて、全国的な問題としても、決して弥富だけの問題ではないと思いますし、愛知県だけの問題でもないと思いますので、解決をしていくような方向で御尽力をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） まず、先ほども答弁させていただきましたけれども、指定医の件につきましては、愛知県指定医が作成する診断書のことについては、県のほうにも議員御指摘のことを既に伝えております。今後も機会のあるごとに伝えてまいりたいと思っております。

また、海南病院の件につきましても、院長、事務部長様のほうにもお話をさせていただきましたので、またそのような事案があれば、再度お話をさせていただきたいと思っております。

そして、10年前の教訓といいますか、過去の事例を御紹介いただきました。過去の教訓を生かしながら、今後の診断に役立ててまいりたいと思っておりますので、そのような事案がございましたら、市の窓口のほうに言っていただければ、私どもは積極的に支援をさせていただきますので、ぜひ申し出をいただきたいと思いますと思っております。

また、県の市長会のことにつきましては、服部市長の時代のときに、その旨のことを市長会のほうに採択をしていただきまして、県のほうに上げさせていただきました。今後もそのようなことも継続してまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 高齢者福祉の立場から、市町村が障がい者あるいは重度障がい者に準じると認定した者が、所得税でも、地方税でも、県税を含めた市民税でも認められていることから考えると、当面、なかなか私はこの障害者手帳の問題はそう簡単に解決できない課題だと考えておりますので、こういうほかの法律で障がい者控除の制度や何かが税金で認められる、国税でも地方税でも認められるということなら、ぜひやっぱり県下の市町村の、要するにそういう特別障がい者に該当する、あるいは普通障がい者に該当するということで出された認定証を持っている人たちに対して、県と市の共通の事業であります医療費無料制度だとか、あるいは自動車税の免除制度だとか、こういうものへの適用ができるか。

あるいは、今の障害者手帳の問題が解決できない場合は、現に国税と地方税では県も市も同じ対応をとっておりますので、医療費無料制度だとか県と市が共同でやっておる制度の中

に、この市町村長が認めた控除証明を持つ者が対象となるような措置をとることができないか御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 所得税法上では障がい者控除として認められておりますが、自動車税減免制度への適用につきましては、県税、市税の関係もございますので、当市のみでは判断できないものと考えております。

○副議長（三浦義光君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） いずれにしても、私が申し上げたいのは、指定医の問題が解決できないというのは県の責任なんです。県の責任が解決しないことがために、多くの人たちが障害者手帳に基づく障がい者サービスが得られないとすると、県と市が共同でやっている事業については、所得税と地方税については、もう法制度上認められてやっておるわけですが、県と市町村が共同でやっておる事業については、県と市町村の合意があれば私はできると思いますので、そういう方向での努力というのかな、当然、弥富市だけでできる問題だとは私は思っておりません。努力をしていただいて、本当に相当数の人たちが障がい者サービスから除外されている状態について、解決できることから解決していく。そして、やっぱり手帳がきちんと発給されるというのは、医師不足の問題もありますので、そう簡単に解決できない性質の問題でありますので、一定の時間がかかると思いますが、その間、やっぱり県・市が共同で進めているような事業の中に、この高齢者に対する、要するに特別障がい者控除あるいは普通障がい控除という対象の人を含めることについての検討を、これは県・市との間で検討していただくというか、弥富市としても要望していただくということとはできないかということでお尋ねでございますので、改めて答弁をお願いします。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 社会保障制度を将来世代に引き継ぐためには、国において、消費税率を初めとする税制全体を通じた改革により社会保障の安定財源を確保するとともに、経済・社会の変化等に対応し、ふさわしい税制全体の姿を実現していただくよう要望してまいります。

○副議長（三浦義光君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） いやいや、それはちょっと的外れね。

財政の問題でいうと、一番大きい問題は消費税やそんなもんじゃなくて、要するに私たちが、普通、一般の私たちの世代の人が現役と言われた時代、高度成長の時代の一番今との違いは、大体1人働けば平均すると5人ぐらいの人が暮らせる、そういう働く人への社会的な富の配分があった。中小企業も元気だった。今はせいぜいですね、非正規雇用が蔓延しておる中で、平均すると2.5人ぐらいしか生活できないような給料が働く人にしか配分されない。

そして、中小企業ももう本当に生きるか死ぬかという状態で、どんどん落ち込んでくる。農業やそういうのも本当に業として成り立たないような状態の中で高齢化が進んでいるから、お金が要るのは当たり前ですが、最大の問題は、やっぱり大企業や大資産家には物すごい恩典がある。だから、全体に安倍総理は経済が回復しておるなんて言っているけど、その人たちがもうけたことは、国民の利益には全くならない状態の中で起こっておるわけですので、そんな形の議論じゃなくて、やっぱり障害者福祉法に基づく支援がきちんとできない状態が身体障害者手帳にあるなら、県と市がせめて、やっておる事業の中でその助成はできるように、ひとつ議論・検討を進めてほしいということですので、そこを外さずに今後御検討いただくことを要望して、次の質問に移ります。

○副議長（三浦義光君） 大木副市長。

○副市長（大木博雄君） 少し答弁をさせていただきます。

もともと医療費無料制度とか、あるいは自動車税の減免制度、これは障害者手帳が原則であると思います。

それで、いわゆる所得税の障がい者控除に関して、当時、私がかかわっていたころに、もともと障がい者控除といったら障害者手帳がないとだめだよという話がございます、ただ、介護認定を受けられておられる方について、そういったことが認められないかということで、制度がスタートしました。そのときに各市町村長が認めればオーケーという話がございます、当時、私がたまたま介護認定の海部南部広域事務組合に行った直後でありましたので、いわゆる障がいの自立度、あるいは認知の程度の表をクロスさせながら表をつくった覚えがあります。それによって、いわゆる特別障がい、あるいは普通障がいという区分をさせていただきました。

先ほどございましたように、障害者手帳というのが基準ではありますが、実際に所得税上の介護高齢課が出しているやつですね、それについてはそれぞれの市町村によってばらつきがあるかと思います。市長会のほうで、こういったのが、そういった医療費の無料制度とか、あるいは自動車税の減免制度に乗ることができないかどうかということについては、安藤市長にも市長会のほうできちんと議案として協議をさせていただこうというふうに思っておりますので、各市町がありますから簡単にはいかないかと思いますが、もっともな話でありますので、一度前向きに市長会のほうで提案をさせていただこうというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ぜひ、単純にいかない問題だと思います。一番いいのは、きちんと身体障害者手帳が必要な人に発給されて、それに基づいて誰もが公平に受けられるということが前提であります、ただ、市の努力によって、介護認定を受けている人や、それからチ

チェックリストといって、介護認定をまだ申請していないけれども、要するに生活支援事業ですか、介護保険の事業の一部の中でやっている人たちに対して、一定の条件が認められればタクシーチケットが出るとか、そういうこともありますから、そういう人たちも含めたいいろんな対応があると思いますが、いずれにしても、基本は障害者手帳をきちんと発給できる条件を整える、あるいは県が困った人たちがちゃんと相談に行ける場所や診断ができる場所をかつてのように保証していただくとか、そういうことが私は根本だと思いますが、多分そう簡単に、事はもうかなり全国的にもひどい状態になっておりますので、解決できない。政治の問題として、私どもも国会議員団なんかにも要請して、この問題を取り上げてもらうようにしますが、ぜひ何よりも住民の皆さんに責任を持っている市町村の側からですが、ただ、今、副市長がおっしゃられたように、今できる方法論についてもやっぱり検討しないと、本当に低所得の人たちで障がい悩んでいる人たちにとっては大変な問題でありますので、そういう努力をしていただくことを要請しておきます。

次に行きます。

次に、資力があり、一定の条件のある人には自動車税等の減免もありますが、低所得で歩行困難な人は、そうした支援が、あるいは税金の控除も、税金を払うことができないような人たちには何の恩典もないんですよ。そういうことを考えると、もともと障がい者施策というのは、所得の低い人たちは無料、所得の結構高い人たちでもかなり介護保険とは違う低い負担でできる仕組みになっておりまして、今、65歳を過ぎた人の障がい者支援でいくのか介護でいくのかということは、相当まだ制度としてもいろいろ問題を抱えておるところなんです。

そういうことを考えると、やはり例えば一部のお金のある人たちについては自動車税の免除でかなりの支援ができますが、そうでない人たちについては、歩行困難な人に、移動障がいのある人たちに対しては、要するに自動車税の免除は、本人が運転する場合は6級の手帳、本人の車の場合は6級の手帳まで自動車税の免除になるんですよ。そういうことを考えると、チェックリストもそうだし、弥富の障がい者支援もそうですが、移動障がいのある人たちに対するタクシーチケットについては、もう少し配慮をして、そういう自転車に乗っても急にとまることができないような人は自転車を使わなくてもいいようなシステムにする必要があると思いますが、その辺の弥富市としての検討も進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

特に愛知県が交通事故が全国1位というんですが、ただこれは平成20年に300人を超えていたのが29年には200人になっておりますが、弥富市に限っていえば、20年から22年までの3年間に比べて27年から29年は死亡者が2倍になっていきますよね。そのことで、20年当時は県平均と同じ人口割合の死亡でしたが、今は人口割合でいうと2倍を超えるような状態に

なって、非常に深刻になっているのは、これは交通インフラがなかなか整備されていない中で、NHKの先日のラジオで放映しておりましたが、今、愛知の、相変わらず全国1位、15年連続だと言っておりますが、これを解消するために事故の原因をやっぱり分析して皆さんにお知らせするという放送をやっていたんですが、そこで言われたことは、亡くなった人の半分以上、11月までに、自転車と、それから歩行者の65歳以上の人だというんですね。

それを考えると、本当に東京や大阪は、人口は多いし、車も多いはずですが、事故死は少ないんですね。なぜかといったら、バスや電車などの交通インフラがかなり整備されている。弥富なんかは、全域住むことができる場所ですが、本当にばらばらで、巡回バスなんかもなかなかうまくいかない、こういうところでございますので、やっぱりこの問題としても深刻な交通事故、もうとにかく県全体が300人台から200人に減っているのに、倍に弥富はなっているという状況を考えても、やっぱりそういう人です。

だから、名古屋市なんかは、市バスや地下鉄は1,000円で乗れる、所得の低い人はね。そのほかに、障がいのある人にはそのチケットを弥富の多分倍ぐらいの割合で出していますよね。そうすると、やっぱり弥富市で考えるのは、まだ、高齢やそういう人たちに対するタクシーチケットや何か交通インフラが悪いだけに、今のような24枚だとか、どうしてもいかにときはさらに追加だとかということではなくて、もっと通院と買い物ができる程度のものにする。一つ、これは弥富市独自の御尽力をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 障害者手帳をお持ちの方は、等級に関係なく、市コミュニティバスを利用される場合には、手帳所持者の方と同乗の介助者、介護者の方についても割引の対象となっております。また、一般のタクシーにおきましても、障害者手帳を提示していただければ、運賃が割引となる制度がございます。

そして、65歳以上の高齢者の方については、要介護・要支援の認定を受けなくても、25項目にわたる質問事項があるチェックリストを行っていただき、事業対象者に該当する基準が7つございますが、その基準のうち1つでも該当すれば、介護予防・日常生活支援総合事業対象者としてタクシーチケットの交付対象としております。ぜひ御活用いただきたいと考えております。

さらに、要介護認定を受けている方が外出の際に利用できるタクシー券は、当初24枚でございましたが、平成30年度からは制度を拡充して、使い切った方には12枚まで追加交付をしております。この制度は、他の自治体に比べても充実した制度であると考えております。

これらの制度を活用していただきまして、御活用いただければと思います。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 余り時間がありませんので先を急ぎますが、ただ、今の問題でいうと、例えば名古屋市なんかは、65歳以上の人だと思いますが、所得の低い人は1,000円で私鉄も地下鉄も乗り放題ですよ。こういうインフラ整備が大都市はほとんどできておるんです。それでも愛知の場合は交通事故が多い背景には、やっぱり交通インフラが、確かに首都圏や大阪圏に比べると、まだ、名古屋市内はといったって、全体に非常に悪いことが、そういう条件の悪い人たちが自転車に乗らざるを得ない生活をしている。

24枚といますが、月に1回通院で往復したら24枚はなしなんです。人として生きていくには、医者に行くだけではだめですね、買い物をしなかったら生きていけないわけです。そういう人たちには、ホームヘルプサービスも介護のほうではしない仕組みですからね。そうすると、少なくともこういう弥富のような条件のもとでは、当然個別のそういう支援がもっと必要でありますので、よそよりいいというのは、それは多分周辺の市町に比べるといいかもしれませんが、名古屋市に比べても、枚数も全然、土台の交通インフラも全然違いますから、ここはやっぱり弥富の交通事故死が県の平均の2倍になっておる背景にもありますので、そういう問題として今後検討していくことを強く求め、最後の質問に入ります。

全ての医師に障害年金の診断をすることが、誰でもいいことになっておるんですが、ところが問題は、この県が指定する医師というのは、その職務にそれなりの経験を持ち、しかも能力の非常に高い人だということで、県が認めて指定することになる。この人たちが、今みたいに実際よりも1級も2級も低いような診断をするような状態だと、障害年金だとか、要するに障がい者の人の生活の土台になる問題が、全体に物すごく劣化しておることが心配されます。そういうことのないように、この面からも本当に市民や国民の権利が損なわれないような手だてをとっていただくことを国と県にも強く要請していただきたいと思います、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 議員の申されたことを精査させていただきながら、国・県に要望すべきものは、そのようにさせていただきたいと思っております。

○8番（三宮十五郎君） ぜひ国や県に要請することと、弥富市が独自でできること、やらなければならないことを精査していただいて、実行に移されることを強く求めて、質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（三浦義光君） 暫時休憩をします。再開は11時5分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時00分 休憩

午前11時05分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○副議長（三浦義光君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、高橋八重典議員、お願いします。

○4番（高橋八重典君） 4番 高橋八重典でございます。

三浦副議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、今回、大きく2問質問させていただきます。

それでは、1点目の質問に入らせていただきます。

1点目の質問は、市のイベントの将来性とはと題しまして、伺ってまいります。

改元される来年度以来、ラグビーワールドカップ、東京オリンピック・パラリンピック、大阪万博、アジア競技大会、リニア開業など、国を挙げて大きなイベントがめじろ押しです。

現状、当市においても、年間多くの祭りを含むイベントなどが開催されています。その多くは、毎年恒例行事として行われていることが大半を占めています。平成28年度の10周年記念事業等は不定期なものの中にはあります。

そこで、今後、大きなイベントが日本中で開催されていく中、当市の祭りを含むイベントの開催はこのままでよいのかという疑問が湧いてきます。それは、近隣市町のイベントに参加させていただいた際、年々スケールアップとステップアップをされていることを強く感じるからであります。

当市のイベント全体で、市民の関心度や周知度、満足度について、どのように検証されているのかを伺います。

○副議長（三浦義光君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

市における各種イベントにおきましては、市民の関心度、周知度、満足度についての特に具体的な検証は行っておりません。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、答弁いただいたとおり、検証は全くされていないとのことですが、それでも恒例行事として毎年少しずつ変わっていると感じております。特に、主力なイベントである春まつり、芝桜まつり、健康フェスタはその例だと思います。しかし、市民に関心を持っていただけるように周知できたのでしょうか、疑問です。

では、なぜ検証がされていないのでしょうか、伺います。

○副議長（三浦義光君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

各イベントにおきましては、広報「やとみ」や市ホームページ、新聞などの報道機関や地域コミュニティ雑誌などに掲載していただき、また近隣市町村に広報依頼を行ったりして周

知・PRを図り、市民の皆様に関心を持っていただくように情報発信を行っております。

市全体のイベントでは、規模の大小や期間など、さまざまありますが、数多くのイベントがあり、それぞれにおいて、関心度、周知度、満足度の検証は行っておりませんが、各イベントにおきましては、参加者や関係者から問題点や課題などの御意見をお聞きし、改善を行っております。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） 一般的に、企業等であれば、当然費用対効果も含め、検証がなされます。経費を使う以上、利益につながるのかが問われます。しかし、行政においては、利益を考える必要性がないため、毎年恒例を例年どおり行っていると思います。

利益は必要ありませんが、費用対効果の検証は絶対的に必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

各イベントにおきましては、参加者数、来場者数などの実施結果を可能な限り把握をし、検証していく必要があると考えております。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） 各イベントが多数行われる中、主催ではないからとか協賛ではないというのではなく、市から予算計上している以上、指導・監督の責任の義務があると考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

市では、市の後援、協賛や共催の名義の使用の承認に関しましては、弥富市後援等名義の使用承認に関する取扱要綱がございます。この要綱に基づき、行っております。

市が後援等の名義の使用承認をした事業では、後援におきましては、主催者が企画した事業の趣旨や内容に賛同し、奨励しております。協賛では、事業の趣旨や内容に賛同し、必要な協力を行い、共催であれば、事業の主催者の一員として企画や運営に参加するなど、後援、共催、協賛とそれぞれの役割を行っております。

市といたしましては、それぞれ後援、共催、協賛の立場において、団体などに対して必要に応じて助言や指導を行い、また責任を持って事業を行っております。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） 今、答弁いただいた理由では、何も将来展望が見えてきませんが、来年度に向け、何か具体的な対策等は考えていらっしゃいますでしょうか、伺います。

○副議長（三浦義光君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

前年度実施いたしましたイベントにつきましては、それぞれの担当部局におきまして、前年と同様にイベントを継続するのではなく、問題点や課題を整理し、見直しを行っております。

また、各イベントでは、実行委員会等を毎年開催し、見直しを行いました行事内容などを、来年度の開催に向け、御協議をいただいております。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、御説明いただいた内容ですと、今年度と何が具体的に変わってくるかということを伺いたいんですが、再度お願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

各イベントでは、それぞれ今、協議を来年度に向けて行っておりますが、春まつりにおきましても、次年度に向けましては、まだ実行委員会等を行いまして検討中ございまして、具体的にこれを変えられるという部分については、まだ検討中でございます。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 実際に多くの問題点もあることは承知しております。一つでも変えていかないと、時代から取り残されてしまう危険性が危惧されます。

そこで、近隣市町のイベントと比較した場合、どうでしょう。近隣市町の話題のイベントを担当部局は視察や参加されたことはありますでしょうか、伺います。

○副議長（三浦義光君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

イベントのそれぞれの担当部局において、近隣市町村の関係イベントの視察や参加をいたしております。例えば商工観光課では、飛島観光交流協会の設立イベント、かにえ町民まつり、稲沢観光交流サミット、愛知駅伝時に開催されます愛知ふるさと市、また金魚の生産地の交流で熊本県長洲町の金魚サミットと金魚まつりなどに参加し、刈谷市での深堀隆介展、名古屋市でのアートアクアリウムの視察を行っております。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、視察をされたという御答弁をいただきましたが、どのようなことが参考になり、どのように当市に反映されたのか、今後どのように反映されるのか、伺います。

○副議長（三浦義光君） 横江商工観光課長。

○商工観光課長（横江兼光君） お答えいたします。

近隣他市町村などのイベントに視察や参加をしまして、本市のイベントにプラスとなると

思われるものにつきまして、実際に取り入れるなど見直しを行っております。

例えば、春まつりにおいて、テントの配置場所でございますが、以前は余り考慮されておりましたが、飲食物を販売するお店をできるだけ1カ所に集め、来場者にわかりやすく、購入しやすく、また飲食をしやすくするよう変更し、あわせて配置場所につきましても、グラウンドでの販売では飲食物に砂ぼこりがかかったりする場合もあり、衛生面を考え、グラウンドから舗装場所に移動させるという見直しを行っております。

今後、近隣他市町村などのイベントに参加や視察を行い、その中で参考となり、市のイベントに取り入れることができるものにつきましては、その都度見直しを行っていきたいと考えております。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 実際に参考にされて取り組まれていることでありますが、近隣市町の事例ということで、視察等をされておると今答弁をいただきましたが、近隣事情では、私は特に最近ではあま市がイベント力が高いというふうに感じております。

話題のイベントでは、夏のあまつりというものがございます。ネーミングも、あま市と祭りを掛け合わせて覚えやすく、センスもよく、また冬にはイルミネーションフェスタ in あまがあり、シーズンを通し、めり張りのある企画をされております。

夏のあまつりでは、手筒花火やダンスチームによる演舞、会場全体での盆踊り、協賛企業のブースの出展やメーンの打ち上げ花火などが七宝焼アートヴィレッジで行われております。例年、人出は約1万5,000人。冬のイルミネーションフェスタ in あまは、毎年テーマを設け、美和文化の杜、ふれあいの森一帯を3万球の明かりで埋め尽くされております。例年の人出は、期間中約3万人とのことであります。

そこで、当市の問題視されたイベントを、例を挙げて、検証も含めて伺ってまいります。

健康フェスタが行われた同日、市内で金魚日本一大会とやとみ恋めぐりスイーツロゲイニングが行われておりました。健康フェスタが開催された十四山スポーツセンター会場と金魚日本一大会が開催されていた海南こどもの国の会場は、来場者も多く、盛況ではありましたが、別々感が感じられました。お互いの会場の来場者は目的が違いますが、この来場者が互いに交流させられれば、もっと盛り上がったイベントになったのではないかと感じます。1会場にできないのであれば、会場間をシャトル輸送させるだけで両会場がつながり、同時にこどもの国の大きな問題でもある飲食店の問題も解決になり、スポーツセンターでの飲食の出店の売り上げ向上にも貢献できると考えます。

あと、ことし初めて開催されたやとみ恋めぐりスイーツロゲイニングですが、総合社会教育センター会場も盛況でありました。しかし、ほかの2会場との連携というより、スポーツセンターかこどもの国の開催がもしできたならば、空き時間などを利用して遠方から

参加いただいた方々に当市をもっと知っていただける絶好のチャンスではなかったのかなというふうに私は考えます。

やとみ金魚アクアリウム&深堀隆介展に絡めて、市民文化展、洋邦楽舞発表会、文化芸能大会が開催されました。このイベントも、やとみ金魚アクアリウム&深堀隆介展は大盛況でございましたが、ほかの絡めたイベントはどうだったのでしょうか。動線の確保に問題があったと思います。せっかく集客力のあるイベントを行っているにもかかわらず、ロビーフロアだけでアクアリウム展が行われたため、奥等で設けられておりましたイベントにまで足が向いていなかったというのは、みすみすチャンスを逃しているのではないかと私は考えます。

当市のイベントでも、集客力があるイベントでの問題点の改善が早急に必要と考えますが、市側はどのように捉えられておりますでしょうか、伺います。

○副議長（三浦義光君） 村瀬民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（村瀬美樹君） 市内で開催する集客力のあるイベントの一つ、健康フェスタについては、以前は総合社会教育センターで開催しておりましたが、町村合併を契機に、十四山地区でも大きなイベントの開催をということで、平成21年度から十四山スポーツセンターに会場を移して実施をしております。

問題点といたしましては、会場が市街地ではないという立地から、多くの方が車で来場されますが、会場駐車場に限りがありますので、周辺の小学校や事業所の駐車場もお借りして対応しております。また、近鉄弥富駅発のシャトルバスと弥富市総合福祉センター発佐古木駅経由のシャトルバス2台を1時間ごとに配車するとともに、十四山スポーツセンターと金魚日本一大会の会場である海南こどもの国とを結ぶシャトルバス2台をおおむね15分間隔で走らせ、会場の駐車場不足の対応に当たっております。

よって、議員から御指摘のイベント会場の連携につきましては、こうした交通手段をうまく利用すればと考えておりますので、シャトルバスの増車、運行方法、さらにはその周知も含め、今後の課題とさせていただきます。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 例えば健康フェスタを例に挙げてみます。現状の経費は幾らかかっているか、委託率はどれだけですか、伺います。

○副議長（三浦義光君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

平成30年度の経費は総額約402万8,000円で、うち委託料が特別講演とテント設営・撤去等を合わせ約170万円になりますので、委託率は42.2%となります。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 全面委託した際の経費はどれぐらいで、今年度比に対してどれぐら

いと予測されますか、伺います。

○副議長（三浦義光君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） 全面委託した際の経費と今年度対比ということですが、健康フェスタは関係団体が自主的にコーナーを企画・運営しておりますので、各種コーナー以外の例えば健康表彰式典や特別講演を初め、テント設営・撤去を含めた会場全体のセッティングを委託した場合、約30万円が増額となりますので、経費の総額が約432万8,000円となります。ですから、今年度対比は107.4%となります。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 健康フェスタの場合は、性質上、100%委託は難しいですが、特に企画などの周知、集客力など、積極的に委託し、今年度対比で答弁のような経費アップもします。しかし、集客力、周知度が上がれば、市民の満足度が上がり、賛否はありますが、職員等の負担も減ると考えられます。そうすれば、決して高くはないと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） 委託できる作業がふえれば、準備、片づけに係る職員や関係者の負担も軽くなりますが、どこからその費用を持ってくるか熟慮しなければならないと考えております。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 庁内での企画は限界が来ていると考えます。昨日、佐藤議員の質問の中で述べられていましたが、専任部署及び専門職員が私も必要だと考えます。専門職員が配置できないのであれば、現状、外部委託は、30から40%は委託されているわけですので、もうこの際、主な主力のイベントは全面委託にシフトをされたほうがいいのではないのでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 飯田健康推進課長。

○健康推進課長（飯田宏基君） お答えいたします。

健康フェスタについては、医師会、歯科医師会や社会福祉協議会、福寿会などの関係団体がコーナーごとに企画・運営しておりますので、イベントの全面委託は難しいと考えております。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 今、健康フェスタだけの答弁をいただいておりますが、私が申し上げているのは全体のイベントも含めてのことです。当然経費はかさみますが、市民が納得いただけるイベントになれば、承認いただけると考えます。

ほかのイベント等も、特に集客力というのは観光産業の一つになってくるかと思っております。

で、その辺も含めて、最後に市長のお考えを伺います。

○副議長（三浦義光君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 高橋議員の御質問にお答えをさせていただきます。

市が主体となって開催する各種イベントにつきましては、まず第一に市民に関心を持って楽しんでもらい、そして満足していただかなければならないわけでございます。例えば健康フェスタに市民が来場、参加することによって、健康意識が高まり、本人や家族の健康増進につながれば、費用対効果も高いものになるのではないかと考えております。

議員が提案するイベントの全面委託、言いかえれば民間企業のアイデアを取り入れることも時代の流れとなってまいりましたが、市の財政も限られておりますので、ほかの事業に大きな影響が出ないよう、現在の方法と比較検討をしていかなければなりません。

ただ、これまでですが、春まつりであり、芝桜まつりであり、また健康フェスタということで、私も違う立場で参加をさせていただいておりました。それぞれに大変なにぎわいがあると私なりには感じておるところでございまして、また、このような会場の設営につきましては、私はできる限り市の職員さんとともにやっていきたいと思っているところでございます。しっかりと汗をかいて、そしてまた市民の御意見をいただきながら、いいイベントへと変えていきたいと思っているところでございます。オール弥富で当たってまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

今後も、予算の配分を含め、関係者の意見や先進事例の取り組みを参考にして各種イベントの企画・運営を考えてまいりますので、御理解をよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） オール弥富で取り組むということでございましたが、予算が限られているということは重々承知しております。ですから、私が事例を挙げましたあま市のように、企業協賛等も含めまして、市の予算だけを出すのではなく、弥富市にもいっぱい企業がございますので、そういったところに働きかけをしていただきまして、予算等にも協力いただくということも含めまして、これを機会にそのような体制をつくっていただき、市の経費が生きていくような形のイベントをとっていただきたいと思います。

市民への周知が広まり、皆さんから愛され、参加いただけるイベントが今後一つでも多くふえていくことを願い、前向きに取り組んでいただくことを切に要望いたしまして、1問目の質問を終わらせていただきます。

続きまして、2問目に入らせていただきます。

2問目は、市長の目指される弥富市の未来像と題しまして、伺ってまいります。

以下3点、市長の所信表明の一文より抜粋させていただきまして、質問をさせていただきます。

ます。

1 つ目は、人口減少、少子・高齢化の進行を踏まえたまちづくりの促進から関連いたしまして伺います。

以前より問題視され、先ほども三宮議員のほうから少し触れられておりましたが、これまでも何人もの議員が一般質問で取り上げてまいりましたコミュニティバス問題です。

本来であれば、10月に総務建設経済委員会で岡山まで、部課長に同行いただき、視察に行く予定でしたが、本当に残念なことに中止となってしまいました。以前、平野議員の一般質問にてコミュニティバスの見直しの答弁をいただき、非常に期待しておったわけですが、今回の視察結果も踏まえ、前に進むはずでしたが、この見直しは現状継続されているのでしょうか、伺います。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 高橋議員に御答弁申し上げます。

昨年6月26日に開催された第1回地域公共交通活性化協議会におきまして、地域公共交通網形成計画見直し検討の進め方について協議をし、現在、見直しスケジュールなどの協議を行っており、継続をしております。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 現状、いつをめどに、どこまで見直しが予定されているか伺います。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 来年度におきましては、現在バスを利用されている方の利用実態調査、モニタリング調査、利用されていない方にも、住民アンケートやシンポジウム、ワークショップ形式など、住民意向把握調査を予定しております。コミュニティバスの利用者は年々増加しておりますので、現在利用されていらっしゃる方と今後利用したい方などの御意見を伺いながら、再編案などの検討をしていくこととなります。

再来年度でございますが、その分析結果により、説明会形式で地域公共交通網形成計画の見直し内容、運行方法の再編案などの報告を予定しております。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 特に高齢化が進んでいる地区では死活問題となっております。自動車運転免許証の自主返納ができない事実や、他市町村で、返納したが、生活できないからといって、高齢者の無免許運転での検挙者が出ているということも現実でございます。

この問題について、市長、今、現状の市長のお考えをお聞かせください。

○副議長（三浦義光君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 高橋議員の質問にお答えをさせていただきます。

国の交通安全白書によりますと、我が国では急速な高齢化が進み、平成28年10月1日現在、

65歳以上の人口は3,459万人となり、総人口に占める割合は27.3%と約4人に1人となっており、2036年には33.3%と3人に1人となり、その後、高齢者人口が減少に転じた後も上昇を続けるとされております。

弥富市の運転免許保有者数は、平成29年末で3万261人でございます。そのうち75歳以上の高齢運転免許保有者数は2,248人であり、平成28年末に比べ150人増加し、今後も増加すると推計されております。

愛知県の2018年の交通事故死者数は186人ございまして、残念ながら16年連続のワースト1位となったわけでございます。当蟹江署管内におきましては、6人の交通事故死者数があり、そのうち5人が高齢者ということで、大変残念な事故があったわけでございます。

そうした中、市としましては、75歳以上の高齢者に対し、コミュニティバスの無料パスカードを提供させていただき、移動手段として御利用いただけるよう努めております。さらに、来年度より、運転免許を自主返納された方への助成について、介護高齢課の事業として、高齢者がかかわる交通事故が増加している中で、運転免許を自主返納しやすい環境づくりを進め、かつ返納後の代替交通への移行を促進することを目的とし、運転免許自主返納者に対し、移動手段の助けとして、高齢者等福祉タクシーの利用助成券を交付する方向で調整を進めております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○4番（高橋八重典君） 市長、ありがとうございます。

ばつさりと完全に見直すというふうに言っていただきたかったんですが、ちょっと残念な結果でございますが、前向きに進めていただきたいと思います。

2つ目は、若い世代を呼び込む次世代産業を初めとした企業誘致、雇用の創出から関連して伺います。

港湾地区におけるさらなる物流関連企業等の立地誘導や既存企業の育成に努めるとありますが、市街化調整区域内は、主要幹線道路に面していなければ、先進航空宇宙産業以外、工場を建てるのがなかなか難しくなっております。この地で起業され、地元を愛し、地元雇用に努力された会社が規模を拡大し、雇用をふやそうとされている地元の中小企業の方々が、なぜ規模を拡大できないのか。当市に半世紀以上住み続け、会社を継続されてみえるにもかかわらず、できない現状がございます。このままでは既存企業が市外に流出してしまう危険性が危惧されます。

既存企業の育成の観点から対策を考えてみえますか。例えば特区設定などを設けるなど、具体的に伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 高橋議員の質問にお答えをさせていただきます。

若い世代を呼び込む次世代産業を初めとしてというような質問でございますが、企業誘致、雇用の創出につきましては、税収の確保、就業の場の確保のため、港湾地域における名古屋港に関する物流産業関連企業や今後の成長が期待される航空宇宙産業関連企業などの企業誘致を進め、既存企業には、末永くこの地に根づいて事業を継続できるよう、既存企業の育成、支援を行ってまいりたいと考えております。また、地域の発展に貢献していただいている中小企業者の方々につきましても、商工会等と連携して、末永く事業を継続できるよう、事業者の育成、支援等を行ってまいりたいと考えております。

既存の事業者の方で市街化調整区域に事業所が所在する方においては、用地の拡大や工場の増築をする際に、農地法や都市計画法などの法律の制約がありますので、担当課へ御相談いただければ幸いです。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） ありがとうございました。

最後に、市の玄関口として駅前周辺の活性化、にぎわい創出から関連して伺います。

９月定例会にて一般質問させていただきました「活気ある商店街から活力を」は、まさに同じ視点であると思います。

にぎわい創出は、個人商店が活性化すると、その個の集合体である商店が必然に活性化し、促進されます。前回の質問でも述べさせていただきましたが、チャレンジしなければ衰退の一途をたどるだけであると考えます。幾つか事例を挙げて説明させていただきましたが、現状維持で、前向きな答弁はいただけませんでした。

にぎわい創出には個人商店の活性化は不可欠と考えますが、市長の考えをお聞かせください。

○副議長（三浦義光君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 高橋議員の質問にお答えをさせていただきます。

にぎわい創出には、駅周辺の中心市街地の活性化が必要と考えております。

駅前周辺の活性化、にぎわい創出のためには、駅周辺の地権者や民間事業者などとも今後話し合いを進めてまいりたいと考えております。

また、個人商店を営まれる方々への本市の支援といたしましては、経営安定や経営強化のため、事業資金を円滑に融資できるよう、小規模企業等振興資金の預託を行い、融資の際の信用保証料を補助しております。

経営相談、経営指導や事業承継、起業などの支援の窓口である商工会とともに、個人商店の方々の支援を継続して行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 高橋議員。

○４番（高橋八重典君） ありがとうございました。

2 問目の質問は、今までの確認として、主に市長の今のお考えをお聞きいたしました。

結びに、今回の一般質問させていただきましたことは、近々大きな課題となると考えております。近い将来、急激に時代の流れが変わっていくことも予想できます。その流れに乗りおくれないようにするためにも、これからも安藤新市長の手腕に大きく期待をいたしまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（三浦義光君） 次に、加藤克之議員、お願いします。

○3 番（加藤克之君） 3 番 加藤克之。

通告に従いまして、質問させていただきます。よろしくお願いします。

平成31年を迎え、平成の御代もかわるという年の、みほぎのよごとを皆さんに申し上げながら、よき年、輝きいい年、穏やかな年と、本当にお正月の初日の出とともに、よいお正月、そして家族ともども、そしてまたよい仕事に、また趣味に、娯楽にと励む一年を皆様方誓っていただいて、祈っていただいたという月日を迎えるきょうの日でもございます。

改めて市民とともに歩んでいく上で大事なまた市民の思いを本日も質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いを申し上げながら、簡単ではございますけど、まず挨拶を申し上げ、始めさせていただきます。

キーワードとして、今回は、海南こどもの国、そしてまた蟹江署の跡地、そしてまた伊勢湾台風の60周年記念事業、そして最後に弥富市の消防団の育成に活動の輪をについて質問させていただきます。

この弥富市におかれましても、市内を取り巻く環境、また地域の地理上の状況も十分に考えながら、自然の災害対策、また天災、風水害、備えの強化を進めていかなければなりません。そういう意味で、生命と安心・安全というお言葉、そしてまた財政をキーワードに確保をしていかなければなりません。

そこで、弥富市におかれましては、大きな県の施設があるわけですが、その中に、公益財団法人愛知公園協会海南こどもの国であります。

昭和60年、1985年10月6日に開園をなされました。平成の御代も30年を迎えて、そして昭和も含めながら、海南のこどもの国というのは非常に、34年目を迎えるわけでございます。

弥富市は、防災都市弥富市というわけになっているわけでございます。

多くの方、海南こどもの国は老いも若きも、そしてまた憩いの場であり、そしてまた生命の健康の場所でもあります。そしてまた、多くの人々の行き交うところとイベントも多種多様あるわけでございます。

そういう意味で、非常に大事な部分の避難所も考えなければなりません。この施設内及び、また周辺に伴う避難所建設または取り組み、考え、本当にいま一度、地域のため、市民のため、来場者のためにも考えなければならないという状況かなと思います。どうか一つ、そ

のような取り組みの考え方を御質問させていただきますが、お答えはどうでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 加藤議員に御答弁申し上げます。

愛知県所有の施設でございますので、愛知県に確認しましたが、現在のところ避難場所として想定していないため、施設内の整備については行うことはございませんとの回答でした。

海南こどもの国周辺には、避難が可能な徒歩での想定距離とされる約1キロの範囲に、十四山中学校、海翔高等学校、特別養護老人ホーム長寿の里・十四山の3つの施設が点在しており、その収容人数も4,766名とあり、収容力は十分確保された地域であります。

市としましては、新たな避難場所建設への取り組みはございませんが、平成28年7月、知事に、海拔ゼロメートル地帯における広域的な防災活動拠点について、海南こどもの国に整備をしていただきますよう要望書を手渡しております。

この広域的な防災活動拠点とは、平成26年5月発表の愛知県東海地震・東南海地震・南海地震等被害予測調査により、ゼロメートル地帯においては迅速かつ効率的に救出・救助活動を実施するための活動拠点を必要とし、広域的な防災活動拠点の整備を、木曽三川下流域2カ所、西三河南部地域1カ所、東三河南部地域1カ所の合計4カ所を整備するものでございます。

現在、木曽三川下流域の愛西市で旧永和荘跡地の整備に取りかかっておりまして、今後、西三河、東三河と順に整備を進めていく予定と聞いております。

木曽三川下流域の2カ所目の候補には上げられておりますが、決定はまだ先でございますので、今後もこの検討会などで引き続き要望をしてまいります。

○副議長（三浦義光君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 引き続きこの検討会のほうでお話を進めなければならない話だと思います。なぜか、もうこれは皆さん御存じのとおり、避難所は本当に大切な部分で、それが一つの安心・安全のキーワードでもあるかと思いますので、どうかそのような旨を市長ともどもしっかりと検討に進めていただきたいなと思います。

また、市には指定の避難所、また1次開設避難所も6カ所あり、また2次開設避難所も25カ所あり、3次開設避難所も5カ所。全てにおかれますその避難所に当たりまして、備蓄品、また収容人数分の確保、用意は確実にしてあるでしょうか、御質問いたします。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 各避難所の備蓄でございますが、市の避難所は、食料、毛布、布団、飲料水袋、紙おむつなどの日用品のほかに、ボート、救命胴衣、簡易仮設トイレ、便袋、テント、発電機、投光器など、必要な資機材を市内各所に分散して備蓄をしております。

備蓄品の数量の状況につきましては、避難所カルテとしまして、備蓄品の数量、場所、施設の図面や各種データとともに書面化をし、各避難所に備えつけの上、適宜更新をしております。また、このデータは、有事の際の避難所運営に備え、市内の自主防災会の皆様にも提供をしております。

なお、食料等の日常品につきましては、帰宅困難者や各御家庭の備蓄品を避難所に持参する手だてを失った方を想定しております。過剰な備蓄はございません。したがって、市民の皆様には、まずは自助で最低3日分程度の日常品の備蓄をしていただき、自身が特に必要とするものなどは必ず備蓄をしていただきますようお願いしたいと考えております。

広報や市のホームページを初めとしたPRに努めるとともに、出前講座などさまざまな機会を通じて積極的に自助による備蓄を呼びかけてまいりたいと考えております。

○副議長（三浦義光君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 避難所に当たりまして、しっかりと備蓄は、たくさんというわけじゃないですけど、その避難を急遽された方ということで対応していくというわけでございます。

そしてもう一つは、やはり自分で、もういつも言うとおりに、3日間を自分のところで確保して動いていただくというわけでございます。

そして、やはりもう一つ、その中でも一番重要に、最後の言葉がありましたけど、特に自分たちおのおのが千差万別、いろいろな日常生活があるわけでございます。そういう意味で、その日常生活の中で自分の必要なもの、常に常備しなければならないものを再度確認していただくということだと思います。

それでまた、避難カルテというわけでございますが、その中でも、ひとえにこれから避難をするでも、もう携帯で持てるようなハンドブックのような形で、また高齢者向けや女性向け、また子育て向けというような、そういうようなものもちょっと日常に持てるような形にしていけるといいかなあと思う次第でございます。

それからまた、避難所カルテといいながら、自分自身、またお互いが日常で確認をすること、一つの平素の会話でできる話だと思いますので、そういうようなものをしっかりと取り組んでいただいて、またホームページもということで市のほうからお話がありましたので、ホームページも見えていただきながらとか、また確認をしていただきながらとか、また自分でチェックをする、対応もやはりお願いをしたいというような旨だったなあというふうに感じたお答えだったと思う次第でございますので、極力これからはいろいろな自主防災会、いろいろなお願いの場所、また一つのいろいろなボランティアの会の話の話題、そういう中で皆さん方がそういう話題が少しでも膨らめばいいかなあと思う次第でございます。

また、自主防災会の使う中でも、やはりいろいろなおさなかであるわけでございますけど、

特にまたトランシーバーとかそういうものの機械の機能も使われるといいかなあと。例えば平素から、それをしまっておくんじゃなくてももう日常から使えるトランシーバーはできるわけでございますので、例えばお祭りのときに、お神楽巡行のときに前と後ろも使ったりとか、日常的にまたそういう使えるものを全て、皆さん方を取り巻く環境の中で防災というものは感じてくる、また築いてくるということもあるかと思しますので、そういうような形でまたお話があって、また地域から要望があったら、課長、どうぞ御支援をしていただきたいなあと思う次第でございます。

引き続いて、もう一つ避難所に当たっては蟹江警察署でございます。

今は弥富市前ヶ平にあるわけでございますけど、蟹江警察署についても、今後、竣工をなされて、新しくされるわけでございます。今、弥富市にこうやって使用されているわけでございますけど、改めてこの使用、またその後どのように弥富市として考え、また趣、そしてまた警察署と少しお話もされたと思いますが、どのような、今の現状で構いませんので、お答えをいただきたいなあと思います。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 蟹江警察署の移転に伴い、仮庁舎の跡地利用につきまして、県警本部に確認しましたところ、全くの白紙で何も決まっていないが、特に県警本部として市民に利用できるような施設にすることは考えておりませんとの回答でした。

愛知県管理の施設でありますので、市においても現在のところ、特に利用する考えはございません。御理解をお願いしたいと思います。

○副議長（三浦義光君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 一応、今の状況はまだわからないというわけでございます。どうか目の先の期間も出てくる状況は当然わかってきますので、しっかりと市長を初め、市の課長初め、しっかりとどのように今後していくのか、そしてまた今後どのように前向きに考えていくのかしっかりと、安藤市長は県議も行っておられましたので、そういう協議をまた取り計らい、思いをまた市民のために、地域のために、提案として、本当に避難所とか、また利用施設が使えれば非常にありがたい、人がにぎわう、人が動くということもできるんじゃないかなあと、まちのにぎわいでもあるかなあとしますので、どうか一つ、検討と考えと趣に沿って動いていただければなあと思う次第でございます。

それでは、続いて行きます。

ことし、伊勢湾台風から60年の節目を迎えるわけでございますけど、もう言うまでもなく、昭和34年9月26日、358名の方、旧十四山、旧弥富町、それぞれ皆様方も本当に大切なとうい生命、財産、命、思い出が絶えたわけでございます。先人の御苦勞がありまして、本当にまちの安心・安全を培っている状況でございます。

その中でも、やはり語り継いでいかないといけないと思う次第でございます。語り継いでいく上では、今後、やはり市長の所信表明の中でありました市民参加型、顧みる事業、何か検討または動き、そういう思いをお答えいただきたいと思います。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

伊勢湾台風の発生から本年で60年を迎えるのに合わせ、本市在住の劇作家で弥富市広報大使のやとみまたはち氏による伊勢湾台風を題材としたミュージカルの上演を計画しております。昨今、国内では東日本大震災の津波や西日本豪雨など大規模な水害が相次いでいる中、演劇という形で自助の大切さを改めて伝え、防災意識を高めていただこうと考えております。なお、当時の悲惨な災害を後世に伝えるためにも、このミュージカルには市内の子供たちにも出演してもらえよう調整を図ってまいります。

また、生涯学習課において、市民向けの講座として、最も大きな被害を受けた鍋田干拓の慰霊碑や伊勢湾台風殉難之塔など、市内に残る伊勢湾台風関連の施設等をめぐる見学会と被災者の体験談を聞く会を8月から9月に開催する予定でございます。

さらに、歴史民俗資料館では、企画展といたしまして、当時の被災の状況や復興の様子を伝える写真パネルなどを展示する伊勢湾台風60年展を8月から9月の2カ月間開催する予定でございます。

○副議長（三浦義光君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） 広報大使のやとみまたはちさんのミュージカルというわけでございます。非常に本当に市民の方、子供さんも参加してミュージカルをしていただけるというわけでございます。やはり子供さんが参加して、また地元の方が参加するということは、非常に喜ばしいことだと思いますし、子供にとって本当にこれが20年、30年後もずっと思い出は残っていくわけでございますので、いい取り組みだと思います。

また、やとみまたはちさんにおかれましても、昨年12月21日に、駅前でも金魚の、弥富北中学校を中心の皆さん方、弥生小、白鳥小と金魚の点灯式もありまして、市長も参加されまして、非常にやとみまたはちさんも地域に、また子供たちにと、またそれには教育長の御理解があつて、校長先生、また担任の先生たちの御指導を仰いで、駅前が明るくなっている状況でございます。

その中で、またもう一つ、企画展も行っていただけるというわけでございます。どうかその企画展も、老いも若きもたくさんの方が出入りをなされて、いい市民参加の企画展であるなあと、そういうようなことと、そして語りべをやってもらう方にもたくさんの来場者があるといいかなあとと思います。どうぞ今後ともよきに計らい、取り組んでいただきたいなあとと思います。

最後の質問をさせていただきます。

弥富市の消防団におかれましては、平素から地域の活動の輪を保っていただいております。その中でも、総務省消防庁、平成26年2月27日、消防団の整備の基準等が一部改正になりました。

消防団の整備におかれましては、基準関係書類だけ少し読ませていただきます。東日本大震災において多数の消防団員が犠牲となったことを踏まえ、救助用半長靴、また救命胴衣等の消防団員の安全確保のための整備を充実することとしたと改正されました。

その旨を前向きに考えていただいて、新弥富市としても、消防団員の皆様全ての方々、救命胴衣を中心とする装備充実の取り計らいを取り組んでいただきたいと思いますのですが、どうでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 最初に、救命胴衣の消防団への配備数でございますが、現在200着を保有しております。配備に関しましては、市内各地に適切に分散配備をしており、水防活動等の有事の際は、これらの配備品を消防団員等が使用することとしております。

消防団は、地域に密着した存在として、地域の実情を熟知し、動員力を有しております頼もしい組織であり、有事の初動時において、自治会、自主防災会の皆様とともに地域の住民に安全・安心を与える存在でございます。一方、それと同時に、活動する消防団員にとっても、みずからを守らなければなりません。市としまして、団員一人一人がみずから命が守れるよう訓練や研修を重ね、消防団員の装備を充実させていかなければならないと認識しております。

市は、各分団に災害救助用工具キットの配備を行い、現在は順に各分団にボートを配備しております。今後も装備品などの充実に努めてまいりたいと考えております。

また、海部地区水防事務組合にも水防活動に必要な装備品などをより充実させていただきますよう要望してまいります。

○副議長（三浦義光君） 加藤議員。

○3番（加藤克之君） かねてから救命胴衣というわけでございますので、しっかりと200着ほどを確保して行っていただく。やはりこれから、今まででも消防団員さんがたくさん団員に入ってくださいというお願い事を、団長を通じながら、地域に取り巻く環境の中で若い方をお願いをし、またお仕事も、差はある中で参加をして、社会貢献をいただいている皆様方でございます。課長が言われたとおりに、みずからの命も守ってやはり救助していただかないといけないというわけでございます。どうかその一つのきっかけとして、やはりきっちと整備してあって、安心して、また家族の皆さん方が送り出しても、そういう体制がきっちと整っていれば、家族の方も安心されるかなあということだと思います。そういう意味で、

一つの安心・安全というのが、そのきめ細かいところに気遣いをされると、市としても、また消防団員としても、そして新たに加入をされる方も安心感が与えられるかなあと思いますので、どうぞ十二分な取り組み、取り計らい、そしてまた組合のほうにも果敢なる声を上げていただいて、取り組んでいただきたいと思います。

本日の御質問、これにてお納めさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（三浦義光君） 通告のありました一般質問は全て終了しました。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0 時 06 分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会副議長 三 浦 義 光

同 議員 高 橋 八重典

同 議員 永 井 利 明



平成31年 1 月11日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（13名）

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 3 番 | 加 藤 克 之 |
| 4 番 | 高 橋 八重典 | 5 番 | 永 井 利 明 |
| 6 番 | 鈴 木 みどり | 7 番 | 那 須 英 二 |
| 8 番 | 三 宮 十五郎 | 9 番 | 早 川 公 二 |
| 10番 | 平 野 広 行 | 11番 | 三 浦 義 光 |
| 13番 | 炭 竈 ふく代 | 14番 | 佐 藤 高 清 |
| 15番 | 武 田 正 樹 |     |         |

2. 欠席議員は次のとおりである（2名）

|     |         |     |       |
|-----|---------|-----|-------|
| 12番 | 堀 岡 敏 喜 | 16番 | 大 原 功 |
|-----|---------|-----|-------|

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 6 番 | 鈴 木 みどり | 7 番 | 那 須 英 二 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 欠員（1名）2番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

|                                                              |         |                            |         |
|--------------------------------------------------------------|---------|----------------------------|---------|
| 市 長                                                          | 安 藤 正 明 | 副 市 長                      | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長                                                        | 奥 山 巧   | 総 務 部 長                    | 渡 邊 秀 樹 |
| 民 生 部 長 兼<br>福 祉 事 務 所 長                                     | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長                    | 安 井 耕 史 |
| 教 育 部 長                                                      | 立 松 則 明 | 総 務 部 次 長 兼<br>庁 舎 建 設 室 長 | 伊 藤 重 行 |
| 民 生 部 次 長 兼<br>福 祉 課 長                                       | 山 下 正 巳 | 開 発 部 次 長 兼<br>土 木 課 長     | 伊 藤 仁 史 |
| 開 発 部 次 長 兼<br>都 市 計 画 課 長                                   | 大 野 勝 貴 | 会 計 管 理 者                  | 山 田 淳   |
| 教 育 部 次 長 兼<br>生 涯 学 習 課 長 兼<br>十 四 山 ス ポ ー ツ<br>セ ン タ ー 館 長 | 安 井 文 雄 | 教 育 部 次 長 兼<br>図 書 館 長     | 横 山 和 久 |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長                                         | 羽 飼 和 彦 | 総 務 課 長                    | 佐 藤 文 彦 |
| 財 政 課 長                                                      | 佐 藤 雅 人 | 秘 書 企 画 課 長                | 安 井 幹 雄 |
| 危 機 管 理 課 長                                                  | 伊 藤 淳 人 | 税 務 課 長                    | 佐 野 智 雄 |
| 収 納 課 長                                                      | 服 部 朋 夫 | 市 民 課 長                    | 梅 田 英 明 |

|                                      |       |        |        |
|--------------------------------------|-------|--------|--------|
| 保険年金課長                               | 服部利恵  | 環境課長   | 柴田寿文   |
| 健康推進課長                               | 飯田宏基  | 介護高齢課長 | 藤井清和   |
| 児童課長                                 | 大木弘己  | 十四山支所長 | 鈴木博貴   |
| 総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 村瀬修   | 農政課長   | 小笠原己喜雄 |
| 商工観光課長                               | 横江兼光  | 下水道課長  | 水谷繁樹   |
| 会計課長                                 | 伊藤えい子 | 学校教育課長 | 渡邊一弘   |
| 歴史民俗資料館長                             | 伊藤隆彦  |        |        |

#### 6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |      |    |      |
|--------|------|----|------|
| 議会事務局長 | 石田裕幸 | 書記 | 鷺尾里恵 |
| 書記     | 伊藤国幸 |    |      |

#### 7. 議事日程

|       |                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 会議録署名議員の指名                                                    |
| 日程第2  | 議案第64号 第2次弥富市総合計画の基本構想について                                    |
| 日程第3  | 議案第65号 土地改良事業に伴う町の区域の変更について                                   |
| 日程第4  | 議案第66号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について |
| 日程第5  | 議案第67号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について                        |
| 日程第6  | 議案第68号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について                |
| 日程第7  | 議案第69号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について                  |
| 日程第8  | 議案第70号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について                                |
| 日程第9  | 議案第71号 弥富市運動広場条例の一部改正について                                     |
| 日程第10 | 議案第72号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について             |
| 日程第11 | 議案第73号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第5号）                                 |
| 日程第12 | 議案第74号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）                             |
| 日程第13 | 議案第75号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）                         |
| 日程第14 | 議案第76号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）                          |



〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○副議長（三浦義光君） おはようございます。

本日、堀岡議長と大原議員より、会議を欠席する旨の届け出がありました。

議長が欠席されましたので、地方自治法第106条第1項の規定により、本日、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきますので、御協力お願いをいたします。

ただいまより、継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○副議長（三浦義光君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、鈴木みどり議員と那須英二議員を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第64号 第2次弥富市総合計画の基本構想について

日程第3 議案第65号 土地改良事業に伴う町の区域の変更について

日程第4 議案第66号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第67号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第68号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第69号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第70号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第71号 弥富市運動広場条例の一部改正について

日程第10 議案第72号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第11 議案第73号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第5号）

日程第12 議案第74号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第13 議案第75号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第14 議案第76号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○副議長（三浦義光君） この際、日程第2、議案第64号から日程第14、議案第76号まで、以上13件を一括議題とします。

本案13件は既に提案されていますので、これより質疑に入ります。

まず、平野広行議員、お願いします。

○10番（平野広行君） 10番 平野広行、通告に従いまして質問させていただきます。

議案第64号第2次弥富市総合計画の基本構想について、大きく分け3点について質問させていただきます。

まず1点目ですが、基本構想案の中で、第1章、計画の策定に当たって、この7ページにあります5番目の計画の特徴について伺います。

第2次弥富市総合計画における計画の特徴において、(1)市民の参画と行政との協働による市民主体を基本とした計画から、(4)市民の目線を重視した一層わかりやすい計画まで、4つの特徴が記載されておりますが、第1次総合計画と比較しますと、(1)の市民の参画と行政との協働による市民主体を基本とした計画が特徴として追加をされたという形になっていますが、その理由と重きを置いた点について伺います。

○副議長（三浦義光君） 安井秘書企画課長。

○秘書企画課長（安井幹雄君） おはようございます。

平野議員の御質問に御答弁申し上げます。

第2次総合計画の特徴の一つといたしましては、市民の参画と行政との協働による、市民主体を基本とした計画という項目を新たに追加いたしました。追加した理由としましては、2つございます。1つ目は、今後のまちづくりでは市民の参画、協働意識を生かした地域力の維持、強化が求められるとともに、生涯にわたって市民が活躍できるまちの実現が求められているためであります。2つ目は、地方分権の実現に向けて、自立した弥富市をつくり上げ持続的に経営していくためには、社会情勢や市民ニーズの変化を的確に捉え、市民と行政が信頼関係を深めつつ、協働のまちづくりを進めていくことが一層強く求められているためであります。

今後は、厳しい弥富市の財政状況のもと、これまで以上に市民ニーズが複雑化、多様化し、弥富市の財政だけでは市民ニーズに対応することが非常に困難な状況となってまいります。民で行えることは市民等の皆様で行っていただき、公でしかできないことについては、市が責任をもって行っていく、また市民等の皆様と市の双方が協力して行う、市民等との協働の取り組みが求められているためであります。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） じゃあ、続きまして2点目ですが、この41ページにあります第4章、基本構想の実現に向けて、1番、総合計画の進行管理の実践の中で、総合計画、基本計画ですが、に位置づける施策、事業については、PDCAサイクルの構築に基づく進捗管理を実施します。また、施策等の強化実施に際しては、施策目標に対する市民満足度、目標指標です、ね、と主要施策の達成度を示す成果指標の設定とともに、当該施策、事業の担当部局によ

る評価だけでなく、市民や有識者など外部からの複合的な視点を踏まえて評価しますとありますが、前期においては、確か全協の場だと思いましたが、主要施策の達成度、成果指標についてで議会に説明がありましたけど、後期においては、ホームページに掲載してありますと、そういった回答で議会には特に説明がありませんでしたので、きょう議案質疑の中で伺います。

第2次総合計画の中にうたってありますが、市民と行政が一体となって行政運営ができるように、市民の主体的な参画等熟議に根差した計画となっておりますので、しっかりと議会に説明をするべきだと思いますので、今後はよろしく願いをしておきます。

そこで、後期の施策評価結果は26ページに記載してありますが、前期と比べどうであったか、第1章から第6章までの政策分野ごと、また総合的にどうなのか、検証結果を伺います。

○副議長（三浦義光君） 安井秘書企画課長。

○秘書企画課長（安井幹雄君） お答えいたします。

第1次総合計画の前期基本計画と後期基本計画の関係部署が行った施策評価結果を比較しますと、前期と後期では評価配点が異なっているために、評価結果に多少の誤差は生じますが、全体評価としましては前期が69.4点に対し後期が64点となり、5点ほど平均点が下がっております。

政策分野別に見ますと、前期から後期で平均点が上昇した分野は、第2章の生活環境分野と第5章の産業分野であります。一方、平均点が下がった分野は、第1章の都市整備分野、第3章の保健・医療・福祉分野、第4章の教育・文化・スポーツ分野、第6章の人権・協働・行財政分野でありました。

政策分野ごとの内容を見ますと、第1章の都市整備分野では、市街地の整備が高く、港湾地域の整備促進が低くなっております。第2章の生活環境分野では、上水道の充実、下水道の充実、消防・防災の充実が高く、環境自治体の形成が低くなっております。第3章の保健・医療・福祉分野では、各施策項目とも50点超えであり、高齢者支援の充実が最も高くなっております。第4章の教育・文化・スポーツ分野では、各施策項目ともおおむね50点前後であります。国際交流活動の推進がやや低くなっております。第5章の産業分野では、農水産業の振興を除いて全て高くなっております。第6章の人権・協働・行財政分野では、市民と行政との協働のまちづくりの推進が低くなっております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 後期は前期に比べて少し、5ポイントですか、下がったということを確認しました。

では次に、第1次総合計画では、当該施策、事業の担当部局による評価だけでなく、市民や有識者など外部からの複合的な視点を踏まえて評価しますとありますが、具体的にどのよ

うな形で進めるのか伺います。

○副議長（三浦義光君） 安井秘書企画課長。

○秘書企画課長（安井幹雄君） 御答弁申し上げます。

市民や有識者などによる外部評価の進め方につきましては、これまで同様に、行政評価制度を活用し、総合計画の進捗管理を行ってまいりますが、内部評価だけではなく外部からの客観的な評価視点を加える必要があるため、来年度より新たに行政評価外部委員会の設置を計画しております。また、来年度からの行財政アドバイザー導入の検討も行っており、専門的な立場から具体的な助言、提言などをいただくことを考えております。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 次、3点目になりますが、34ページの2番ですね。財政の見通しと対応方針の中で、10年間の財政の見通しが表で示されていますが、平成31年度、2019年度以降は形式収支がマイナスとなる見込みで、事業の選択と集中などによる歳出抑制の徹底と歳入の確保を図ると、こう記載してあります。

特に2024年度以降の後期においては、形式収支において約13億円程度の赤字が示されております。これでは、単年度収支、さらには実質単年度収支においては、この数字が大きな赤字となってくると思います。

昔から、入るを量りて出るを制すと言われますが、出るを制すには、新庁舎建設事業は別といたしまして、現在計画されている事業の見直し、計画変更等も考えているのか伺います。

○副議長（三浦義光君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤雅人君） 改めまして、おはようございます。

平野議員の御質問に御答弁申し上げます。

中長期の財政見通しにより、今後予想される厳しい財政状況を考慮し、財政危機に陥ることのないよう行財政改革を着実に実行し、事業の選択と集中などによる歳出抑制の徹底と歳入の確保を図っていく必要があります。

計画されている事業の見直し、計画変更等も考えているのかどうかという御質問につきましては、新年度予算を編成していく中で、現在計画しております事務事業の優先順位、必要性等をしっかりと精査してまいりたいと考えております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 見直しもあり得るというふうに考えておきます。

それでは次、2点目ですが、歳入の面におきまして、2019年度をピークに市税の収入が減少傾向というふうになっておりますが、この見解を伺います。

○副議長（三浦義光君） 佐藤財政課長。

○財政課長（佐藤雅人君） 御答弁申し上げます。

市税の収入の減につきましては、人口減少等、恒久減税等でいろいろ下がっていくことが予想されております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 3点目ですが、弥富市の財政状況について、昨年ですが、財政グループからの説明が議会、そして市民に向けてありました。この弥富市の財政状況についてという冊子ですね。これを説明いただきました。

その中で、平成31年度以降の5大事業として、69億円の事業費が計上され、このほかにも公共施設の改修、道路施設整備等の投資的経費がかかり、その財源の大半は地方債で対応するとありますが、本市の市債の借入先の一つであります東海財務局、約45%の市債を受け持っているわけですが、そこが融資先の償還確実性を確認する観点から、本市の財務状況、債務償還能力と資金繰り状況を把握するため、おおむね5年に1度ヒアリングを実施しておりますね。直近ではこの28年度が対象となっており行われたわけですが、このヒアリングを踏まえた総合評価では、28年度におきましては、債務償還可能年数は4.1年、診断基準では15年を下回っており、また実質債務月収倍率は6.7月、診断基準は18月で、これも診断基準を下回っておりまして、債務償還能力は注意すべき状況にはないと結論づけておりますが、資金繰りの状況においては、積立金等月収倍率2.8月、診断基準3.0月を下回ってはおりますが、余裕が余らないということで、やや注意すべき状況にあると示されております。

今後の見通しとして、28年度に策定した29年度から33年度の中期財政計画においては、ストック面、債務の水準においては債務高水準の状況にはありませんが、ストック面とフロー面、フローというのは償還原資獲得状況を組み合わせた指標である債務償還可能年数については、平成33年度には29.2年と、平成28年度と比較しまして大幅に上昇する見通しであります。診断基準である15年以上となっております。

したがって、ストック面は債務高水準の状況にはないが、フロー面で収支低水準の状況となる見込みであることから、収支計画上、債務償還能力の今後の見通しについては留意すべき状況が見込まれると記載をされております。

これらの点を踏まえて、市債の発行に対する考えを伺います。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

市債につきましては、さまざまな市債がございます。起債といいますか、市の市債とも言いますけれども、これにつきましては、今御指摘の国の資金を借ります起債もございますし、また、その国の起債で借りられない部分につきましては、民間からお借りするというようなこともございます。ただ、そういった起債につきましては、何もかも資金不足を借りられる

わけではございませんので、公共施設の整備とかそういったもので起債が限られて借りられるわけですが、方針といたしましては、できるだけ今年度、普通交付税の措置が高い、そういったものを選択しながら、有利なように運営してまいりたいと思っております。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 市債も歳入のうちなんですけど、歳入不足ですね。これであれば財源の確保が必要であります。その中にはさまざまな取り組みがございますが、過去におきましても、何回か話に出てきましたけど都市計画税、こういったものについてはどのように考えてみえますでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

ただいま都市計画税の御質問がございましたが、これは以前、市長からもお答えをさせていただいたと思いますが、現段階では考えていないということでございます。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） 自治体の会計は単年度会計ですね。1年間の現金の出入りを把握することに重点を置いた現金主義の考えに基づいております。この制度では、これまでの行政活動によって形成されてきました道路であるとか、学校であるとか、公園等の資産がどれくらいあるのか、あるいはその対価として将来支払わなければならない負債がどれくらいあるのかといった情報が読み取れないということで、28年度から全国統一レベルで新公会計制度に基づいた財務4表が作成をされているわけでございます。この財務4表からわかる財務指標を財政計画にどのように活用していくのか伺います。

○副議長（三浦義光君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

新地方公会計制度に基づく財務4表につきましては、今回ちょうど新しい財務4表が策定されたところでございます。これにつきましては、一つのメリットといたしますのは、全国統一でございますので他市町村との比較ができるということでございます。従来は、それぞれの制度といいますかシステムでつくっておりましたので、比較が不可能だったということでございます。したがって、そうしたことを活用いたしまして、同規模程度の他の市町村との比較とか、そういったことも可能になってくるわけでございますので、そういった内容を比較いたしまして、今後活用していきたいと思っております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 平野議員。

○10番（平野広行君） これで私の議案質疑を終わります。

○副議長（三浦義光君） 次に、鈴木みどり議員、お願いします。

○6番（鈴木みどり君） 6番 鈴木みどり、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回は、議案第71号弥富市運動広場条例の一部改正について、お伺いします。

今回一般質問で、このいこいの里の南側にある広場についてお聞きしようと思っていましたけれども、議案の中にこのことが入っておりましたので、基本的なことです、議案質疑としてお伺いします。

まず、議案の中で、弥富市運動広場条例の一部改正で、いこいの里南側の広場を八穂グラウンドとして加えるとあります。この八穂グラウンドの申請の仕方についてお聞きしていきたいと思いますが、本市においては、このグラウンドのほか、亀の子グラウンド、二葉グラウンド、鍋田川グラウンド、子宝グラウンド、上野グラウンド、境港多目的グラウンド、木曽川グラウンド、そして今度新しくできた八穂グラウンドがあるわけですが、これらのグラウンドを使用するに当たり、現在、今どこに申請を出しているのか、また八穂グラウンドの申請はどこですか。すぐ横にあるいこいの里では、この申請だけでもできないかをお聞きします。

○副議長（三浦義光君） 安井生涯学習課長。

○教育部次長兼生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 鈴木議員御質問の、八穂グラウンドの利用許可申請はいこいの里でできないかという御質問ですが、本市内の社会教育施設及びグラウンドにつきましては、全て生涯学習課所管のところで利用許可申請の受け付けを行っております。したがって、今回の八穂グラウンドに関しましても、生涯学習課所管の南部コミュニティセンターで利用許可申請を受け付けします。

○副議長（三浦義光君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 生涯学習課の管轄ということですので、全てが社会教育センターのほうで申請を出さなきゃいけないということですね。

八穂グラウンドは生涯学習課、いこいの里はいこいの里と、同じ場所にありながら管轄が違ふということで、今お答えいただいたんですけれども、利用時間や利用日は、生涯学習課に合わせていくのか。今までですと、いこいの里の休館日とか、その日程に合わせて、時間が合わせてあったと思うんですが、それはどのようにになりますか。

○副議長（三浦義光君） 安井生涯学習課長。

○教育部次長兼生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 現在、いこいの里に関しましては、弥富市いこいの里条例施行規則第2条で休館日を、それから第3条で開館時間を規定しております。いこいの里の広場に関しましては、利用時間や利用日に関しまして規定されておらず、市民が自由に利用できる多目的広場となっております。

今回、議案第71号で上程させていただきました弥富市運動広場条例に八穂グラウンドを加えることにより、生涯学習課所管のグラウンドとして管理・運営し、利用期間及び利用時間に関しましては、弥富市運動広場条例施行規則第2条別表で、八穂グラウンドの利用期間は1月5日から12月27日まで、それから利用時間に関しましては午前6時から午後6時までとさせ

ていただきます。

○副議長（三浦義光君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 今回、八穂グラウンドとして整備されたわけですが、このグラウンドを使用するに当たり、借りる種目が限られてくるのか、それとも、中に多目的広場、グラウンド、いろんな言い方があるんですけれども、そのグラウンドと多目的グラウンドとで書いてあるものと、どのような違いがあるのかをお聞きしたいと思います。

○副議長（三浦義光君） 安井生涯学習課長。

○教育部次長兼生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） グラウンドと多目的広場の違いに関しましては、各市町で解釈がかなり違います。弥富市におきましては、競技や球技などスポーツ施設として整備したものをグラウンドとし、市民が自由に利用できる場所を多目的広場としております。

○副議長（三浦義光君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 八穂グラウンドのほうは、種目は限られていますか、多目的ですか。それとも種目は限られてくるわけですか。

○副議長（三浦義光君） 安井生涯学習課長。

○教育部次長兼生涯学習課長兼十四山スポーツセンター館長（安井文雄君） 先ほど御答弁申し上げたとおり、今までは市民に自由に多目的で利用できる広場として管理しておりました。今回の整備工事で、少年サッカーをメインとしたグラウンド整備をしまして、少年サッカーのグラウンドが2面確保することができました。今後は、少年サッカーを中心とした利用をしていただくこととなります。

○副議長（三浦義光君） 鈴木議員。

○6番（鈴木みどり君） 使用料については記載がされてありましたので、とにかくグラウンドの立地条件にかかわらず、一律1面ごとに1時間700円ということで理解してよろしいですね。わかりました。

私の質疑はこれで終わります。ありがとうございます。

○副議長（三浦義光君） 次に、那須英二議員、お願いします。

○7番（那須英二君） 7番 那須英二、通告に従いまして質問させていただきます。

私の質問といたしまして、まず議案第64号第2次弥富市総合計画の基本構想についてでございます。

議案のほうでいいますと38ページのほうに、37から続く38ページということで、第3章、まちづくりの基本計画という項目で記された部分になりますけれども、まず第1に、基本目標1として、防災対策の推進というふうに書かれております。この件に関しては、こちらの前期の基本計画案とリンクしているところもあると思いますけれども、そちらのほうも見ま



して検討したところ、以前、三宮議員や朝日議員の一般質問において、高速道路への避難ということで質問があったかと思います。高速道路と連携して、公園やハイウェイオアシス等を整備し、避難所を兼ねる提案がされて、以前の市長は、この高速道路と交渉していくということで、高速道路への避難ということを重要項目として上げて交渉に臨んでおりましたけれども、この件に関してはやはり、私としてはこの弥富市としては必須の課題だと思いますので、この高速道路への避難、またはその隣接地にそうした公園等を設けて、下からも上れるような大型な避難所が必要かと思いますが、そういった項目をぜひこの基本計画に追加していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） 那須議員に御答弁申し上げます。

以前の答弁におきましては、高速道路上への避難についてNEXCO中日本と交渉してまいりますと御答弁させていただいております。

現在の進捗を御説明いたしますと、東名阪自動車道について、平成27年11月にNEXCO中日本に高速道路上への一時避難を要望しましたが、平成28年1月に、高速自動車専用道路であり、住民避難者安全確保、通行する車両の危険防止、確実な交通規制が行われなければならない、現状においては休憩施設など安全な場所が確保できることを検討していくとの回答がございました。

その後、安全な場所として、インターのり面を活用する一時避難場所建設のため、平成28年8月に弥富市、蟹江町、NEXCO中日本による、津波・高潮・洪水時の緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定を締結いたしました。その際、桑名市が長島インター付近に設置しました一時避難場所を参考に蟹江町とともに計画しましたが、建設調査を進めていく段階で、インターのり面への設置に対する強度について、長島インター付近の一時避難場所は高速道路本線の強度があるコンクリートで補強された側面に設置しているのに対し、弥富・蟹江インターとも土盛りのり面のため、国の示す基準と同等の耐震性を確保することが困難であり、災害時に崩れる可能性もあることから、構造補強など行わなければならない、整備自体が困難な状況でございます。

なお、NEXCO中日本は、両インターのり面に対し、今後構造補強の予定はないと回答をいただいております。

高速道路を避難場所として活用していくことにつきましては、総合計画に追加する考えはございませんが、今後も引き続き新たな提案など定期的に協議を進めてまいります。

○副議長（三浦義光君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、総合計画には追加しないけれども引き続いての交渉と。または、インターのり面において強度が足りないということが新たな調査によってわかったというこ

とでございますので、時間のかかることかもしれませんが、ただし、災害は本当にいつ何時、すぐにやってきてもおかしくないという状況にありますので、できれば早急な対応を求めたいと思います。

続きまして、この基本目標の続いて1なんですけれども、環境衛生と環境対策の推進とも書かれております。市内用排水路が汚染されて、夏場はもとより冬場にも悪臭が漂う地域があるので、ぜひ環境対策という中でいうのであれば、1つふやしてほしい項目といたしまして、悪臭対策を追加して、市民の住環境を守ってほしいと思います。例えば、具体的には、前例を挙げれば、環境浄化剤等の検討を行って、自治会の申請等による容易に使用できるような形で、市のほうから環境対策、悪臭対策としてぜひ基本計画の中に追加して、悪臭からも市民を守るということを追加してほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 柴田環境課長。

○環境課長（柴田寿文君） 御答弁申し上げます。

用排水路の悪臭対策につきましては、議案とは別に配付しております前期基本計画の基本目標1の施策目標5、環境対策の推進、主要施策と概要の環境汚染対策の推進に記述してございます河川・地下水の水質汚濁対策の中で取り組んでまいります。

なお、具体策として御提案の、環境浄化剤を自治会申請により配付ということにつきましては、これまで議会で答弁させていただいているように、悪臭対策としての環境浄化剤に大きな効果が確認できませんでしたので、申請に対する配付は難しいと考えておりますので、御理解いただけますようよろしくお願いいたします。

○副議長（三浦義光君） 那須議員。

○7番（那須英二君） これは目標ということで、今、環境対策、この前期基本計画（案）の中の13ページの部分に水質汚濁等のものに対して入っておるよということでございますけれども、やはり私としては、市の認識が悪臭に対しての目を向けていただきたいという思いでこうした質問をさせていただいておりますので、ぜひそのことを理解していただいて、環境浄化剤等は一例ですので、これを確実にというわけではありませんが、とはいえ、今の特効薬として考えられるのは、それは私はいいいじゃないかという思いで質問させていただいておりますので、新たな対案があれば、ぜひ市のほうからも提案していただきたいと思いますので、また今後引き続いて調査・検討と、あと進捗状況、また新たな改革案が示されましたらぜひ教えていただきたいと思います。以上です。

そして、続きまして、今度はこの議案のほうの同じまちづくり基本計画の中の基本目標の5ということで、こちらの前期基本計画（案）の中では61ページからのものになりますけど、この中の64ページ、道路交通網の充実、議案のほうでは40ページ、道路交通網の充実ということで、先日、高橋議員の質問もありましたが、道路交通網の充実ということで、市内の交

通網のかなめであるコミュニティバス、これが現状余り効率的とは言えない状況にあります。もちろん何回も改善されておりますし、また今後も改善していくということでございますけれども、今までのようにさまざま、多少ルートを変更したり時間を変えていくだけでは根本的な解決に至らないと思っております。もっと抜本的な改善案をぜひ示してほしいと思います。

高橋議員の質問の中で、来年はアンケートやシンポジウム、ワークショップ等を行いながら、市民と協働しながら考えていくということでございますが、ぜひその中にオンデマンド等の検討も加えていただきたいと思いますけれども、そうした抜本的な改善案として、市が思っている今の対案みたいなものはございますでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 伊藤危機管理課長。

○危機管理課長（伊藤淳人君） お答えします。

現在のところ、具体的な案というものはございませんが、御指摘のオンデマンド方式などの導入につきましては、当該調査の分析結果をもとに考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○副議長（三浦義光君） 那須議員。

○7番（那須英二君） せっかくシンポジウムやワークショップを行うということなので、それに間に合うように調査をしていただいて、オンデマンドがどういうものなのか、これを検討したらどうかということで、市民のほうにもぜひ議論の議題として上げていただいて、それを踏まえた上で、今後どうしていくかということで対策を考えていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次ですが、同様にこの議案のほうの基本目標5の中の40ページになりますけれども、公園緑地の充実、こちらの前期基本計画の中では70ページに該当する部分でございますけれども、都市計画において、区画を整理した場合は緑地面積の基準を設けていると思います。逆に、都市計画ではなくて、個々が売買していった開発が進んできた地域は、その基準ではない状況になって、都市計画の中で行っておれば緑地が確保されるのに対して、そうではなく個々で開発してきた地域においては、その緑地がないというような状況になっているわけでございます。そこで、今後の市街地の開発においても都市計画と同様の緑地面積の基準を設けて、開発事業者にもその基準を満たすための負担をしてもらうような制度を整備したらどうかと思います。ただし、わずかながらの面積をちょいちょいと提供していただいても、それは余り効果がないものですから、公園整備、緑化のための資金として出資してもらって、市でそれを使いながら緑地、公園の整備をしていくというような構想でございますけれども、そういった構想で、要するに基準を設けた上で公園、緑地の面積を確保していくという形においてはどうかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○副議長（三浦義光君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） お答えさせていただきます。

開発行為における公園の設置につきましては、弥富市宅地開発行為等に関する指導要綱により、事業者には、事業区域面積が3,000平方メートル以上の場合は3％または150平方メートルのいずれか大きいほうの面積以上の公園、緑地または広場を整備していただいております。

現状といたしまして、宅地開発事業が区域面積3,000平方メートル未満で施行されていることが多く、愛知県開発許可基準においても公園、緑地の設置義務が免除されております。これは、先ほどもおっしゃられたように、小さな公園ですと機能上不十分であったり、維持管理上の問題が残ることによるものでございます。

このようなことから、法律上に規定のない義務づけや指導要綱による緑地設置に対する過大な上乗せは考えておりません。しかし、このような宅地開発事業が連鎖的に行われてきた前ヶ須地区では、公園が少ないことや、市民や地区からの設置要望もあることから、第2次総合計画基本構想期間の中で設置検討をしてまいりたいと考えております。

○副議長（三浦義光君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、市のほうも緑地がない市街地について認識はしておるということでございますので、それを進めていくということでございました。

ぜひそれは進めていただきたいと思います。ぜひ、ある一定の基準を設けながら、出資していただくのはかなり難しいということでございますけれども、この市の公園、緑地の整備の計画において、ある一定の基準を設けながら今後整備していくということを決めていったほうが、わかりやすく対応できると思いますので、これは今、市街地に限って言いましたけれども、市街化区域においても住民としては困っている部分もございまして、そのあたりについてもしっかりと整備していただければと思います。

最後でございまして、同様に議案のほうの基本目標5、40ページに該当するところでございますが、住環境の整備ということで書いてございます。こちらの前期基本計画の中では、72ページからになりますけれども、そこで私としては注目して行っていきたいのが、空き家対策の推進ということで書いてございます。先日、朝日議員の質問も、空き家対策の部分に対してリフォーム等ということで質問がございましたが、私としてはもう少し別の角度でございまして、住環境の整備として空き家対策ということで、空き家の適正管理としてしていく必要があるということでございます。

愛西市を参考にさせていただきましたが、この愛西市というのは、空き家特措法が公表されてから、空き家の管理に対してかなり力を入れて、シルバー等を使いながら、市のほうで積極的にこうした不適切な空き家を整備しているということでございます。この愛西市を参

考に、市としても具体的に空き家の適正管理を援助する手だてを考えていらっしゃるかどうか、まず伺います。

○副議長（三浦義光君） 大野都市計画課長。

○開発部次長兼都市計画課長（大野勝貴君） 愛西市では、シルバー人材センターと協定を締結し、シルバー人材センターが行う空き家等の見回りや空き家の状況報告書の業務を相談を受けた空き家の所有者等に紹介することにより、空き家の適正管理の推進を図られております。

これは、所有者等が遠方にお住まいの方等に空き家の状況が容易に把握できない場合等に非常に有効なサービスだと思いますので、弥富市シルバー人材センターと相談させていただきます。

また、弥富市は愛知県宅地建物取引業協会と空き家等対策に関する協定の締結を予定しており、空き家に対する専門家の相談や弥富市空き家バンクの設置により、空き家の発生の未然防止や適正な管理や流通、活用等の推進を図ってまいりたいと考えております。

○副議長（三浦義光君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 今、当局のほうから対策をいろいろと考えられているということですので、愛西市の件もこうした制度をぜひ参考にしてやっていただけるということですので、やはり一刻も早く、特定空き家、危険な放置された空き家、崩れそうな部分であったり、または雑草が生い茂っているような、火がついたらもうすぐに近隣に燃え移るような危険な状態を野放しにするのではなくて、適正に管理していただけるように市のほうからも強く地権者等に要請していただきながら、こういう制度があるよということで紹介しながら、適正な管理に努めていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。私の質問は終わらせていただきます。

○副議長（三浦義光君） 他に質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（三浦義光君） 質疑なしと認め、本案13件はお手元に配付した議案付託表のとおり、委員会に付託します。

以上をもちまして本日の議事日程は全て終了しましたので、本日の会議はこれにて散会をします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時50分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会副議長 三 浦 義 光

同 議員 鈴 木 みどり

同 議員 那 須 英 二

平成31年 1 月22日
午後 2 時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（15名）

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 朝 日 将 貴 | 3 番 | 加 藤 克 之 |
| 4 番 | 高 橋 八重典 | 5 番 | 永 井 利 明 |
| 6 番 | 鈴 木 みどり | 7 番 | 那 須 英 二 |
| 8 番 | 三 宮 十五郎 | 9 番 | 早 川 公 二 |
| 10番 | 平 野 広 行 | 11番 | 三 浦 義 光 |
| 12番 | 堀 岡 敏 喜 | 13番 | 炭 竈 ふく代 |
| 14番 | 佐 藤 高 清 | 15番 | 武 田 正 樹 |
| 16番 | 大 原 功 | | |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 8 番 | 三 宮 十五郎 | 9 番 | 早 川 公 二 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 欠員（1 名） 2 番

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

| | | | |
|--|---------|----------------------------|---------|
| 市 長 | 安 藤 正 明 | 副 市 長 | 大 木 博 雄 |
| 教 育 長 | 奥 山 巧 | 総 務 部 長 | 渡 邊 秀 樹 |
| 民 生 部 長 兼
福 祉 事 務 所 長 | 村 瀬 美 樹 | 開 発 部 長 | 安 井 耕 史 |
| 教 育 部 長 | 立 松 則 明 | 総 務 部 次 長 兼
庁 舎 建 設 室 長 | 伊 藤 重 行 |
| 民 生 部 次 長 兼
福 祉 課 長 | 山 下 正 巳 | 開 発 部 次 長 兼
土 木 課 長 | 伊 藤 仁 史 |
| 開 発 部 次 長 兼
都 市 計 画 課 長 | 大 野 勝 貴 | 会 計 管 理 者 | 山 田 淳 |
| 教 育 部 次 長 兼
生 涯 学 習 課 長 兼
十 四 山 ス ポ ー ツ
セ ン タ ー 館 長 | 安 井 文 雄 | 教 育 部 次 長 兼
図 書 館 長 | 横 山 和 久 |
| 監 査 委 員 長
事 務 局 長 | 羽 飼 和 彦 | 総 務 課 長 | 佐 藤 文 彦 |
| 財 政 課 長 | 佐 藤 雅 人 | 秘 書 企 画 課 長 | 安 井 幹 雄 |
| 危 機 管 理 課 長 | 伊 藤 淳 人 | 税 務 課 長 | 佐 野 智 雄 |
| 収 納 課 長 | 服 部 朋 夫 | 市 民 課 長 | 梅 田 英 明 |
| 保 険 年 金 課 長 | 服 部 利 恵 | 環 境 課 長 | 柴 田 寿 文 |

| | | | |
|--------------------------------------|---------|-----------|---------|
| 健康推進課長 | 飯 田 宏 基 | 介護高齢課長 | 藤 井 清 和 |
| 児 童 課 長 | 大 木 弘 己 | 十四山支所長 | 鈴 木 博 貴 |
| 総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長 | 村 瀬 修 | 農 政 課 長 | 小笠原 己喜雄 |
| 商工観光課長 | 横 江 兼 光 | 下 水 道 課 長 | 水 谷 繁 樹 |
| 会 計 課 長 | 伊 藤 えい子 | 学校教育課長 | 渡 邊 一 弘 |
| 歴史民俗資料館長 | 伊 藤 隆 彦 | | |

6. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|--------|---------|---------|---|---------|
| 議会事務局長 | 石 田 裕 幸 | 書 | 記 | 鷲 尾 里 恵 |
| 書 | 記 | 伊 藤 国 幸 | | |

7. 議事日程

- | | |
|-------|---|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第64号 第2次弥富市総合計画の基本構想について |
| 日程第3 | 議案第65号 土地改良事業に伴う町の区域の変更について |
| 日程第4 | 議案第66号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について |
| 日程第5 | 議案第67号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について |
| 日程第6 | 議案第68号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第69号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第70号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第71号 弥富市運動広場条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第72号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第73号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第5号） |
| 日程第12 | 議案第74号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第13 | 議案第75号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第76号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
（追加提案） |
| 日程第15 | 議案第77号 工事請負契約の締結について |

日程第16 議案第78号 工事請負契約の締結について

日程第17 閉会中の継続審査について

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後 2 時00分 開議

○議長（堀岡敏喜君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（堀岡敏喜君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、三宮十五郎議員と早川公二議員を指名します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第 2 議案第64号 第 2 次弥富市総合計画の基本構想について

日程第 3 議案第65号 土地改良事業に伴う町の区域の変更について

日程第 4 議案第66号 弥富市議会の議員及び弥富市長の選挙における自動車の使用及び
ポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

日程第 5 議案第67号 弥富市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正につ
いて

日程第 6 議案第68号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条
例の一部改正について

日程第 7 議案第69号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の
一部改正について

日程第 8 議案第70号 弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について

日程第 9 議案第71号 弥富市運動広場条例の一部改正について

日程第10 議案第72号 弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部改正について

日程第11 議案第73号 平成30年度弥富市一般会計補正予算（第 5 号）

日程第12 議案第74号 平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

日程第13 議案第75号 平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

日程第14 議案第76号 平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第 2、議案第64号から日程第14、議案第76号まで、以上
13件を一括議題とします。

本案13件に関し、審査の経過と結果の報告を委員長よりお願いします。

平野行財政委員長。

○行財政委員長（平野広行君） 行財政委員会に付託されました案件は、議案第64号第 2 次弥
富市総合計画の基本構想についてを初め13件です。

本委員会は、去る 1 月16日に、委員14名の出席により開催し、審査を行いました。その審

査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、総務部、開発部の所管する審査をいたしました。

まず、議案第64号第2次弥富市総合計画の基本構想についてから議案第70号弥富市職員の給与に関する条例の一部改正について、以上7件の一括審査をいたしました。

委員より、市のにぎわい創出、市の活性化を図るため、大きく基本目標に掲げる必要があるのではないか、他市のように観光マップをつくったり、弥富市のグルメ、農産物を開発したりする中で、市の活性化につながると思うので力を入れてほしいとの意見に対し、市側から、商店街、商工業者の自発的な活動が重要であり、その活動に市としてできる支援をしたい、特産物への商品開発に力を入れている商店があれば、市としてマップをつくるなどを視野に入れ進めていくとの答弁がありました。

また、別の委員より、市街化区域づくりの進捗はとの質問があり、市側より、車新田地区のまちづくりは第2回の意向調査を実施し、結果を取りまとめ中だが、土地区画整理事業で基盤整備をしていく方針に対し、賛同できる、または条件つき賛同が多い状況であり、仮同意をとるための業務を進めていくとの答弁がありました。

そのほか、議案第64号第2次弥富市総合計画の基本構想についてに関連したさまざまな質疑がなされました。

次に、議案第73号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第5号）、議案第75号平成30年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）及び議案第76号平成30年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、以上3件を一括審査しました。

最初に、市側より説明があり、質疑に入り、委員より、一般会計補正予算の職員の時間外が減額となっているが、職員に抑制をしたり、早く帰れるような整備をしたりされたのかとの質問に対し、市側より、要因は調べていないが、各所管で事務事業を見直し、減額になっていると考えているとの回答がありました。

次に、所管を入れかえ、民生部・教育部の所管する事項の審査に入り、まず議案第71号弥富市運動広場条例の一部改正について、議案第72号弥富市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、以上2件を一括審査いたしました。

委員より、八穂グラウンドの駐車場の確保はどのようになっているかとの質問があり、市側より、以前ゲートボール場であったところを整備し、駐車場として確保するが、敷地が狭い。サッカー協会、スポーツ少年団には事前に十分説明し、駐車場が狭いことを考慮の上、御利用いただくようお願いするとの回答がありました。

また、市民の方は、運動後、いこいの里のお風呂を利用できるかとの質問に、開館日、開館時間であれば利用は可能との回答がありました。

以上のような質疑がありました。

次に、議案第73号平成30年度弥富市一般会計補正予算（第5号）、議案第74号平成30年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第2号）、以上2件を一括審査しました。

最初に、市側より説明があり、質疑はありませんでした。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、全員賛成で原案を了承しましたことを御報告し、行財政委員会の報告を終わります。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしを確認しましたので、これにて質疑を終了します。

これより討論に入ります。

通告に従い、討論の発言を許します。

三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） 私は、議案第64号第2次弥富市総合計画の基本構想について賛成をし、この間の取り組みの問題点などを整理し、深刻なゼロメートル災害を含む地震防災対策、交通安全、高齢者・障がい者福祉などの市と県などの行政機関が現在求められている水準にふさわしい効果的な事業の推進を図ることを強く求めるものでございます。

この地域の最大の問題の一つは、そう遠くない南海トラフ地震から住民の生命、財産と安全を守るためにどう取り組んでいくかということです。県が公表し、市民に配付されております資料でも、木曽川の堤防が決壊した場合は、市内のほとんどが周辺市町村を巻き込んで1メートルから5メートルもの高さの洪水が予想され、多くの死傷者が発生するというものでございます。

伊勢湾台風の後計画されたスーパー堤防は、JR鉄橋以南は高さ7.5メートル、以北は7メートルの堤防がつくられ、必要な対策が進められておりますが、この堤防が想定しているのは、国道1号尾張大橋で高潮時の推移は4メートル52センチ、そして洪水時の計画高水位は5メートル25センチとされておりますが、尾張大橋は路面で高さ5メートル、桁下高が3.9メートルで、大きな障害となります。加えて、橋の上・下流部分は堤防の高さも幅も旧来のまま放置されており、早くから国・県、海部津島、それぞれの防災計画でも重要度Aの区域とされ、その解決を求められているものです。

私ども日本共産党は、1999年、平成11年の国に対する予算要望として、瀬古由起子衆議院委員に八田広子参議院委員などと県議団、市長村議団の要請で国交省に行きましたが、そのときの国交省の答弁は、尾張大橋は老朽化しており、防災上も重要度Aであり、さらに高潮に洗われる可能性がある。したがって、かけかえを事業化し、場所をずらしてかけかえする

ための設計をしている。設計が済み次第、手続に入る段取りであるという答弁がされておりました。

その後、当面は補修で対応し、伊勢大橋の次につけかえをすると変更したことが明らかになりました。さきの議会で私のこの質問を知った橋の近くに住むBさんは、尾張大橋をつきかえの図面が看板にされてつけられてびっくりしておりましたが、いつの間になくなったのはそういうことだったのかと怒りをあらわにしております。

さきの委員会審議で、当局も含めて議員の皆さんにも配付させていただきましたが、伊勢大橋のつけかえに関する一般国道1号、桑名東部拡幅の事業概要の表がありました。これを見ると、これは公共土木に詳しい私の知人がホームページに公開されているものを取り出してくれたものでございますが、これを見ると、なぜ伊勢大橋が尾張大橋より早くなったかがはっきりとわかります。都市計画決定のための測量や設計のための調査費がついた事業化が実は昭和51年から始まり、都市計画決定が行われたのが昭和60年、用地買収着手が昭和63年、工事着手が平成18年と、全体事業費は513億円の大事業です。弥富市や愛知県は今日でもこうした具体的な都市計画決定に向けての実務的な準備は何も行われておりません。尾張大橋周辺の事業に予算を、そういう状況のもとでつけられるはずがなかったということだと思います。こうした大事業を行うためには、必要な行政手続を組織的に抜かりなくやっていく、この場合、地元市町村と県、県の国道事務所と国交省の地方整備局がしっかり連携していくことが必要です。声高に防災を唱えても、こうした行政としての具体的な対応が何もされていないのが現在までの県・市町の取り組みであり、またそのことを直視せずに対応してきた私たち自身の汚名も恥ずかしく思っております。

そうした反省の上に、改めて基礎自治体として市が果たす役割をしっかりと果たし、調整機能を担う県国道事務所と、それを介した地方整備局が一体となって、一日も早く伊勢大橋の事業ももうかなり長期になっておりますので、終わりが近づいておりますので、それに間に合うような、やはり都市計画決定ができる準備を始めていただくことを強く求めます。まず、本当に本気で弥富市が取り組んでいくことを強く求めておきます。

次に、交通安全について申し上げます。

愛知県が15年連続で死亡事故1位を続けております。それでも、愛知県は平成20年、年間死者が318人から29年度は200人へと37%減少させております。弥富市は20年から22年の3年間の合計が5人で、27年から29年の3年間では9人と、県がかなり減少させているもとの、約2倍となっております。これを県と市の人口1人当たりで見えますと、20年の当時は県は2万6,927人に1人、弥富と比較するために3年間、20年から22年と、27年から29年を出しましたが、最初の3年間は、まだ弥富のほうが2万5,896人に1人ということで、ほぼ同じではありますが、少なかったわけでありまして。ところが、27年から29年の3年間では、県が

3万6,028人に1人の割合になったのに対し、弥富は1万4,790人に1人と、2.4倍も悪くなっております。まさに非常事態と言っていると思います。

12月下旬に行われましたNHKのラジオ放送で、愛知の死者の半分以上が65歳以上の歩行者と自転車の死亡者だとのことでした。人口も昼間人口もはるかに多い東京や大阪に比べて、愛知の、また弥富の事故死亡者の割合が大幅に高くなっている理由ははっきりしています。それは、交通インフラの整備と高齢化の関係です。東京、大阪、名古屋では1キロほどで地下鉄などの駅があり、その間に3つも4つもバスの停留所があり、足の悪くなっている人は自転車などに頼らなくても、多くの人たちが通院や買い物の日常生活ができるようになっていくこと、名古屋の高齢者は無料に近いような低額でバスや地下鉄が利用できるし、一定の障がいのある方には年間80枚を超えるタクシーチケットが配付されているなどの弥富市に比べて大きな違いがあることです。弥富市では、公共交通の不備に加えて、わずか2.5キロメートルの県道一宮弥富線の大型自動車から自転車までが一緒の車道を通らなければならない、10年間の1キロメートル当たりの死亡事故は0.8人で、市の公道1キロメートル当たりの20倍以上、人身事故は54.8件で12倍を超えております。こんな危険な道路となっています。

事もあろうにこの道路を使って、ニッケゴルフ場跡地を利用する中古車オークション会場の建設計画……。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。ちょっとストップしてください。

賛成討論ですよ。

○8番（三宮十五郎君） 賛成討論です。

○議長（堀岡敏喜君） 64号は、基本、弥富市総合計画です。総合計画の賛成の理由を述べてください。

○8番（三宮十五郎君） 賛成の理由は一番最初に述べました。この計画を本当に実行していくことを求めて、私は発言をさせていただいております。それが私の賛成の理由であります。じゃあ、続けます。

ゴルフ場跡地を利用する中古自動車オークション会場の建設計画が進められ、住民説明会で、埼玉の市街地の中でもっと大きなオークション会場を運営しているが、何も問題は起こっていない、車の搬入はトレーラーで行う、朝のラッシュ時を除いて1時間当たりで5台の通行を予定していると発表されております。埼玉のオークション会場は、4車線の整備された国道に面したものであり、弥富の予定地とは根本的に異なるもので、沿道やこの道路を利用する人々の不安が広がっております。

昨年の2月県議会では、県警本部長が開発に関する交通安全問題の質問に答えて、交通安全と円滑を確保し、地域の方々の不安を解消するため、開発の主体となる事業者に対し、交通量や交通の流れの変化等について詳細な予測を行うよう、さらに道路管理者に対し、そ

の結果に応じて道路改良を初めとする必要な対策を先行的に行うよう、個別に申し入れを行うほか、警察としましても必要な対策を講じておるところですと述べております。

当時、安藤市長も県議会の議場でお聞きになっていると思いますが、そういう立場で県警本部と道路管理者であります愛知県が必要な対策と支援を行うよう強く要望して、この事業を進めていく、そして基本計画の実施計画に生かしていくことができるような対応をお願いしたいと思います。

高齢者・障がい者支援に関して申し上げます。

1月20日は、国際条約としての障がい者権利条約を日本が批准をして5年目となります。先進国では大変おくれたものですが、障がいのある人に障がいのない人と同じ権利を保障し、その実現に向けて必要な措置をとることを国に義務づけております。

実際には、最近の一連の報道でも知られておりますように、障がい者の問題は、国・県を含めて大きな問題となっております。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員、総合計画に障がい者施策は入っていますか。

○8番（三宮十五郎君） 障がい者基本構想の中に、項目として入れられております。

○議長（堀岡敏喜君） どこにありますか。それに対しての賛成討論、賛成の理由を述べてください。

○8番（三宮十五郎君） 賛成の理由は、実際に本気で実行していただくということを要請して、この計画が前進するようにしていただきたいというのが、私の……。

○議長（堀岡敏喜君） 残念ながら、先ほどから討論として述べられていることは持論というか、御自身らの見解を述べられているようにしか聞こえないんです。賛成する理由を述べてください。簡潔に。

○8番（三宮十五郎君） 賛成する理由は、いろいろ計画をしても、実際にそれぞれ定められた実務的な方法で対応しなければできないということでございます。

○議長（堀岡敏喜君） 先ほどから、要望しますとか、そういったことも含めてもらっても最悪いですが、簡潔にお願いします。賛成する理由を述べてください。

○8番（三宮十五郎君） 障がい者の問題について申し上げますと、私も長いこと議員をやらせていただいておりますが、私が議員になったのは昭和43年でございますので、非常に県も自治体も障がい者問題などが十分皆さんに知られていなかったり、またそういう制度の活用がされていないということで、非常に熱心にそういう対象の人たちに寄り添った施策を行い、県としてもちゃんと市町村で、医師に診断をしていただけないような人を受け入れるための、県としてそういう場所を用意しておりました。そういうことがこの間次々となくなって、非常に実際に多くの人たちが身体障がい者手帳がとれないような状態が慢性化しております。

こういう事態を打開するためにも、きちんと県や国がその役割を果たしていただく、そし

て弥富市はそれに基づいた市町村の義務として定められていることを実施していく、そういう本気の取り組みをしていただくことを抜きにしては、私はこの総合計画の基本構想が実際に市民に寄り添った形で解決されるものではないということを強く申し上げて、そのことを要望しながら賛成する、私どももまたそのために力を尽くしていくということを表明して、賛成討論とさせていただきます。

○議長（堀岡敏喜君） 他に討論の方はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論がないことを確認しましたので、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第64号から議案第76号、以上13件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号から議案第76号、以上13件は原案のとおり可決されました。

本日、安藤市長より、議案第77号及び第78号が提出をされました。

お諮りします。

これを直ちに日程に追加をし、議題としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号及び78号を本日の日程に追加をし、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第15 議案第77号 工事請負契約の締結について

日程第16 議案第78号 工事請負契約の締結について

○議長（堀岡敏喜君） この際、日程第15、議案第77号及び日程第16、議案第78号、以上2件を一括議題とします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案2件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第77号及び議案第78号工事請負契約の締結につきましては、小学校の空調機器設置工事施工のため必要があるものであります。

議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。以上です。



○議長（堀岡敏喜君） 次に、議案の説明を総務部長に求めます。

渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） 議案第77号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

内容につきましては、1. 工事名、空調機器設置工事（弥生小学校・白鳥小学校）。2. 工事場所、弥富市鰯浦町地内他。3. 工事請負金額、1億2,578万7,600円。4. 請負契約者、コニックス株式会社。5. 契約の方法、5名の一般競争入札でございます。

空調機器設置工事（弥生小学校・白鳥小学校）施行のため契約を締結するものでございます。

次に、議案第78号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

内容につきましては、1. 工事名、空調機器設置工事（桜小学校・日の出小学校）。2. 工事場所、弥富市前ヶ須町地内他。3. 請負契約金額、1億2,822万8,400円。4. 請負契約者、コニックス株式会社。5. 契約の方法、2名の一般競争入札でございます。

空調機器設置工事（桜小学校・日の出小学校）施行のため契約を締結するものでございます。

以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員。

○8番（三宮十五郎君） ただいま2案件が上程されておりますが、それぞれの予定価格、またあと2件含めて関連の総事業費の予定価格と、それから落札額について答弁いただきたいと思っております。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

まず、弥生小学校、白鳥小学校でございます。

予定価格が、税抜きでございますけれども、1億6,704万円でございます。落札金額、これも税抜きでございます。1億1,647万円でございます。

続きまして、桜小学校、日の出小学校でございます。

予定価格が税抜きで、1億5,395万円でございます。落札金額1億1,873万円でございます。いずれも税抜きでございます。

続きまして、今回議案に上がっておりません大藤小学校、栄南小学校のグループでございます。こちらにつきましては、予定価格が7,645万円、税抜きでございます。落札価格、これは、入札業者名はコニックス株式会社でございます、5,070万円でございます。

続きまして、もう一つのグループで、十四山東部小、十四山西部小学校でございます。こちらの予定価格、税抜きで7,269万円、入札業者は株式会社フコク東海で、落札金額4,503万5,000円でございます。以上でございます。

○議長（堀岡敏喜君） 三宮議員、よかったですか。

○8番（三宮十五郎君） はい、結構です。

○議長（堀岡敏喜君） ほかに質疑の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 議案第77号と78号、日の出小学校と弥生・白鳥小学校でございますが、同じ会社が落札ということでございますけれども、この会社自体の人的規模といいますか、要するに6月に間に合うようにということで市のほうはおっしゃっていましたが、その辺の人的等、また資材等の案件に関しては、何も心配ないということでよかったですでしょうか。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

御質問の件に関しましては、問題ないと聞いております。

○議長（堀岡敏喜君） 那須議員。

○7番（那須英二君） 問題ないということでございますが、会社の規模等はわかりますでしょうか、人的配置等。

○議長（堀岡敏喜君） 渡邊総務部長。

○総務部長（渡邊秀樹君） お答えいたします。

今、御質問の件につきましては、今、手元ございませんので、また後ほどお答えをさせていただきます。

○7番（那須英二君） わかりました。じゃあ、また後でということで。

○議長（堀岡敏喜君） ほかに質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第77号及び議案第78号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 討論なしと認め、これより採決に入ります。

議案第77号及び議案第78号、以上2件を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議案第77号及び議案第78号、以上2件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 閉会中の継続審査について

○議長（堀岡敏喜君） 日程第17、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りをいたします。

議会運営委員長の申し出どおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（堀岡敏喜君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申し出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了しました。

これをもちまして、平成30年第4回弥富市議会定例会を閉会をいたします。お疲れさまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時32分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 堀 岡 敏 喜

同 議員 三 宮 十五郎

同 議員 早 川 公 二